

令和2年8月26日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

6番	佐藤仁志	7番	横井克典
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
市民生活部長	横山和久	健康福祉部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟
建設部長	大野勝貴	教 育 部 長	山下正己
総務部次長兼 総務課長	伊藤重行	総務部次長兼 企画政策課長	佐野智雄
総務部次長兼 防災課長	伊藤淳人	会計管理者兼 会計課長	伊藤 えい子
監査委員 局長	佐藤雅人	健康福祉部次長兼 福祉課長	大木弘己
建設部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄	建設部次長兼 土木課長	伊藤仁史
財政課長	立石隆信	人事秘書課長	山森隆彦
税務課長	横江兼光	収納課長	細野英樹
市民課長	鈴木博貴	市民協働課長	安井幹雄
商工観光課長	浅野克教	十四山支所長	山田 淳
保険年金課長	服部利恵	健康推進課長	山守美代子

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	飯田宏基
都市整備課長	梅田英明	下水道課長	水谷繁樹
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	図書館長	服部朋夫

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柴田寿文	書記	佐藤文彦
書記	鷺尾里恵		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 同意第15号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第5 同意第16号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6 同意第17号	教育委員会委員の任命について
日程第7 議案第48号	令和2年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第49号	令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
日程第9 議案第50号	令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第51号	令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第52号	令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12 認定第1号	令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第2号	令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第3号	令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第4号	令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第5号	令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第6号	令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第7号	令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（大原 功君） ただいまより令和2年第3回弥富市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場には定足数の8人を下回らないよう入場し、他の議員につきましては、議員控室のモニターで視聴し、審議に参加してください。

なお、採決につきましては、全議員が議場に入場してください。

それでは、これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、佐藤仁志議員と横井克典議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月23日までの29日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月23日までの29日間と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

安藤市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和元年度健全化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書が、また地方自治法施行令の規定により、令和元年度弥富市一般会計継続費清算報告書の提出がされました。

次に、監査委員から地方自治法の規定により、例月出納検査の結果及び定期監査の結果がそれぞれに提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 日程第6 同意第17号 教育委員会委員の任命について

○議長（大原 功君） この際、日程第4、同意第15号から日程第6、同意第17号まで、以上3件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

令和2年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

ここで、提案理由の御説明をさせていただく前に、係争中でありました新庁舎建設事業に係る2件の訴訟の判決について述べさせていただきたいと思っております。

この2件の訴訟は、私が就任する以前に提起され、2年以上にわたり争われてまいりました。そして、7月22日に名古屋地方裁判所により判決が出され、2件の訴訟のいずれも市側の勝訴という結果でございました。

私は、この結果に安堵するとともに、訴えの原因でありました事業用地の取得に際し、前任の服部市長・大木副市長が大変な御苦勞をされて真摯に対応されてこられましたことや、議員の皆様が土地取得に関する課題に対し、真剣に御審議していただき議決をなされたことが、このたびの判決の結果であったと考えております。

改めまして、前任の服部市長・大木副市長並びに議員の皆様には、心より感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

それでは、議案の提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は同意3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第15号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、飯田哲夫氏が令和2年9月21日任期満了のため、その後任者として、飯田哲夫氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第16号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、佐藤孝氏が令和2年9月21日任期満了のため、その後任者として、佐藤孝氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第17号教育委員会委員の任命につきましては、伊藤昭三氏が令和2年9月30日任期満了のため、その後任者として、矢野浩一氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） これより同意議案第15号の質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の方ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

よって、採決に入ります。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意議案第15号は原案どおり同意することに決定いたしました。

これより同意議案第16号の質疑に入ります。

質疑の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第16号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意議案第16号は原案どおり同意することに決しました。

これより同意議案第17号の質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第17号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意議案第17号は原案どおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第48号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

○議長（大原 功君） この際、日程第7、議案第48号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第48号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、GIGAスクール構想に伴うタブレット購入等の関係費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第48号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億925万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を208億6,927万8,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、教育費国庫補助金1億602万円、財政調整基金繰入金2億323万6,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、教育費におきましてタブレット用ソフトなどの消耗品費7,395万5,000円、学校情報機器設定委託料3,786万1,000円、タブレット等の購入費を小・中学校合わせまして1億8,684万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより議案第48号の質疑に入ります。

質疑の方ありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

この弥富市一般会計補正予算について質疑させていただきます。

まず、このタブレット端末等の導入の関係において、3億円近い予算が出ることとなります。そのうち国のほうから1億円強の補助が入りますので、実質持ち出しは2億円強という状況になります。これは、財政調整基金を約2億円取り崩すということですが、これについて、地方創生臨時交付金のほうで対応できるのかどうかお答えください。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

このGIGAスクール構想に伴うタブレット端末の購入に係る経費の補助金を除いた分につきましては、臨時交付金の対象になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、地方創生臨時交付金で対応できるということでありましたが、今、臨時交付金の枠が上限としてあると思いますが、どれほど残っていて、このタブレットの端末のほうにどれだけ充てられる状況になりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次交付分につきましては、議案第49号の補正予算で2億6,782万9,000円を歳入として計上させていただいております。第1次交付分9,348万5,000円と合わせますと、合計3億6,131万4,000円となりますが、本市がこれまで感染症対策の経費といたしまして約2億6,800万円は臨時交

付金を充当するよう予定しております。したがって、残りの約1億円はこのG I G Aスクール構想に伴うタブレット端末の購入に充当できると考えております。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） そうしますと、実質財調から出ていくのは1億円ほどになるかと思えます。今のコロナの中で、こうした財源がかかってくるのはやむを得ないことかなというふうには思います。しかし、このタブレット端末を導入することにおいて、このタブレットというのは永続的に使えるものではないと思います。というのは、恐らく5年もすれば更新していかなければならないということで、今後更新コストがかかるとは思いますが、やはりこの更新コストについては、今の国の補助だったり、今の地方創生臨時交付金みたいなものはないというふうに想定できるわけですが、国の補助があるかどうか分からないような状況において、やはりこうした継続的に多額の予算を伴うものになってきますので、特に市長においては、国・県に対してこういうものを維持できるような補助をしっかりと要望していただきたいと思っていますし、また、通信費等の整備において、義務教育無償化の観点で対応をお願いしたいと思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） タブレットを導入いたします。これは全国的なことでございます。弥富市もその中に入って一緒にやっていきたいと考えております。

5年もたちますと、やはり機械ものでございます、こういったものは更新ということが起きてくるわけですが、これはまた全国一律に起こることございまして、国のほうにはそれまでには十分な対応をしていただけるように要望してまいりたいと思っております。

また、環境整備でございますが、これは取りあえずタブレットを導入して学校で使えるようにしましょうというところまでが、今、国のほうの方針でもあるわけでございます。家庭環境等々につきましては、これからのことでございますものですから、国のほうの動向も注視しながら、弥富もそれに遅れることなく対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） ありがとうございます。

市長のほうからも国にしっかりと要望していくということと、通信整備については、まだ今後の課題というものも残されているということでございます。

本来であれば、授業自体が直接顔を合わせて授業ができると、あとあるいは、お友達と触れ合って、教育環境に身を投じて成長していくということが本来望ましいというふうには思



っております。しかし、こうしたコロナ禍の中で、リモートで会って顔を見て話す、双方向で授業が行うことができるというツールとしては有用なものになりますので、これはいいことだなあとと思いますが、しかしながら今市長おっしゃったように、まだまだそうしたオンライン、リモートの状況では対応できるどころではないので、ぜひその対応も早急に急いでいただきながら、御努力を重ねていただきながら対応していただくことをお願い申し上げまして、質問のほうは終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

本案は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第49号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第50号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第51号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第52号 令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 認定第1号 令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第2号 令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第3号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第4号 令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第16 認定第5号 令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第7号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大原 功君） この際、日程第8、議案第49号から日程第18、認定第7号まで、以上11件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案4件、決算認定議案7件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第49号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、住民記録システム改修委託料や土地改良施設整備補助金等の関係費用を計上するものであります。

次に、議案第50号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第52号令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの特別会計につきましては、全会計で1億2,062万3,000円の増額を計上するものであります。

次に、令和元年度各会計の決算認定についてであります。

令和元年度の決算におきましては、平成29年度から進めてまいりました新庁舎建設工事を完了するなど、所期の目的を達成することができましたことは、議員各位をはじめとして市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、改めて深く感謝を申し上げます次第でございます。

ここに、認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第7号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 補正予算及び決算認定につきまして、説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第49号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,755万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を209億5,683万6,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容としたしましては、普通交付税 2 億 4,477 万 4,000 円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2 億 6,782 万 9,000 円、市債の臨時財政対策債 1 億 5,410 万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金 6 億 6,450 万 5,000 円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容としたしましては、総務費におきまして住民記録システム改修委託料 341 万円、民生費におきまして生活保護費国庫負担金過年度分返還金 3,130 万円、農林水産業費におきまして土地改良施設整備補助金 2,272 万 7,000 円であります。

次に、議案第 50 号令和 2 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 9,652 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 41 億 996 万 1,000 円とするものであります。

歳入予算としたしましては、その他繰越金 9,652 万 1,000 円を増額計上するものであります。

歳出予算の内容としたしましては、国民健康保険事業財政調整基金積立金 9,193 万 3,000 円、一般会計繰出金 458 万 8,000 円の増額であります。

次に、議案第 51 号令和 2 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、前年度保険料等の納付状況の確定に伴い保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を 6 億 5,869 万 6,000 円とするものであります。

次に、議案第 52 号令和 2 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、支払基金交付金過年度分返還金 819 万 7,000 円、一般会計への繰出金 459 万 5,000 円等を計上し、歳入歳出予算の総額を 33 億 5,001 万 6,000 円とするものであります。

次に、認定第 1 号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額 203 億 3,762 万 6,000 円、これに対する歳入決算額 192 億 5,494 万 3,241 円で、収入率は 94.7%、歳出決算額 186 億 6,246 万 725 円で、執行率は 91.8%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では 2 億 3,782 万 6,079 円の増額となりました。その内訳の主なものは、市民税が 3,695 万 9,035 円、固定資産税が 1 億 9,049 万 2,472 円であります。市税以外の主なものでは、普通交付税が 2 億 7,263 万 1,000 円、国庫支出金が 17 億 3,070 万 7,438 円、県支出金が 11 億 4,576 万 1,395 円交付され、歳入全体では前年度に比べ 15.9%、26 億 4,816 万 6,163 円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では、新庁舎建設工事を完了するとともに、公共施設再配置計画及び個別施設計画を策定いたしました。

福祉関係では、総合福祉センター利用者の利便性向上のため駐車場拡張工事を行うとともに、高齢者の外出支援のため福祉タクシー利用助成事業を拡充し、75 歳以上の運転免許証自主返納者にも助成することとし、高齢者福祉の増進を図りました。

保健衛生関係では、健康都市宣言の下、予防接種、各種検診事業等の受診率向上を図り、

疾病予防を推進するとともに、新火葬場建設工事に着手をいたしました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払事業を推進いたしました。また、緊急農地防災事業をはじめとする土地改良事業を行い、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付奨励金制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。また、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物PR事業を推進し、観光の振興に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、市道五之三78号線、市道前ヶ須36号線等の道路改良工事を行い、幹線道路などの整備を図りました。

防災関係では、愛知県防災行政無線設備と同報系防災無線設備を新庁舎へ移設工事を行いました。

教育関係では、桜小学校の長寿命化改良工事を行うとともに、小学校普通教室の空調機器設置工事を行い、教育環境の整備に努めました。

社会教育施設関係では、南部コミュニティセンターの屋上防水修繕工事や二葉テニスコートの防球ネット設置工事等を行いました。

次に、認定第2号令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに2億6,726万2,922円でありまして、名古屋第3環状線の街路事業前ヶ須工区において先行取得しておりました土地を県に売り払いましたので、前年度に比べ2億6,725万7,984円の増額となりました。

次に、認定第3号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額38億7,736万1,268円、歳出決算額37億8,083万9,417円であります。

次に、認定第4号令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5億6,657万155円、歳出決算額5億6,425万4,054円であります。

次に、認定第5号令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額32億5,057万5,209円、歳出決算額31億7,976万807円であります。

次に、認定第6号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億491万413円、歳出決算額3億5,183万2,939円でありまして、各施設の維持管理を行いました。

次に、認定第7号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額12億3,138万2,147円、歳出決算額12億1,566万3,004円でありまして、佐古木地区、下之割地区及び海老江地区の管渠布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。

以上でございます。

○議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案11件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案11件は継続議会で審議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時31分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 佐 藤 仁 志

同 議員 横 井 克 典



令和2年9月4日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 板倉克典  | 2番  | 那須英二  |
| 3番  | 小久保照枝 | 4番  | 堀岡敏喜  |
| 5番  | 加藤明由  | 6番  | 佐藤仁志  |
| 7番  | 横井克典  | 8番  | 江崎貴大  |
| 9番  | 加藤克之  | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二  |
| 13番 | 平野広行  | 14番 | 三浦義光  |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 8番 | 江崎貴大 | 9番 | 加藤克之 |
|----|------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                 |        |                   |        |
|-----------------|--------|-------------------|--------|
| 市 長             | 安藤正明   | 副 市 長             | 村瀬美樹   |
| 教 育 長           | 奥山 巧   | 総 務 部 長           | 渡邊秀樹   |
| 市民生活部長          | 横山和久   | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 宇佐美 悟  |
| 建 設 部 長         | 大野勝貴   | 教 育 部 長           | 山下正己   |
| 総務部次長兼<br>総務課長  | 伊藤重行   | 総務部次長兼<br>企画政策課長  | 佐野智雄   |
| 総務部次長兼<br>防災課長  | 伊藤淳人   | 会計管理者兼<br>会計課長    | 伊藤 えい子 |
| 監 査 委 員<br>事務局長 | 佐藤雅人   | 健康福祉部次長兼<br>福祉課長  | 大木弘己   |
| 建設部次長兼<br>農政課長  | 小笠原己喜雄 | 建設部次長兼<br>土木課長    | 伊藤仁史   |
| 財 政 課 長         | 立石隆信   | 人事秘書課長            | 山森隆彦   |
| 税 務 課 長         | 横江兼光   | 収 納 課 長           | 細野英樹   |
| 市 民 課 長         | 鈴木博貴   | 市民協働課長            | 安井幹雄   |
| 商工観光課長          | 浅野克教   | 十四山支所長            | 山田 淳   |
| 保険年金課長          | 服部利恵   | 健康推進課長            | 山守美代子  |

|   |      |                              |      |
|---|------|------------------------------|------|
| 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 藤井清和 | 児童課長                         | 飯田宏基 |
| 都市整備課長  | 梅田英明 | 下水道課長                        | 水谷繁樹 |
| 学校教育課長  | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 中野修  |
| 歴史民俗資料館長  | 伊藤隆彦 | 図書館長                         | 服部朋夫 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 柴田寿文 | 書記 | 佐藤文彦 |
| 書記     | 鷺尾里恵 |    |      |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問



~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） 会議に先立ち、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び7日月曜日の撮影と放映を許可されるよう申出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をよろしくお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、江崎貴大議員と加藤克之議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず、横井議員。

○7番（横井克典君） おはようございます。

7番 横井克典です。

通告に従いまして、私からは3つの質問をさせていただきます。

1つ目はふるさとやとみ応援寄附金について、2つ目は市道鍋平27号線の交通安全対策について、3つ目はカメムシ類等による水稻被害の対応策についてであります。

まず、1つ目のふるさとやとみ応援寄附金について質問をさせていただきます。

ふるさとやとみ応援寄附金とは、いわゆるふるさと納税のことです。ふるさと納税は、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる仕組みであります。寄附金のうち、2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられます。

さて、弥富市におきましては、今年度より返礼品の制度を導入するため、令和2年度一般

会計予算にふるさと応援寄附金支援委託料479万6,000円を予算計上してみえます。そこで質問いたします。具体的にどのような内容の業務を委託されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。

お答えいたします。

1つ目は寄附の受付等に係る業務といたしまして、寄附の受付に関する情報の公表、寄附の受付、寄附者が希望する寄附金の使用用途の受付、お礼品の受付、ポータルサイトにおける弥富市が独自に表示や編集が可能となる領域の提供、弥富市への寄附受付情報管理機能の提供、お礼品情報の管理、寄附金収納の取り止めと返還。

2つ目につきましては、寄附金の収納業務といたしまして、寄附者からの寄附金を受領して弥富市へ払い込む業務、3つ目といたしまして、お礼品の購入及び寄附者への配送手配といたしまして、寄附申込みに応じたお礼品の購入手配及び配送手配、お礼品提供事業者の在庫状況に応じた寄附申込み受付情報の表示切替え、4つ目といたしまして、寄附に関連する問合せ対応に係る業務でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁の委託業務の内容からしまして、弥富市はふるさと納税に係る煩雑で複雑な事務を事業者に行ってもらうことにより、担当者は慣れない業務の負担が減るといふ大変いいメリットがあると思います。

では、寄附の受付サイトはどのような方法、理由で選定され、最終的にどちらのサイトに決定されましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

寄附受付サイトは、ふるさと納税制度及びポータルサイトの企業運営に精通していることが必要であり、全国自治体掲載率も高く、プロモーションに優れている事業者を指名審査委員会に諮り選定をいたしました。また、契約の相手は株式会社さとふるでございます。

なお、プロモーション業務は同社に委託いたしますが、サイトの掲載は株式会社トラストバンクが運営するふるさとチョイスというサイトにも掲載する予定でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 事業者の選定には、先ほどの部長からの説明のように、副市長を委員長とする指名審査委員会で選定されたということですが、ふるさと納税サイトのさとふるは、返礼品の到着が早く、お勧めの返礼品を見つけやすいなど、利用者から高い評価を受けており、大変いいサイトに決定されたかと思っております。

次に、2年目以降、寄附の受付等に係る業務など、当該事業にかかるランニングコストについて、どの程度かかるのかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

寄附受付サイトには、一般的にそのサイトを経由して行われた寄附金額に一定の率を乗じて計算した額を委託料として支払います。仮に寄附がなければ支払うものはございません。したがって、寄附があってもなくても、一定金額が毎年度必要となるものではございません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ランニングコストは、寄附がなければかからないということが確認できました。

次に、3月議会の安藤市長の施政方針の中では、自主財源の確保に向けて新たなふるさと納税をしていただいた方への返礼品の送付を開始し、市の魅力を幅広く発信しながら、多くの寄附をいただけるよう取り組んでまいりますと発言されております。ということは、この返礼品の事業は、令和2年度の大きな目玉となる大変重要な事業であります。私は、3月議会の行財政委員会におきまして、弥富市の具体的な返礼品の品目について質問をさせていただきました。市側からは、地場産業である米を初めとした農産物や金魚関連のものを中心に検討していますとの御答弁をいただいております。

そこで質問します。3月議会以降、どのような方法で返礼品の検討、選定をされましたでしょうか。また、返礼品は決まりましたでしょうか、お伺いします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず、職員にアイデアを募りまして、商工会、JA、金魚組合にも御相談をさせていただきました。そうした中、職員から出たアイデアや商工会からの御紹介も踏まえ、各事業者にお話し、御賛同を得られた事業者から対応が可能な商品などを選んでいただきました。また、返礼品の内容といたしましては、地元で採れた米、米ぬかを利用した化粧品や石けん、地元で製造してみえますお茶漬、振りかけ、しぐれなどの詰め合わせ、ガラス片を漆で包んだグラス、バラなどの生花、食品サンプルのマグネットやコースター、紙製品でありますしおり、ペーパークリップ、切り絵アイテムなどでございます。

なお、金魚関係につきましては、現在、金魚組合と調整中でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 総務部長の御答弁にありますように、市内には、お茶漬をはじめ、これほど多くの返礼品のアイテムが数多くあったことに驚いております。弥富市の魅力を再

確認することができました。ちなみに、私の意見ですけれども、弥富市の特産品である白文鳥関連の商品も加えていただけるとありがたいと思っております。

次に、弥富市では、返礼品の制度を何月から開始される予定でしょうか。スケジュールについて伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

10月からの受付開始に向けて準備を進めております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 10月から始まる返礼品制度を積極的に市の内外にPRしていただき、幸先のよいスタートが切れるようよろしくお願いいたします。

次に、令和元年度までの直近5年間のふるさとやとみ応援寄附金として、弥富市ではどの程度の額の受入れがありましたでしょうか。逆に、ふるさと納税により、本来弥富市が受け取るはずであった市税相当額はどの程度ありましたでしょうか。また、その差額はどの程度でありましたか、伺います。さらに、市は、今年度これまで寄附金を幾ら受け入れられたのでしょうか、併せて伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

直近5年間の弥富市への寄附金につきましては、平成27年度が137万円、平成28年度が131万円、平成29年度は118万円、平成30年度が123万円、令和元年度が120万円でございます。また、他の自治体に移った市税相当額につきましては、平成27年分が約1,545万円、平成28年分が約2,856万円、平成29年分が約4,042万円、平成30年分が約5,380万円、令和元年分が約5,963万円でございます。そして、その差額につきましては、平成27年度が約1,408万円、平成28年度が約2,725万円、平成29年度が約3,924万円、平成30年度は約5,257万円、令和元年度が約5,843万円でございます。また、今年度までに市が受け入れた寄附金の金額につきましては100万円でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のとおり、令和元年度寄附金として120万円を受け入れ、市民税のマイナス分が5,963万円、その差額が5,843万円ということでございます。弥富市では、大変大きなマイナスになっている状況であります。

次に、弥富市は、令和2年度一般会計予算の歳入として、ふるさとやとみ応援寄附金の額を1,000万円と見込んでおられますが、先ほどの御答弁では、10月から返礼品制度を開始するとのことでした。しかしながら、今年度も半年が経過し、残りの半年で予算の見積額1,000万円、見積額どおりに寄附金の収入は見込めないのではないかと考えられますが、この

辺について市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市は、これまで返礼品を交付する自治体として総務省の指定を受けていないため、今回返礼品を交付する自治体として総務省に申出書を提出しておりますが、その指定は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの指定となっております。したがって、10月からのスタートとなったわけでございます。

そこで、10月からの返礼品の交付では寄附金収入が見込めないのではないかという御心配でございますが、このふるさと納税につきましては、寄附される方の1月から12月までの収入に基づいて上限額が算定されることから、その年の収入金額が固まってまいります11月、12月に多くの寄附がなされると聞いておりますので、10月からのスタートでもある程度は見込めると考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の御答弁では、11月、12月に多くの寄附金があるということですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の発生により、例年のように寄附が集まるかどうか不安な要素だと思われまます。

次に、令和3年度以降も、ふるさとやとみ応援寄附金の受入れで歳入が見込まれますが、私は受け入れる寄附金の額について、年度ごとに目標額を設定し、その目標額に向かって努力していく必要があると考えます。

そこで質問いたします。本市では、目標額を定めておられますでしょうか。また、目標額を定めておられるのであれば、その年度ごとの金額をお教えください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本年度は返礼品交付をスタートする初年度でございますので、近隣自治体を参考に1,000万円を目標額としており、次年度以降は、本年度の状況も踏まえながら、より高い目標額を設定していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ぜひとも来年度以降も寄附金の目標額を設定していただき、できれば市民にも公表していただければと思います。

次に、先ほどの御答弁によりますと、弥富市にふるさとやとみ応援寄附金をしていただいた方に、地元のお米やお茶漬けなどの返礼品をお送りすることですが、市長が言われる市の魅力を幅広く発信するという観点からして、弥富市が積極的に地元の元気のある企業などを支援、バックアップして、企業が市の特産品となる返礼品の開発を行うべきであると

考えます。また、弥富市は愛知大学と連携協定を結んでいることから、市がコーディネーターとなり、企業と大学をマッチングさせ、学生のアイデアを取り入れた返礼品の開発を行うなど、ふるさとやとみ応援寄附金を盛り上げるために、市民を巻き込んだ新たな取組を行うべきであると考えます。その点については、市はいかがお考えでしょうか、市長にお伺いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ふるさと納税制度は、寄附金を集めるだけでなく、市の魅力を幅広く発信できるものでございます。現状では、先ほど総務部長から申し上げました返礼品でスタートしたいと考えておりますが、議員が御指摘のように、議員をはじめ様々な皆様のアイデアもいただきながら、返礼品目を増やしていくとともに市の魅力を発信し、多くの寄附をいただけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほど市長の御答弁にありましたように、市内には元気のある特徴を持った企業が多くあることが分かります。市と企業等がふるさと納税制度を最大限に活用して、弥富市の魅力を発信していただきたいと思えます。

最後に、市長には、ふるさと納税で減少する市民税相当額の約5,000万円分を職員の方や議員だけでなく、広く民間企業等を巻き込み、お知恵を拝借しながら減少分を取り戻し、欲を言えば1億円程度を目指して頑張っていただきたいと思えます。

また、ふるさとやとみ応援給付金の返礼品制度で自主財源をしっかりと確保し、多種多様化する市民ニーズに応え、市民サービスの充実につなげていただくよう強く要望して、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、市道鍋平27号線の交通安全対策についてでございます。

事務局、資料1をお願いします。

市道鍋平27号線は、モニターに表示されている資料の真ん中辺り、黄色で色づけした部分でございます。西側は、新政成弥富線、東側は主要地方道名古屋十四山線に接続されている路線でございます。具体的には、十四山地区内にあります子宝新田交差点から同地区内の大山交差点までの2キロ弱の区間であります。この市道鍋平27号線を挟んだ新政成弥富線や主要地方道名古屋十四山線には、道路の両側に歩道が設置されておりますが、この2つの路線に挟まれた市道鍋平27号線には、現在のところほとんど歩道が設置されていない状況であります。

そこで質問いたします。市道鍋平27号線は、名称のとおり弥富市が管理する道路でございますが、新政成弥富線と主要地方道名古屋十四山線の道路管理者はどこになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

道路管理者につきましては、2路線とも愛知県となります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） では、弥富市は、市道鍋平27号線、新政成弥富線、主要地方道名古屋十四山線の3つの路線の昼間の自動車の交通量について把握をなさっていますでしょうか。把握をしておられれば交通量をお教えてください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 市道鍋平27号線及びその両端付近の県道2路線の調査は実施しておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ぜひとも自動車の往来の多い市道鍋平27号線の交通量調査を行っていただき、この道路についての現状と問題点を明確にしていただき、課題の解決につなげていただきたいと強く要望をさせていただきます。

事務局、資料2をお願いいたします。

モニターに表示された写真のとおり、市道鍋平27号線には毎朝、海翔高校の生徒さんや外国人労働者の方が自転車で通学、通勤し、自動車が生徒らの自転車の真横を勢いよく通過し、大変危険な状態であります。私も幾度かこの区間を自転車で走行したことがありますが、特に大型トラックなどが追越しをしていくときなどには、自動車からの風圧などを受け、とても危険な思いをしたことがございます。

また、市民の方からは、町村合併のときから歩道設置の話はあったが、いまだに設置されていない、いつまで待たなくてはならないのかなど、多くの御意見や御要望をお聞きしております。このような危険な状況について、市は把握しておられますでしょうか。また、この危険な状況について、市はどのようにお考えでしょうか。併せてお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 平成29年3月に大山交差点付近が工事完了したことにより、弥富市街地と名古屋間の交通の流れが変わり、交通量が増加していると思われま。

鍋平27号線は、2つの県道を結ぶ重要な路線となり、現在歩道は整備されておりませんが、通学時間帯には高校生の自転車も多く、道路整備の必要性が高まっていると考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の御答弁の中で、平成29年3月の大山交差点付近の工事が完成したことにより、道路整備の必要性が高まってきているというお話でございましたが、平成18年の町村合併の前から、この道路整備、歩道設置の必要性はもう既に意識が高いものだった

と私は思っております。

続きまして、市道鍋平27号線の歩道の設置について、市民の方などから市に対して要望などございましたでしょうか。いつ頃、どういった方からだったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 市道鍋平27号線の道路整備に関する要望書は、平成30年12月に十四山地区コミュニティ推進協議会長をはじめ、子宝、坂中地、五斗山、鍋平、大山各自治会長の連名により提出されております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のとおり、今から2年ほど前に市道鍋平27号線沿線の自治会長さんなどから要望があったということですが、それでは弥富市は市民の方から市道鍋平27号線の歩道設置の要望などについて、どのような対応を行って見えましてでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 地区より提出していただきました道路整備に関する要望事項のうち、平成30年度より舗装の打ち替え工事を計画的に施行しております。今年度につきましても、8月に鍋平地区の舗装工事を発注しております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 地区からの要望どおり、市道鍋平27号線は大型車が多く通行するため、答弁のように道路の劣化が進みます。舗装面がすぐに波打ったり、またひびが入ってまいりますので、引き続き計画的に舗装の打ち替え工事などを積極的に行っていただきますよう、よろしくお伺いいたします。

次に、市道鍋平27号線の歩道の設置について、平成11年11月に海部津島中部地域幹線道路建設促進期成同盟会を設置し、愛知県に県道への昇格の上、歩道の設置を要望しているということですが、当該期成同盟会の構成メンバーと、令和元年度までの活動状況についてお伺いいたします。また、最終的に事業着手の見通しはあるのでしょうか、併せてお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 海部津島中部地域幹線道路建設促進期成同盟会の構成団体であります。本市と愛西市及び蟹江町が構成団体となり、顧問として愛知県県議会議員、愛知県海部建設事務所長の皆様にも参画していただいております。この同盟会活動におきまして、これまでにお弁当屋さんのある南前新田交差点からコンビニのある大山交差点までは県道昇格をしていただきました。市道鍋平27号線の区間につきましても、県道昇格の上、県事業と



して建設促進要望や愛知県議会建設委員会県内調査の際にも、県事業として一体の整備をお願いしているところではありますが、現時点では事業着手の見込みは立っておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 平成11年に期成同盟会が設置され、既に20年が経過しようとしているわけではありますが、それでも事業着手の見通しは立っていないという御答弁でございます。早急の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

また、当該期成同盟会では、愛知県に対して歩道設置の要望活動を行っているとのことですが、歩道の設置が進まないのはどういった理由からでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 現在、愛知県において、弥富市内で都市計画道路名古屋第3環状線の前ヶ須工区及び国道23号以南の中原・境工区や主要地方道名古屋弥富線など、複数の路線を整備していただいていることが理由と考えられます。しかしながら、本路線も重要な幹線道路でありますので、引き続き愛知県に対し、早期の事業採択の要望を行ってまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のとおり、愛知県は市内の名古屋第3環状線や弥富名古屋線など、複数路線の整備を進めているということですが、市道鍋平27号線の歩道の設置が進まない理由として理解してよろしいでしょうか。しかし、愛知県の事業が進まないのであれば、弥富市は市民の安全、生命を守るためにも、市の単独事業として歩道の設置を行ってもよいのではないかと考えますが、その点について市はいかがお考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 議員御質問の市施行による整備につきましては、地元からの道路整備に関する強い要望もございしますが、道路ネットワークから考えますと、県事業として整備していただくことがふさわしいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の御答弁では、道路ネットワークの考えから、県事業として整備することがふさわしいとお話でございますが、期成同盟会の設置からはや20年、このような危険な状態が続くことをほかっておくことは絶対にあってはならないと考えます。また、先送りも許されるものではございません。

そこで、私は、市は、市道鍋平27号線の歩道設置をはじめとする交通安全対策のため、中長期的な視点に立って、これまで計画的に一定の金額を基金として積み立てておくべきであったのではないかと考えますが、その点について、市はいかがお考えでしょうか。また、今後、基金を設置するお考えはありますでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 交通安全対策に対する基金の設置については、市全体の事業等の関係がございますので、基金の設置は考えておりませんでした。また、今後につきましても、現時点では市道鍋平27号線整備をはじめとする基金設置については考えてございません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほどの部長の御答弁のとおり、道路ネットワークの考えから、県事業として整備することがふさわしいということですが、私は、市民の生命、安全を守ることが最優先であると考えます。これまでの期成同盟会の経緯もあり、大変難しいお立場、状況であるとは存じますが、市は市民の安全を守る義務があると考えます。財政的に厳しいのであれば、市道鍋平27号線の一部区間、例えば高校生や外国人労働者が多く通行する子宝新田交差点から坂中地の交差点までの片側だけでも歩道を設置されてはどうか、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど建設部長より御答弁させていただきましたが、これまで県事業としての整備を県に対して要望してきた経緯もあり、県道に昇格の上、県施行による道路整備の早期事業着手に向けて、引き続き愛知県に要望活動を行ってまいります。しかし、危険な箇所の整備、修繕及び安全施設設置は実施していきますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほど、市長は、危険な箇所の整備は実施していくと御答弁されましたが、私は、現在の市道鍋平27号線そのものが危険な箇所であると考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、市道鍋平27号線の一番東側の子宝新田交差点の交通安全対策について、お伺いいたします。

事務局、資料3をお伺いいたします。

モニターの写真は、子宝新田交差点内の車の状況を撮影したものです。特に、朝夕の交通量が多い時間帯に、市道鍋平27号線を弥富方面から名古屋方面へ向かう場合に、南に向かって右折する自動車があるときは、直進する自動車はその右折する自動車を左によけて直進しなければならず、大変見通しが悪く、交差点を安全に通過することが難しい状態であります。ましてや、双方に右折車があるときは交差点内は混雑を極め、大変危険な状態でございます。そのため、交差点手前の市道を拡幅するなり、信号機のサイクルを変更するなどして、この問題を解決できるかと考えますが、市はこの状況を把握してみえますでしょうか。また、交差点の改良工事や信号機のサイクルの変更について、市はいかがお考えでしょうか、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 2つの県道と市道が交差する子宝新田交差点ですが、議員御指摘のとおり、交差点の形状により、市街地方面からの右折車両と名古屋方面からの直進車両の交差点通過が難しくなっていることは認識しております。この問題について、愛知県に対して状況の説明を行い、交差点改良等の安全対策を検討していただけないか相談していきたく思っております。また、信号機のサイクルにつきましても、蟹江警察署に対して、対策可能か相談してまいります。以上です。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市長の御答弁のとおり、2つの県道と市道が交わる子宝交差点の改良と信号機のサイクルの変更は、愛知県や蟹江警察署が管轄する業務でございますので、早急に弥富市のほうから要望を出していただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に、市長には、市の行財政改革推進委員会や学識者で構成される行財政アドバイザーからの御意見を参考に、市長と職員が一丸となって弥富市第4次行政改革を迅速にかつ積極的に推進していただき、行政改革の成果を上げることで市民サービスに還元していただきたいと考えます。特に、市道鍋平27号線の歩道設置や子宝新田交差点改良のための財源の確保をしていただき、市民の生命、安全を守っていただくよう強く要望して、次の質問に移ります。

最後、3つ目の質問は、カメムシ類等による水稻被害への対応策について質問をさせていただきます。

今年に入り、市内の農家の方からこれまでになく水田に多くのカメムシが発生していて、稲穂への吸汁被害が心配だなどと不安の声をお聞きします。愛知県内でも、ここ数年の地球温暖化の影響から、斑点米カメムシ類が越冬により急増し、吸汁被害により米の品質低下や収穫量の減少を招くなど、大きな問題となっております。あいち海部農協は、数年前より鍋田支店管内において、集落での取りまとめによる委託を受け、無人ヘリコプターを利用した集落防除を行い、令和元年度は約511ヘクタールを散布されたとのことでございます。また今年度は、十四山支店管内の約240ヘクタールにおいても集落防除が行われたとのことです。

そこで質問いたします。市として、このような状況について把握をしてみえましたでしょうか。また、農業者への被害状況調査などは実施されましたでしょうか。調査を実施されているのであれば、その結果をお教えいただけませんかでしょうか。実施をしてみえなければ、その予定はございますでしょうか、併せてお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

カメムシ類による被害は、JAあいち海部や一部のオペレーターから、今年度の被害が甚

大であるとの情報を得ております。また、愛知県農業総合試験場から、害虫の発生状況調査に使う予察灯を用いた調査結果が示されており、それによりますと、比較ではございますが、斑点米カメムシの誘殺数が弥富市では平年の5倍ぐらいの数値となっております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の御答弁のとおり、市内では、斑点米カメムシ類による米の被害が甚大であることが分かりました。このように、市内におきまして斑点米カメムシ類の被害が発生していることから、あいち海部農協においては集落防除による防除作業を行って見えますが、1ヘクタールにつき、薬剤代と散布料などを合わせると約2,600円の費用がかかるということだそうです。この金額は、農家の経営に大きな負担となります。地場産業の米作りを守っていくためにも、市は農業者が行う斑点米カメムシ類の防除について、費用の助成措置を講ずるべきであるのではないかと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） カメムシ防除に係る費用に対する補助金については、数年前から一部の地域の要望は聞いておりましたが、農業者への支援は従来から種々実施しているところでございますので、予算措置はしておりませんでした。改めまして、今年度の状況を勘案し、近隣市町村の状況を調査するなど、防除剤などの補助金について判断してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市長、この斑点米カメムシ類による被害に対する補助金の判断について、近隣市町村の状況を調査するなどおっしゃられず、被害の状況を詳細に分析していただいて、率先して弥富市が支援策を打ち出させていただきますようよろしくお願いいたします。事務局、資料4をお願いいたします。

次に、全国的にジャンボタニシの水稻への被害が問題となっております。写真のように、ジャンボタニシとはゴルフボールを一回り小さくしたような大きな貝でございます。市内でも以前よりジャンボタニシの生息が確認されておりました。水路などによく壁面にピンク色の卵を産みつけられておりましたが、しかし特に今年、市内の一部の水田でそのジャンボタニシが大量発生し、田植後間もない稲の苗を食害し、農業に携わっている方々を困らせているという状況となっております。市は、このジャンボタニシの発生について、農業者への被害状況調査などは実施されましたでしょうか。実施をされていれば、その結果をお教えいただけませんか。また、調査をしていないのであれば、今後の予定をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） カメムシ類同様、ジャンボタニシによる被害はJ Aあいち海部や一部のオペレーターなどから今年度の被害が甚大であるとの情報を得ております。市内の被害については、農政課職員が現地に出向いて確認もしております。現場では、オペレーターから、近隣の圃場でもジャンボタニシの生息状況に差が出ており、その違いは何なのか分からないとも聞いています。そのような中で、J Aあいち海部が県の委託事業として、効率的な防除に対する実証実験を行う旨を聞いておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 私は、この甚大なジャンボタニシの被害の対策について、県の委託事業の動向を注視するという受け身の態勢ではなく、率先して弥富の地場産業である稲作を守っていく支援策を打ち出していくべきであると考えます。また、私は、ジャンボタニシの被害の軽減や今後の発生地域の拡大防止を図るために、早急に水田での防除対策に取り組むことが大変重要であると考えます。市内全域に被害が拡大する前に防除対策を打つべきであると考えます。しかし、農業者がジャンボタニシの防除を行うには、当然のごとく費用がかかってまいります。ただでさえ厳しい農業経営でございます。三重県松阪市や伊勢市では、市が駆除の経費の一部を補助するという事業を行っているところもあります。

そこで、弥富市は、地場産業である稲作の被害縮小による収入の減少を防ぐために、農業者に対してジャンボタニシの駆除に要する薬剤や石灰窒素など、購入費の助成措置などについて市として対策を行うお考えはございますでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 国も、ジャンボタニシの被害については対策を検討していると聞いております。先ほどもお答えしましたが、今後の国・県、またJ Aあいち海部が実証実験を行うということでございますので、そういった結果を注視しながら、農業者への助成については判断していきたいと考えます。

また、農家につきましても、被害に備え収入保険へ加入するなど、自己防衛にも努めていただきたく、市としては啓発してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 繰り返しになりますけれども、私は、この甚大な被害の対策について、国や県の動向を注視するという受け身の体制ではなく、率先して地場産業である稲作を守っていく支援策を来年度から打ち出していきたいと考えております。市長には、ぜひとも市の地場産業である稲作を守るために、来年度から斑点米カメムシ類の駆除、ジャンボタニシの駆除に要する経費の助成費の予算措置を講じていただきますよう重ねて要望して、私の質問といたします。

○議長（大原 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分にします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして質問させていただきます。

木曾川尾張大橋対策は防災の要所と小・中学校少人数学級について質問いたします。

まず、木曾川尾張大橋付近の水害対策について伺います。

今年6月に尾張大橋架け替えと尾張大橋付近の河床しゅんせつについて一般質問いたしました。6月以降、日本では各地で集中豪雨がありました。日本列島に沿って停滞した梅雨前線の影響で、九州の南部では7月3日から8日頃にかけて線状降水帯が発生し、激しい雨に襲われ、河川の氾濫による住宅の浸水などの被害が相次ぎました。7月8日の未明には、岐阜県、長野県にも大雨特別警戒警報が発令されました。木曾川の支流でもある飛騨川沿いでは、高山市から下呂市にかけて国道41号線の路面崩落、護岸崩落、JR高山本線への土砂流出など被害が発生しました。同日、7月8日午後の頃には、木曾川尾張大橋付近の水流量ですが、あくまでも見た目ですが、大変水位が上がっているように見えました。当日の木曾川河川下流事務所の情報では、木曾川尾張大橋付近の観測地点、弥富観測所ではどんなレベルの水位だったのでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 伊藤土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

尾張大橋付近に最も近い水位観測所である弥富観測所における7月8日の最高水位は、量水標の読みで7時50分の4.82メートルでありました。同観測所における氾濫注意水位は4.7メートルであるため、これを0.12メートル上回った状況でありました。これは、気象庁が発表しています防災気象情報において、5段階の警戒レベルのうち、氾濫注意水位は下から2番目のレベル相当となっております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 私の6月の一般質問の際には、尾張大橋付近は堤防が低く、そこから水が入ってくる危険性を質問しましたが、河川整備計画における目標流量、計画降水流量を計画高水位以下で流下させることができると回答いただきました。木曾川尾張大橋付近の弥富観測所の計画高水流量とはどういったもので、どれくらいの水の量でしょうか、お願いし

ます。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

計画高水流量とは、河道を設計する場合に基本となる流量のことであり、木曾川尾張大橋付近の計画高水流量は1万3,500立米/秒と聞いております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） では、危険度を表す水位とは何種類ほどありますか、名称を伺えますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

洪水の危険度は、氾濫危険水位、避難判断水位、水防団出動水位、氾濫注意水位、水防団待機水位の5種類の水位が設定されております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 様々な名称の水位ですが、それぞれの基準の水位を伺えますか、お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

弥富観測所における基本の水位は、量水標の読みで水防団待機水位4.1メートル、氾濫注意水位4.7メートル、水防団出動水位5.1メートル、避難判断水位及び氾濫危険水位については設定なしとなっております。

本市が避難判断等を目安にする観測地点は、木曾成戸観測所であります。しかしながら、当然、弥富観測所の水位も警戒しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 河川の整備はどういった名称の計画に基づいているのでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

木曾川水系河川整備計画に基づいております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） その河川整備計画の基準は、異常降雨やスーパー台風も想定している整備計画でしょうか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

木曾川水系河川整備計画における木曾川の目標は、戦後最大洪水となる昭和58年9月洪水と同規模の洪水が発生しても、安全に流下させることとしています。これは、気象変動を踏まえた異常降雨やスーパー台風を想定したものではないと聞いております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 伊勢湾台風クラス以上のスーパー台風に備え、7.5メートルの高潮堤防を尾張大橋の橋部分を残し造っていて、しかし河川整備計画は異常降雨やスーパー台風を想定していない整備計画であるということでした。なぜ、河川整備計画ではスーパー台風クラスに耐えられる整備計画をしないのでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

平成20年3月策定の木曾川水系河川整備計画では、木曾川水系河川整備基本方針に基づいた当面の河川整備を目標とするものであり、その対象期間は整備目標に対し、河川整備の効果を発現するために必要な期間として、おおむね30年間としております。このため、高潮による災害の発生防止及び軽減に関しては、満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に、高潮による災害の発生を防止することを目標としております。また、計画規模を上回る高潮が発生した場合、整備途上での施設能力以上の高潮が発生した場合、さらに大規模地震による津波とともに、大規模地震の直後に高潮に見舞われた場合の被害をできるだけ軽減するために、必要な危機管理対策を実施することとしております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 必要な危機管理対策はするが、計画はないという国交省の考えになるのでしょうか。

少し変えます。

7月8日以降、尾張大橋付近の河床ですが、あくまでも私自身の目視ですが、干潮時にはさらに大きく干潟になっています。

事務局の方、写真をお願いします。

尾張大橋の下から近鉄の鉄橋まで続いています。市民の方から、干潟の面積は7月8日前よりも南に広がっているという話を聞きまして確認に行き、撮影もしてみました。国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所は、この新たにまた広がっている河床の調査はしましたでしょうか。6月から日にちはたっておりませんが、今後の調査予定の連絡はありましたか、お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

出水により大きな河床変動が生じた場合には、必要に応じ、臨時に測量実施することもある



りますが、今回は大きな河床変動がなく、流下能力もあることから調査を行っていないと聞いております。また、定期的に行っている河床の測量については、木曾川の測量年次は令和3年度を予定していると聞いております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 現状を把握するという意味で、来年度定期調査が入るという事実は少し安心できるところでもあります。河床に限らず、様々な予備の調査であると思います。調査と結果をまた待ちたいと思います。

さて、先日報道がありました件ですが、東海地方に大型台風が直撃した場合、大規模な高潮、洪水被害の発生が想定される木曾三川下流域の市町村と木曾川下流河川事務所、これら団体が自治体の枠を超えて住民を避難させる広域避難を呼びかけるルールを決めたと報道がありました。8月19日にビデオ会議が開かれ、安藤市長も発言されたと報道されています。

市長に伺います。改めて、そのときどのような発言をされたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この広域避難実現プロジェクトは、大型台風が当地域を襲った場合、広範囲及び長期に浸水が生じるおそれがある中、犠牲者ゼロの実現を目指し、広域避難などの取組について、平成28年より議論をしております。

今回のこのプロジェクトの発表は、第1フェーズとして、自らの命は自らが守るとし、まずは自主的広域避難について、この木曾川下流部の8市町村と木曾川下流河川事務所が連携し、避難の呼びかけをしていくというものでございます。伊勢湾台風の教訓を生かし、犠牲者ゼロを実現するためには、我々海拔ゼロメートル以下の地域においては、やはり早めの避難行動が必要不可欠であり、避難意思がない住民、防災意識の低い住民の意識をいかに高めていくかが重要となります。

今後は、第2フェーズとして、自主的に広域避難ができない住民の避難先の候補地、調整、協定等に議論を進めてまいりますが、木曾川下流部の8市町村のみでは到底解決できない課題が多く残っており、この広域避難実現プロジェクトが本当の意味で実現できるよう、国・県、8市町村が一体となり、連携して進めてまいりたいと発言いたしました。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございました。

大規模な水害に見舞われるおそれが大きい場合、台風上陸24時間前までに広域避難を呼びかけてくれるというこのプロジェクトですが、避難勧告や避難指示とは違って、自主的な避難との位置づけになっていると理解しています。4万4,000人以上いる弥富市民、また誰かの助けがないと動けない方もたくさん市内に見えます。行政として、避難する場所のあっせ

んや紹介、場所確保は計画されていますか、お願いします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

先ほど、市長が御答弁申し上げましたが、自らの命は自らが守るとし、まずは自主的広域避難について、この木曾川下流部の8市町村と木曾川下流河川事務所が連携し、情報発信してまいります。今後は、第2フェーズとして、自主的に広域避難ができない住民の避難先の候補地、調整の計画、協定等の議論を進めてまいります。現状におきましては、24時間前から自主的広域避難情報の呼びかけをしましたら、住民自らが命を守るために自ら避難を開始していただき、また自ら避難場所を確保できない場合には、市が避難レベルに合わせて配信する避難情報に基づき、市の指定避難所に避難していただくことになります。

その際、7月広報で新型コロナ禍、蔓延期に自然災害が発生した場合の避難について掲載させていただきましたが、在宅避難、縁故避難、そして避難所避難についても住民の皆様をお願いをいたします。また、9月広報においても再度周知を図りました。いずれにいたしましても、今後、国・県と8市町村が連携し、広域避難についてしっかり進めてまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 8市町村が団結して、住民の逃げ遅れを防ぐという先進的な取組ですが、太平洋戦争のときの疎開のイメージが頭に浮かびました。それから、東北の三陸地方に伝わる災害教訓の言葉で「津波てんでんこ」というものがありますが、それを思い出しました。とにかく逃げて命を守るという方法ですね。とにかく弥富市から逃げるというこのプロジェクトですけれども、これは最終手段としては実行されるべきですが、国土交通省は尾張大橋を桁不足で重要水防箇所A判定にしています。

6月に私が質問させていただきました内容です。尾張大橋が低過ぎるため、高潮堤防がそこだけ造られていない状態。室戸台風クラス以上や伊勢湾台風以上のスーパー台風が来ることを予想して、今回広域避難プロジェクトを立ち上げられていますが、もう一方では、スーパー台風を想定せず、計画降水流量を計画降水位以下で流下できるので、橋は丈夫だから架け替えませんということになっています、堤防が低いまま。どうしても違和感を覚えます。担当部長、どう感じられますか。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

河川横断工作物である尾張大橋の改修については、国に対し、早期着手をしていただけるよう要望を行っておりますが、着手までには相当時間がかかることが考えられます。そのようなことから、大型土のうでの仮閉め切りができるよう準備をしていただいております。しかし、想定を上回ることも考えられますが、ハード整備だけに頼るのではなく、先ほど市長、

また総務部長がお答えしたとおり、早めの避難行動や広域避難が大変重要であると考えております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 市民が生き残るための重要なこのプロジェクトですが、弥富市に引っ越ししようとか、弥富市に住もう、家を建てて生きていこうと思う人が弥富市への移住をためらうような究極の計画になっています。生き残るためのプロジェクトになっています。やはり安藤市長には、このプロジェクトにかける力以上の熱量で、逃げなくても済む弥富市に全力を挙げていただきたいと考えますが、市長の総括をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員の逃げなくても済む弥富市という、市民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりには、どの規模の災害を想定するのが大変難しいものであり、対策整備費に大きく関わってまいります。災害規模を想定して整備を行うにしても、やはり想定外の災害が発生することが考えられ、広域避難の取組は重要なものと考えております。尾張大橋付近の整備につきましては、本市の災害対策の重要課題として引き続き取り組んでまいります。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 平成7年に起こった阪神・淡路大震災では、大阪の淀川の河口の左岸堤防が、基礎地盤の液状化によって6メートルあった堤防が最大3メートル沈下しました。また、東日本大震災では、地殻変動に伴う地盤沈下が広い範囲で起こりました。弥富市では、伊勢湾台風以後、1メートルから1.5メートル地盤沈下しており、また広域避難プロジェクトでは、いつ来るか分からない大地震には当てはめることができません。地震で堤防が沈下し、巨大津波が来て、尾張大橋付近から流水してくることは十分想定できます。先ほど市長に決意を伺いましたが、改めてゼロメートル地帯の弥富市の水害対策を最重要課題として、木曾川尾張大橋部分に取り組んでいただくことを求めて、次の質問に参ります。

続きまして、小・中学校の少人数学級について質問いたします。

収まりを見せることのない新型コロナウイルス感染症に対して、次なる波への備えに向け、市民の生活様式が変わってきています。文部科学省が作成した新型コロナウイルス感染症対策専門会議の新しい生活様式の実践例の中で、一人一人の基本的感染症対策が示されていますが、どのようなものが上げられているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 感染症対策のポイントである感染源を断つこと、感染経路を断つこと、抵抗力を高めること、この3つのポイントを踏まえ、第1に発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことの徹底、登校時の健康状態の把握、登校時に発熱等が見られた場

合は帰宅をさせる、第2といたしまして可能な限りの身体的距離の確保、手洗い、せきエチケットの徹底、マスクの着用、第3として十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう指導することなどが上げられております。このほか、密閉、密接、密集の3密を避けることに関することも掲載をされております。以上です。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染と考えられます。閉鎖空間において近距離で多くの人と会話するなどの一定の環境下であれば、せきやくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあります。また、発症前2日の人や無症状の人からの感染もあります。しかし、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるということも分かっています。そこで、小・中学校の学校教育の中で、身体的距離の確保について伺ってまいります。今、弥富市内小・中学校の教室内で、人との間隔はできるだけ2メートル空けるという身体的距離の確保ができていますか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 人数の少ない学級では、2メートルの距離を確保できております。おおむね20人以下の学級では2メートルの距離の確保は可能でございます。また、小規模校では確保できている学級が多くあります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 6月の登校再開時、学校現場では分散登校がありましたが、僅かな期間ではあっても密を避けた座席配置など、学級運営ができていたのではないかと思います。児童・生徒の人数が少ない分団登校の中で、密を避け、過去行ったことのない少人数学級運営があったかと思うのですが、よさなどありましたでしょうか。先生、児童・生徒、保護者の反応や意見など、聞かれていますか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 本市では、6月からの学校再開に向け、5月26日から5月29日に児童・生徒1人2日間の登校日を設けて分散登校を行いました。今回は、4日間2回の分散登校で、再開前の準備期間的なものでございました。このため、通常の学習活動を行うことができなかつたことから、少人数学級のよさ等を感じることはできませんでした。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 現在の身体的距離を取れていない学校の状況を見て、どう思われますか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式では、身体的距離を最低1メートル確保すること

という基準を示すとともに、座席の間隔にこだわることなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現状の状況に応じ、柔軟な対応することとされております。40人近い学級では、2メートルの距離を確保することは難しい状況でございますが、各校において、教室内のロッカー等を外に出し、教室の空間を広くする工夫をすることで1メートルは確保するよう努めております。これに加え、換気を十分に行うこと、マスクを着用することを併せて行い、感染防止に努めております。さらに、児童・生徒の下校後は校内の消毒を行うなど、各校、感染リスクを下げるための努力をしております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 身体的距離の確保ができていない学校では、実際に身体的距離を2メートル空けて学級運営をしていくには、どれぐらいの学級人数が最適でしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 前後左右全て2メートルとするのであれば、20名程度と考えます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 学級編制を決めている法律の中では、1学級は何人までと決められていますか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 学級編制の人数の基準につきましては、教職員定数と密接な関係があり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障するため、教職員の定数改善計画に基づき行われ、現在、国は小学校1年生は35人、その他の学年は1学級40人が基準となっております。ただし、都道府県の判断により、児童・生徒の実態等を考慮し、40人を下回る学級編制基準の設定が可能とされております。愛知県では、小学校1年生に加え、小学校2年生と中学校1年生を35人学級としております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1学級40人、小学1年生は35人、この法律の基準では、身体的距離を確保することができないことがはっきりしています。今、国はできるだけ2メートル、最低1メートル、人と人との距離を空けることを新しい生活様式として推奨し、スーパーやコンビニのレジでも距離を取るようにしています。そのような中で、学校の教室だけは、教室という面積が決まった中で、身体的距離の確保に苦しんでいると感じます。国の基準を変えていかないといけない時期に来ていると思います。

事務局の方、写真をお願いします。

8月上旬のある日、日の出小学校では、廊下に一部児童が出て、少しでも距離を空けながら授業を受けていました。ほかの小・中学校でも、こういった廊下にはみ出してでも身体的

距離を取る授業を行えますでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 廊下を教室と一体的に使用することができる学校とできない学校がございます。日の出小学校と弥富中学校は可能だと思います。ただ、この2校においても、黒板の見え方や照明等の条件がありますので、全ての授業で廊下を教室と一体的に使用しているわけではございません。他の学校においては、それぞれにおいて教室内のロッカー等を外に出し、教室の空間を広くする工夫をすることで、身体的距離を確保しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） コロナ禍の中で、小・中学校の授業における身体的距離の確保に向け、弥富市全ての小・中学校で少人数学級は必要だと考えますが、その実現に向け、進行の妨げや問題になるものはどんなことがありますか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 少人数学級を行うということは、学級数が増えるので、その分教員が必要になります。また、教室も必要となります。現在、愛知県下には教員の欠員がある学校も見られ、また講師の確保も大変難しい状況でございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 身体的距離が取れる少人数学級にした場合、現在の教室数では足りていますか。どの学校で教室数が足りていないでしょうか、教員の数はどれぐらい不足していますか、お願いします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 単純に1クラス30人以下の少人数学級を想定した場合、小学校で11クラス、中学校で10クラスの計21クラスの増加となります。内訳といたしましては、弥生小学校で3クラス、桜小学校で5クラス、白鳥小学校1クラス、十四山東部小学校1クラス、日の出小学校1クラス、弥富中学校5クラス、弥富北中学校5クラスでございます。

教室の確保については、弥生小学校や弥富中学校、弥富北中学校については、校内での検討、調整が必要となります。

教員の数につきましては、クラスが増えれば、その分担任の先生や専科の教員が必要になります。不足教員数につきましては、個別の状況により違いがあるので把握はできておりません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 6月の学校再開時に、ひととき、本来求める形の少人数学級ではありませんでしたが、少人数の学級が実現しました。今、身体的距離が取りづらい元の40人学級に戻っています。そのことについて、弥富市が責められる事柄ではありません。コロナ禍の

中で、県や国が教育の現場を真剣に考えなければいけない時期に来ていると感じます。

また、身体的距離を、児童や生徒の学校生活の中の厳格なルールで管理するものではないとも考えます。子供は、群れて遊んで育っていきます。私が申し上げたいのは、学校の教室という学校内で最も長く座る場所では、少なくとも身体的距離を確保してあげたいということです。

長期の休校の時期を経た子供たちには、手厚い教育、柔軟な教育が必要だと考えます。学習が遅れた子供への個別の対応、心のケアを急務に行っていくことは当然あると思います。また、休校時の授業カリキュラムの遅れから来る学習指導要領優先の詰め込みではなく、児童・生徒の成長とともに、人間関係の形成ができる遊びや休息をバランスよく入れることも大事であると思います。それらの実行には、少人数学級は最適だと考えます。

一つの例ですが、愛知県みよし市では、1クラスの最大人数を35人から28人程度にする少人数学級を進めていくと表明し、教員を採用しながら実施していくとしています。教員免許を保持しながら眠らせている人材が弥富市や近隣市町に存在しているのではないかと思います。定年退職された60歳以上の方は、経験もあり、活躍が期待できるのではないのでしょうか。20代、30代で教員免許を保持したまま、採用試験の採用枠には入らず教員をしていない方、また40代は就職氷河期でもありました。教員になりたかったけれども、なれなかった人たちも大勢いると思います。処遇を厚くして、継続的な雇用を約束することでできるのではないのでしょうか。弥富市の市の努力で足りない教員の雇用を少しでもできませんか、その考えはありませんか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 教職員の配置については、県教育委員会が行うこととなっております。市の単独負担により少人数学級対応のための教員採用は、人材の確保が困難なことや市の財政負担が重いため、考えておりません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 市の財政が厳しいということは承知しております。財務省統計局が集計する地方教育費調査で、愛知県は子供1人にかかる教育予算の金額、小学校で全国都道府県の中で45番目、後ろから3番目です。中学校では47番目、47ある都道府県で47番目と衝撃の順位になっています。愛知県は、全国でも2位の財政力であり、財源はあります。教員の確保、教室の確保は、財政的にも情報収集の部分でも、教育部長によりますとおり、市独自でなく、県・国とともに進めていかなければならないことです。

私は、市内の小・中学校が夏休みに入る前に、市内の幾つかの小・中学校を訪問してきました。先生方からも要望として、実力のある教員の増員を望まれる声が多くありました。また、仕事量が多く、疲弊されている先生が多いことも想像がつかしました。本当に教員が足り

ていないという状況です。

7月17日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針、骨太方針と言われるものですが、子供の少人数指導の整備について丁寧に検討するという一文が入りました。少人数学級を拒んできた国が少し動いていることは感じます。日本の教育費に関してですが、OECD（経済協力開発機構）加盟国の中で、GDP（国内総生産）に占める教育費の割合2.9%、日本です。加盟国の中で最下位、世界でも教育にお金を使わない国だということが公表されています。日本は経済大国と言われながら、国民の三大義務の一つ、教育にはお金をかけていないことが世界の数字でもはっきり出ています。市としても、県にも国にもしっかり働きかけていっていただきたいと思います。

弥富市長も含まれます全国市長会の会長は、全国知事会長、全国町村会長とともに、今年7月に新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言を国に要望していますが、どのような提言でしたか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 令和2年7月3日、全国知事会長、全国市長会長、全国町村会長から文部科学大臣に行われた要請につきましては3つございます。1つ目に少人数編成を可能とする教員の確保、2つ目にGIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置・充実、3つ目に更新費用やランニングコスト等を含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充など、学校教育環境の整備を早急に図るものでございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 新しい時代の学びに必要なもの、この筆頭に上がっているのが少人数学級を可能にする教員の確保でした。具体的な提言であり、要望だと思います。弥富市内の小・中学校で密が目立つ学校を定めて、1校ずつでも弥富市独自で少人数学級を始めませんか。市長が先頭に立って、義務教育をするなら弥富と言われるように目指しませんか。それを含めて、市長に総括をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、地域社会、家庭生活の変化により、地域や家庭での教育が難しくなっており、子供たちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲、態度などに課題が見られます。このため、学校において、教員が児童・生徒一人一人に目の行き届いた指導を行うことが一層求められています。少人数学級はきめ細やかな指導がしやすいメリットがある反面、教師の数を増やすことや教室を確保することが不可欠となりますことから、これには一層の財政支援や教員の育成が求められます。

本市におきましては、全学年を対象とし、複数の教員でクラスを指導するチームティーチングや、少人数で行うほうが学力向上につながる教科もあり、そのような教科では既に各学



校で工夫して少人数指導を実施し、少人数教育を総合的に進めております。今後、愛知県市長会等を通して、少人数編成を可能とする教員の確保について強く要望をしております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 一人一人の表情が分かる教室で、勉強や何かでのつまづきをすぐ発見して指導すること、また児童・生徒たちの学びの多様性に応じる教育を可能にするためにも、少人数学級は第一歩だと思います。少人数学級は、日本の教育運動の中心になる問題であり続けました。今、コロナ禍になり、一気に焦点化したと言えます。今、市長に回答をいただきましたが、改めて弥富市長として教育関係者と連携して、国や県に対しても人材確保や財政の拡大や充実を要望していくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩しまして、午前11時35分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、1つ目のテーマ、保育士を増やして負担の軽減及び土曜日の午後を預けられる体制へ、2つ目、高校卒業までの医療費無償化や保育給食費の無償化で、コロナ減収した世帯への負担の軽減を、3つ目、PCR検査など海部圏内で検査体制の確立をと題して、3つのテーマで質問させていただきます。

まず1つ目、保育士を増やしてということですが、まずはその前に少し確認していきたいと思えます。

弥富市は、今までは財政が厳しい厳しいと言っていました。しかし、昨日、市の説明によると、想定外の多額の金額が交付税で増える見込みとなりました。まずはその金額についてお答えください。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

令和2年度の普通交付税の算定の結果、普通交付税が3億9,477万4,000円、臨時財政対策債が1億9,510万3,000円、合計5億8,987万7,000円となりました。令和2年度の当初予算では、普通交付税が1億5,000万円、臨時財政対策債が4,100万円、合計1億9,100万円を見込んでおりましたので、約4億円の増額となりました。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 4億円増えるということでございますけれども、これはどのような理由によって交付税が増えるのでしょうか、お答えください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

主な理由といたしましては、基準財政需要額の増加要因といたしまして、公立保育所の在籍人員が昨年度888人から945人に増加したことや、保育料の無償化の影響、介護サービス受給者数の増加などがございます。

一方、基準財政収入額におきましては、税金の伸びが普通交付税の当初予算額を算定するときの額より伸びなかったため、想定より基準財政収入額が伸びず、基準財政収入額と基準財政需要額の開きが大きくなり、普通交付税の増加要因となったものでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この交付税によって、今後の財政見通しはどうかお答えください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

普通交付税の増加要因であります基準財政需要額の増加につきましては、令和2年度限りのものではなく、今後も算定上は加味されてくるものと想定されます。したがって、現在合併算定替えて増額されている分の10%分を差し引いても、毎年度、約3億6,000万円は財務改善が見込めるものと考えております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 毎年度3億6,000万円ほど財務改善が見込めるということでございます。約4億円近い交付税が入ってくるようになって、今までは単年度でマイナスであったものがプラスに転じて、良好な状態になっていくものだと思います。しかし、これは、主に先ほどの理由のとおり、保育料の無償化や保育措置児童が増えたことによって交付税が増えたもので、当然これは保育、あるいは子育て、あるいは教育に大きく使っていくものだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘のように、今回、普通交付税が増額された要因の一つに、保育料の無償化、また保育所の措置児の増加があるわけですが、保育料の無償化につきましては、本来、保育料として市の財源となるものが入らなくなりますので、その分、市の負担が増え、その経費を補うために措置されるものでございます。したがって、そういった経費は、市が既に保育所を運営するために支出しておりますので、普通交付税が増額となった分をさらに追

加して保育等に使用する財源にはならないと考えております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この保育の交付税に限っては、今まで弥富市は安い保育料ということで、国の基準より大きく保護者負担を減らして対応してきました。その部分で大きな持ち出しが市のほうからあったわけですが、これが無償化の対応になって、国の基準によってこの交付税が入るようになって、大きく財源的にも助かるようになったわけです。ということは、その部分に関しては、確かに今まで保育料で入ってきた分はなくなるかもしれませんが、そうやって市が努力してきた部分においては、しっかりと保育に使っていただきたいと考えています。子供のために入ってきた交付税は、やはり子供たちに使ってほしいと思います。

さて、そこで本題に入ってきてほしいと思います。

現在の市の保育所において、園児1人当たりの面積基準はどのようになっていますでしょうか。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

園児1人当たりの面積基準は、国の基準を基とした県の条例に合わせ、1歳児までが1人当たり3.3平方メートル、2歳児から5歳児までが1人当たり1.98平方メートルとしておりまして、弥富市保育所では全て基準をクリアしております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ありがとうございます。

保育所に限っては、面積基準としては1人当たり3.3平方メートルだったり、2歳児から5歳児までだと1.98ということで、現在、新型コロナウイルス感染症が第2波という形で拡大していく中で、感染予防として空間距離、身体的距離、いわゆるフィジカルディスタンス（ソーシャルディスタンス）を取ることが推奨されている。それは2メートルということで、間隔としては2メートルということですが、しかし実際この面積基準というのは、現場の実態とは異なってくる、施設の規模としては確かに面積は確保できていると思いますが、でも実際現場でいくと、子供たちの実際の空間距離は2メートルもないと。私、毎日保育所に送り迎えしておりますので、その現場を見ても、どう考えても2メートルはないというような状況になっているかと思えます。

また、2歳までの子供には、熱中症予防の観点からマスクはしないとなっていますし、そもそもマスクをしていても、やっぱり子供ですと取ってしまうということもあります。そんな中で、おもちゃを見つけては口に入れるという、そういうことも小さな子供たちの特徴であり、消毒作業も本当に大変なものだと思います。また、3歳児以上であっても、マスクを

していると熱中症のリスクに常に気を配らなければなりません。保育所の皆さん方は、ふだんでさえ気を使って大変なのに、このコロナ禍ではさらに注意することや消毒作業などの仕事も増え、より一層苛酷な状況になっておると思いますが、市の認識はいかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 現在、保育所におきましては、登所及び降所時に検温とアルコール消毒を行い、保育中には、保育室の換気や施設内外及び玩具の拭き掃除、除菌を適時行っております。また、子供たちが絶えず身体的な距離を取ることは困難なため、乳児以外はマスク着用を基本としていますが、外遊びや息苦しそうなお子様についてはマスクを外させるなど、絶えず子供の様子を見ながら、熱中症対策にも気を配っております。このような状況ですので、現場で働く保育士は、これまで以上に子供たち一人一人に目を配らなければならず、身体的にも精神的にも大きな負担がかかっていることは認識しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 本当に大変な苦勞をされているかなと思います。また、このような状況の下でなかなか休みも取れないんじゃないかなと思いますけれども、保育士の有給消化率は一般職と比べてどのようになっていますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 令和元年度の実績になりますが、保育士の有給平均取得日数は13.5日で、消化率としては38%となっております。これに対しまして、一般職の平均取得日数は12.5日で、消化率は32.7%ですので、若干ですが、保育士の消化率のほうが高くなっております。これは昨年度の数値でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 昨年度の実態ということで、なかなか今年度ということではないものですから、まだその数値に現れていないのかなと思いますし、一般職の方も定数管理の枠の中で、保育士のほうに弥富市はかなり人数を割いておりますので、本当に御苦勞されているのかなとも思いますので。もともと平均取得率自体が30%を超えていますけれども、やはりもう少し上げていく必要もあるのかなとは思っています。

また、本当に今、精神的にも大変な状況になっているかなと思いますけれども、その精神的な事由によって休暇されている職員の方はどれだけいらっしゃいますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 9月現在でございますが、精神的な事由で病気休暇を取得している保育士は1名でございます。また、一般職は3名でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 思ったより少ないかなというふうな感じはしますけれども、やはり精神的な負担というのは大きいものかなと思いますので、ぜひその負担の軽減をしていただきたいなと思っています。

また、身体的な距離の確保や保育士さんの負担の軽減のためにも、やはり保育士を大幅に増員する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 今後も続けなければならない感染症対策など、増大する保育士の負担を軽減するためには、保育士の増員が必要であることは認識しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） やはり保育所の方の増員というのは必要かなと思います。仮に保育のために入ってきた交付税のうち、約1億円ほどここに投資すれば、20人から25人ほどは保育士が増えそうだと思いますので、ぜひそのような対応をお願いしたいと思っています。

また、保育士の大幅増員が行われたならば、今度は長年の懸案事項であった土曜日の午後、預けられる保育所に踏み切っていただきたいと思います。何も全園一斉というわけではないですけれども、数か所からぜひ始めてみてはどうでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 土曜日午後の保育は、県内でもほとんどの自治体で既に実施されており、土曜日に就労している保護者からの要望もたくさんございますので、今後、保育士を大幅に増員できたら、実施していかなければならないと考えておりますが、現状では難しい状況でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 現状では難しいと言っておりますけれども、大幅に増員できれば実施していかなければならないということでございます。

先ほど言ったとおり、交付税が大きく入ってきて、しかも子供たちのために入ってきた交付税ということが言えるわけで、その部分の一部分、全額を使えとはさすがに言いませんけれども、せめて1億程度を投入すれば20人から25人ほどの保育士は雇えるかなと思いますので、ぜひそういった対応をしていただいて、保育負担の軽減と、本当に土曜日の午後、しかもこの弥富市の場合は12時までというふうになっておりますので、午前中の仕事であっても迎えに来られないという状況になっておりますので、その緩和をぜひお願いしたいと思います。

先ほど、愛知県でも土曜日午後の受入れを行っている自治体というのはほとんどだということでございますので、県内ほとんどということ、やはり弥富市はそれで出遅れてしまっている。せっかく今まで子育てするなら弥富市でという形で築いてきたものが、やはりこ

うした穴が抜けてしまっていると、なかなかすぐにも選択されにくい部分になってきますので、その辺りも考えながら、ぜひ土曜日の午後の実施を早急に改善していただきたいと思っています。

私は、昨年2月に市議選がございましたけれども、市外の方も多くの応援に駆けつけてくれたわけです。その際に、ええっ、弥富市って土曜日の午後保育やっていないのと、子育てするなら弥富と言っていた割には進んでいないのではと、今は日曜日保育まで考えている自治体もあるくらいなのと言われることもありました。大変、それは本当に申し訳ないというか、残念な気持ちでおったわけですが、こうした共働き世代、独り親世帯が増えている時代において、土曜日午後も子供たちを預けたいという実際のニーズは多く、強くなっています。

また、市長の施政方針において、重要な視点の1つ目に健やかに暮らせる安心で安全なまちづくりの中においても、少子・高齢化や人口減少化社会に危惧され、人口増加を目指す上で、新たな施策とまちづくりのための取組が必要となるとある。まさに必要な部分であると私は考えます。そして、国からも土曜日の一日の開所の部分で交付税措置も行っているということですので、そのことも踏まえて、ぜひ市長のほうからも心強い姿勢をお聞きしたいと思いますが、市長、この土曜日午後の保育に関して早急な検討を始め、一日も早く行うことができるよう、また保育士の大幅な増員について、市長の考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 昨年12月議会でもお答えしましたように、保育の現場では、保育以外の事務的な仕事も増大しておりますし、土・日に行われる専門的な研修や地域の行事に参加した場合に、土曜日の午後を休みとしなければ休日の割り振りが困難な状況にあります。また、昼食を給食対応とした場合、調理員を出勤させ、預かる子供によっては食物アレルギーへの対応をしなければなりません。そうした様々な課題はありますが、市民からの要望も増えておりますので、土曜日の保育時間の延長や一部保育所での実施など、何らかの手だてを考えてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、現状では、保育士がぎりぎりの定員でやっておるものですから、なかなか土曜日にそういった対応を行わなければならないということですが、やはりここで保育士を大きく増員して、そういったゆとりを持たせた上で、ぜひこうした土曜日午後の対応を行っていただきたいと思うわけです。今、募集もかけていると、募集は終わったのかな。もし、それでも、今、コロナの中でやはり増やしていかなければならないと思うのであれば、交付税も入ってくることで、2次募集でもかけていただいて、大きく増員していただきたいと思っておりますので、これについて早期の検討を行っていただくということで要

望させていただきまして、次の議題に移っていきたいと思います。

2点目は、高校卒業までの医療費や保育給食費の無償化、学費の補助でコロナで減収した世帯の負担軽減をということですが、コロナ禍の中でこの影響が一番大きいのは、やはり現役世代、いわゆる子育て世代だと思います。現代は、夫婦共働きの御家庭がほとんどですが、その収入はどちらが欠けても生活が大変になることが多くあります。特にこのコロナ禍の影響の強いのが、パートやアルバイト等の非正規職員であり、シフトを減らしたり、時間を減らされたり、あるいは解雇されたり、あるいは学校休校などで自粛ということで仕事を休まざるを得なくなったり、自ら辞めるということもあったかと思います。

そのために、弥富市でも子育てを応援するコロナ対策を多く取り入れてきました。しかし、そのほとんどは、小・中学校に通う児童・生徒のいる世帯への支援が多く、高校生以上の子供や就学前の子供を持つ家庭にはあまり恩恵がありません。また、最近では、近隣市町村が高校卒業までの医療費無償化を行い、弥富市は子育て先進地からいつの間にか取り残されている状況になりつつあります。そこで、県内の高校卒業までの医療費補助を行っている自治体数、またその状況の中で弥富市の認識はどうかお答えください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 初めに、愛知県下の子供医療の助成について御説明いたします。

令和2年8月現在で高校生医療費の入院、通院について全額補助をしているのは、東郷町、飛島村、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村、北名古屋市の7市町村でございます。

次に、入院のみの助成をしているのは、名古屋市、刈谷市をはじめ11市でございます。

次に、自己負担の一部助成や所得制限をした上で助成をしているのは4市で、全体で合計22市町村でございます。また、本市と同じ、中学卒業までの助成をしている市町村は32市町村でございます。

高校卒業までの医療費助成につきましては、拡大した市の状況や他市の動向も調査しながら慎重に考えてまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 22市町村が県内でもこうした何らかの高校生に対しての補助があるということでございます。32市は当市と同じような状況にはなっているということですが、やはり弥富市の場合は、中学校医療費無償化、これはすごい早い状態でした。そのことがあって、平島の区画整理もあって、同時に併せて子供の人口等が大きく伸びた、あるいはこの少子化の時代にあって、なかなか子供を減らさずに来たというふうに思いますが、近年では、それがだんだん遅れてきたがために子供の人口が少しずつ減り始めているというような状況になっています。やはりこうした対策をしっかりと考えなければ、今後の弥富市、特

に子供のいる世帯、現役世代を呼び込むということであれば、ぜひこれはやっていただきたいと思っております。そこで、高校卒業までの医療費無償化を行うとしたら、どれほどの財源が必要になりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 予算につきましては正確には算定できませんが、令和元年度の中学生の子供医療費から推計しますと、約3,600万円ほど必要となります。そのほかに、システム改修費用や所得制限をした場合の年度更新に係る費用等もかかってまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員、途中ですけれども、ここで暫時休憩いたしたいので、よろしくをお願いします。再開は午後1時からお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、那須議員。

○2番（那須英二君） 先ほど午前中の答弁によりますと、3,500万円ほどの金額がかかるということでございます。こうした金額であれば、逆に言えば、先ほど増えた交付税の中から十分捻出が可能なのかなと思いますけれども、それでもやはりかなりの費用負担というのはかかってくるわけです。近隣市町でも高校卒業までの医療費に対してかなりの補助を出していたり、無償化にしていたりしております。また、県内でも22か所と多くの自治体は何らかの形で補助を行っているということです。

問題は、高校卒業までの医療費補助の自治体がスタンダードになりつつあるということでございます。平成19年に中学校卒業までの医療費無償化を行ったのは、近隣市町より早いスタートでしたから、そこから子供の人口は増えていきました。しかし、今はどうでしょうか。弥富の売りであった安い保育料も無償化のために変わらなくなり、土曜日の午後も預けられない、医療費も高校卒業までの補助がスタンダードになりつつある中で、中学校卒業までしか行わないとなると、子育てするなら弥富市でという魅力が感じられずに、選択肢から外れてしまうことになるのではないのでしょうか。そこで、この際、弥富市も高校卒業までの医療費無償化に対し、前向きに検討を始めてみてはどうでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 高校卒業までの医療費無償化を行うには、先ほど申し上げたとおり、多額の予算が必要となりますので、現時点では考えておりません。



高校卒業まで拡大されている市町村のうち、令和2年度から始められた市が大半ですので、拡大された市の状況等を調査し、実現可能かどうかを見極めてまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） やはり財源の問題でなかなか踏み切れないということでございます。財政面でいえば、やはりこれを市町村単位の負担で継続していくとなると、正直大変だとは思いますが。ただ、例えば静岡県では、県で高校卒業までの医療費補助があります。静岡県の補助ですと、自己負担500円で治療が受けられると。そういった取組を愛知県でも行うことによって、市町村自治体の負担は軽減でき、高校卒業までの医療費無償化も実現可能となるのではないのでしょうか。

愛知県は、先ほど板倉議員の質問でもありましたが、財政力では全国2位と大変恵まれた財政力を誇っています。しかし、教育にける予算は、下から5本の指に入る40番台ということでございます。そして、福祉にける予算も同じく40番台で、下から数えたほうが早い状況になっています。医療費補助に至っては、入院は中学卒業までですけれども、通院は就学前の子供にしか出ない状況です。もう小学生すら出ないという状況になっているわけです。これを静岡県みたいに、一気に高校卒業までとは言いませんが、せめて通院も中学卒業まで、最悪、小学校卒業までの補助を出していただければ、十分に継続可能な事業になるかと思えますので、市長には、県でのしっかりとした財政支援を行ってもらおうよう、強く強く求めていただきたいと思いますが、市長の認識は。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 中学卒業までの医療費補助につきましては、県内市町村でもほぼ一律となっておりますが、高校生の補助や大学生の補助を打ち出す自治体も出てきております。議員おっしゃられたように、現在、県の補助対象は、入院については中学生までですが、通院については就学前の子供のみが対象であり、小・中学生の通院助成は、市町村の単独事業として各自治体の大きな負担となっております。今後も、子供たちを安心して産み育てていける環境をつくるために、市町村間でサービスに格差が生じないように、県へ補助拡大について要望してまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、部長のほうから答弁いただいたわけですがけれども、ぜひ市長の思いも聞きたいと思うんですけれども、市長、認識のほうをぜひお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど福祉部長のほうからも御答弁しましたとおりでございますが、県に対しましても、格差が生じないように、弥富市の子供たちのためにそういった発信をしてまいりたいと思っておりますし、愛知県のほうで中学校まで本当に助成していただけるよ

うであれば、市のほうもさらにその上を行けるのではないかと考えておりますものですから、要望活動は続けてまいります。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 静岡県では、先ほど言ったように、本当に高校卒業までの補助が、両方、入通院併せてあるという状況であります。愛知県は財政力は豊かな点があるので、ぜひそれを活用して、元県会議員でも市長はいらっしゃったわけですから、ぜひそういったことも今の知事に強く強く申出いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

そして、もう一方では、こうしたコロナの中でなかなか支援が行き届いていないのが保育所なのかなと思います。先ほど述べたように、保育所では自粛による保育料の返還はゼロから2歳児までにはあったものの、それ以外はほとんどありません。そして、小・中学校では給食費の無償化を2か月ほど行っておりましたが、保育所では行っていません。ぜひ保育所においても、この給食費の無償化をしていただきたいと思っておりますが、市の考えは。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 議員がおっしゃられるとおり、保育所の給食費につきましては無償化は行っておりません。ただし、新型コロナウイルスの感染が拡大した第1波での緊急事態宣言に伴い、4月11日から5月24日まで、保護者に対して児童の登所自粛を要請しましたので、4月と5月の2か月分の給食費を欠席日数に応じ、保育料と合わせて還付をさせていただきました。

なお、還付方法や内訳については、文書で各保護者にお知らせをいたしました。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 自粛の分に関しては返しましたよということですがけれども、それはある意味当然のことでありまして、そうじゃなくて、今、保育所は始まっておりますけれども、小・中学校も給食費の無償ということで2か月ほど行いましたので、ぜひ保育所においてもそのような対応を取っていただければと思っておりますので、重ねて要望しておきます。

また、こうしたコロナ禍において大きく影響を受けているのは学生にもあります。特に私立高校や大学などに通っている学生は、アルバイトの減収などによって学費が納められないという状況にもあるわけでございます。そうした中において、一部の大学では独自に給付金を出しているところもありますが、そうでないところもたくさんあります。また、親も収入が減って頼れない、そういった声もあります。

総務省の労働力調査によると、休業が本格化した2月と4月を比較すると、非正規雇用は140万人減り、15歳から24歳が57万人と最多となっている。全体の4割を占めるなど、新型コロナウイルスが学生、高校生や大学生、非正規職員、非正規労働者の生活を直撃していることは間違いありません。立命館大学の新聞が学内で実施した調査によると、学生の1割が

退学を視野に入れており、4人に1人が留学を検討していると報道しています。愛知県でも、企業の倒産、派遣切り、非正規切りが広がって、青年労働者も苦境に立たされています。

この間、愛知県下でも一律学費半額を求めるアクション、Change education in 愛知などが約20の大学を中心に広がっています。要するに学費が高いということで、半額にしようという活動ですけれども、私もこの活動に対して賛同して、ツイッター等でネット署名を行って拡散もしておりますけれども、私は市議会議員の立場として、やはり失業者や高校生以上の学生に対しても、コロナ対策として支援を行ってほしいと思っています。例えば、津島などで行われている大学生に対しての食料支援もそうだと思いますし、学費の補助などを行ってもよいと思っています。また、失業者に対しても、国の制度ではありますが、全然足りないと思いますし、そもそもなかなか知らない、周知できていないものもあつたりして、企業の協力も得られないということもあります。そういった学生や失業者に対しても支援していただきたいと思いますが、そのことも含めて、高校卒業までの医療費無償化、保育所の給食費の無償化と併せて、市長の総括をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 6月議会に御答弁させていただきましたように、アルバイト収入が減り、学業の継続がし難い学生の方には、学生支援金給付金制度を利用していただきたいと思っております。また、コロナの影響で職を失われた方には、国民健康保険税の免税制度の利用をお願いいたします。

高校生の医療費拡大の流れにつきましては十分認識しているところではございますが、市単独事業の拡大となるため、拡大について慎重にならざるを得ません。当市の財政状況を注視しながら検討していくことになろうかと考えております。

また、保育所給食費の無償化につきましては、過去の議会でもお答えいたしましたように、今のところ実施する考えはございません。保育所給食費の基本的な考え方は、国の方針を踏まえ、これまでも保護者が負担をしてきた経緯のほか、義務教育の学校給食やほかの社会保障の分野の食事も自己負担とされていること、また在宅で子育てをする場合も同様に食費がかかることから、公平な判断により無償化を実施しておりません。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、市長に総括していただきましたが、その中で幾つかあります。学生支援給付金制度は確かにございます。しかし、これは一人暮らしの、いわゆる学校の近くに引っ越して単身で学業をやっていると、そういう方々に対しての支援金であり、家庭から通うことに対してはこうした支援金は受けられないというものになります。また、確かにコロナの影響で職を失われた方、国民健康保険税の減免等がありますけれども、もともとそれで生活費を稼いでいた、そのような方々の収入がなくなるということですので、こうした減

免制度はもちろんですけれども、それ以上の支援が、本当に生活に直結していく支援が必要になってくるものだと思います。最後のセーフティーネットである生活保護等の利用もありますけれども、そこに行く前に、ぜひそれに対しての救済制度を考えていただきたいと思っているわけでございます。

また、保育所給食費の無償化について、先ほど述べられた市長の見解といたしましては、永続的なものなのかなあというふうに感じますけれども、そういうことではなくて、まずは小・中学校がコロナの中、給食費を無償化したように、せめて2か月間、同じように無償化の対応を行っていただきたいと思うわけです。現在、コロナが大分落ち着いてはきましたけれども、そうした中で今一番心配されているのが、やはり収入が大きく減っている御家庭だと思うんです。特に、共働き世帯で片方が非正規職員、そうした状況において、例えばその方がパート・アルバイトで、昼間のランチ対応で飲食店等に勤めていた場合、その雇用が大きく減っている状況になるんです。今でもそうです。そうした中で、そうした御家庭の負担、特に子育て世代の負担を減らしてほしいという切なる願いでございますので、ぜひコロナ支援対策として、今後も検討していただきたいと思います。これで2つ目のテーマとしては終わらせていただきます。

3つ目は、PCRなどの検査体制の確立をというテーマでございます。

現在、第2波という状況で感染が広がっているわけですが、これは主に検査体制が十分ではない、陽性者の対応も十分ではないということだと思います。ようやく8月末にPCR検査の防疫という観点からの取組が政府から打ち出されました。感染者の中には、軽症、あるいは無症状という中で、検査をしなければ自分が感染者とは分からず、他人にうつしてしまうということがあります。また、感染者と分かっても、自宅待機ではその家族にうつしてしまう、あるいは一人暮らし等では買物などに出かけなければならず、そこでうつしてしまうことも考えられるわけでございます。

8月22日の中日新聞には、そうした深刻な状況にある家庭のリアルな実情がありました。「家庭内感染者、日常が一変、対策、あれ以上どうすれば」という見出しがあって、気づかないまま感染させてしまった家族に対しての罪悪感があると始まっています。内容の要旨は、8月6日に夏風邪と診断されたお父さんが妻と大学生の子供にうつしてしまったと。別の病院で状況を説明し、保健センターに連絡し、検査を受けたら陽性。その男性は、発症から9日が過ぎていたとのことでした。そして、高校生の娘もいるのに自宅療養で1週間過ごしたと。濃厚接触者である娘は9月3日まで外出自粛を求められているという記事がありました。

問題は、このようになかなか検査までにタイムラグがあって、よほど症状が疑わしい場合でしか検査も受けられない状況だということと、家族感染のリスクを抱えたまま自宅療養をしているというところだと思います。そのことも踏まえ、以下、幾つか質問していきたいと

思います。

現在、PCR検査を受けようとする、行政からの指導の下で受ける行政検査では自己負担がかかりませんが、それ以外に検査を受けようとする、どれくらいの費用がかかりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

医師によりPCR検査が必要と診断された方の検査費用は、3月6日より保険適用になりましたので、自己負担分は検査結果にかかわらず公費扱いとなり、患者さんの費用負担はございません。ただし、PCR検査以外の診療費等については自己負担となります。

御質問の新型コロナウイルス感染症の症状は出ていないが、不安を感じられる方がPCR検査を受ける場合には自費の診療となりますので、病院によって検査費用は異なりますが、約2万5,000円から4万円ほどかかるようでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 行政検査等は、さきの事例のように、よほど疑わしい状況にならないと受けられないと。そして、症状のない、先ほどの新聞でいうと、例えば症状のない娘は濃厚接触者であるにもかかわらず、検査を受けていないように推察できるわけです。また、私の知り合いの感染者の濃厚接触者は、保健所から連絡が来るまでにしばらくのタイムラグがあったということも聞いています。こうした中で、このような方々はやはり不安であり、行政検査を待たずして検査を受けることができないのか。先ほど部長の答弁からすると、やはり2万5,000円とか、下手したら4万円とか、そのような金額をかけてまで受けようと思うのかと、それはやはり疑問符がつくので、ぜひそうした費用の援助を行っていただきたいと思うわけでございます。

防疫のためには、早期発見と集団検診という観点が重要になるかと思えます。少しでももしかしたら感染しているかと思う方、あるいは集団を預かる保育所や学校、福祉施設では、検査を受けていただく必要があるのではないのでしょうか。東京の世田谷区はそうしたことを重点に、防疫という観点から集団検査を行うというふうに決めて実行しているそうです。そのためには、自己負担が多額であると二の足を踏んでしまうので、ここに補助を出してはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 市としましては、現在、自費診療での検査補助は考えておりません。PCR検査につきましては、その後の適切な医療に結びつけるため、愛知県衛生研究所や保健所をはじめ、県が認めた医療機関で検査が行われますので、新型コロナウイルス感染症について感染が心配される方や疑われる方につきましては、まずは

保健所に電話して御相談いただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 自治体によっては、独自でPCR検査の体制を取って行っているところもあります。特に、ドライブスルーなどで受けられる検査は受けやすいものだと思います。しかし、残念ながら、こうした海部地域ではそのような検査センターはなく、今、保健所も大変忙しい状況にあると思います。電話してもなかなかつながらないということもございます。保健所の負担を軽減し、防疫の観点から早期発見につなげるためにも、そういった検査センターをぜひ海部地域でつくってほしいと思います。

今、国のほうからも、こうした検査センターを大きく改善したいということで予算も入って、県もそのように動いているとは思いますが、それをやはりこの海部地域でもつくってほしいということです。弥富市だけではなく、広域の海部医師会の連携であったり、大本はやはり県にしっかりと責任を果たすよう強く求めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 検査体制につきましては、国の主導の下、県が対応しておりますが、PCR検査が必要とされる方の需要増大に備えるため、県は5月に瀬戸保健所の豊明保健分室に、またこの8月には東浦の県の施設であるあいち健康の森健康科学総合センター駐車場において、ドライブスルー方式の検査所を開設いたしました。今のところ、海部地域に新たな検査センターをつくる予定はないということです。

現在、海部地域で唾液によるPCR検査を実施しているところは、病院名は非公表となっておりますが、7か所あると伺っております。今後、状況を勘案しまして、必要がありましたら、関係市町村と相談しまして、海部地域にもそうした検査所が開設されるよう県に要望してまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 東浦でしたり豊明等ですと、やはりここからはかなりの距離がありますので、なかなか受けづらい状況にあるのではないかと思います。公表はされていないけれども、海部地域にそうした唾液検査等を受けられるところが7か所あるということでしたけれども、やはりなかなか一般の方が知ることはないものですから、そうした意味においても、今度はやはりこの海部地域において、せめて西尾張地域においてつくっていただいて、自分がもしかしたら感染者じゃないかと思われる方が受けられるような状態にしていきたいと思います。

そしてもう一方では、自宅療養の件になりますが、自宅療養ではやはり限界があって、家族の関係としても気まずいものとなっております。先ほど取り上げた中日新聞の記事の御家庭

のところも、やはりお父さんがうつしてしまったと、すごい罪悪感があるという状況になるわけでございますので、そういったことはやはり避けたいと思うわけでございます。そこで、名古屋市などがホテル等を借りたりして療養施設をつくっていますが、ぜひそういった療養施設においても考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、自宅療養や施設での療養中の方に、食料や日用品などを届ける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

療養施設につきましては、新型コロナウイルスの感染者が全国的に増加傾向にあり、医療提供体制が逼迫している中、病床の確保や重症者を優先する医療体制へ移行するために、軽症者等の療養施設の確保ということで、厚生労働省から県や保健所を設置している市に通知が出ております。検査体制と同様、県が実施主体となりますので、本市には権限はございませんので、療養施設の設置については考えておりません。

また、自宅や施設で療養中の方への支援ですが、新型コロナウイルス感染者の情報につきましては一切公表されておられませんので、本市としても把握はしておりません。したがって、現在のところ、本市単独での支援は考えておりませんが、今後、感染された方や濃厚接触者の方から御相談等がございましたら検討させていただきます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、そのような答弁を部長からいただきましたが、県のほうで冷凍食品を感染者に届けるという取組が始まるということで、この間報道されておりましたので、そうした取組もあるのかなと思いますので、ぜひ早急に行っていただけるよう対応していただきたいと思います。そしてまた、療養施設のほうに関しても、やはり市独自でやっていくのは困難かなと思いますので、そうした対応もぜひ一緒に強く県のほうにも求めていただきたいと思います。

また、今ここではあまり触れられておりませんが、実際、濃厚接触者の方々は、特に医師の診断等がないがゆえ、会社を休みたくても休めない状況にあるということを聞いています。実際には、会社を休んでほしいということなので、自己の有給休暇を使ってまずは休まれると。後で、会社によって認められるところがあれば、特別休暇などで対応するところもありますけれども、なかなかそういうふうでない状況の会社もたくさんあるということもありますので、そうした方々は有給休暇が残り日数がなくなっていく、あるいは有給が残っていない場合は給料の減額になってしまうと。そういうところに対して、やはりもっと大きく手を差し伸べる必要があるんじゃないかというふうに感じるわけですので、そういったことも踏まえて、ぜひこの新型コロナウイルス対策に対しての市長の総括をお願いしたいと

思います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 8月6日に出された新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言は終了しましたが、まだまだ終息には至ってはおりません。市としましては、これまで市民の安全・安心を第一に考え、公共施設の休館や制限など対策を講じてまいりました。市民の皆様には大変御不便をおかけしましたが、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございました。今後も新型コロナウイルス感染の続く中、市の感染症対策の体制を整えてまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今現状、大分少なくなってきましたけれども、まだまだ予断を許さない状況になっておりますので、ぜひそうした影響の強いところには、市のほうもできる限りのサポートをしていただくことをお願い申し上げまして、質問のほうは終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたしまして、再開は午後1時35分にします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時29分 休憩

午後1時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、次の質問者の平野広行議員から参考資料の配付がありましたので、これを各位のお手元に配付いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行でございます。

通告に従いまして質問いたします。

今日は、弥富市第2次総合計画の進路についてと題しまして、主にJR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業について、財政上から見た事業計画について質問していきます。

令和元年度からの10年間の本市のまちづくりとして策定された第2次弥富市総合計画は、本市のまちづくりの最上位計画であり、市民ワークショップや市民アンケートにより市民の皆様からいただいた貴重な御意見を基に、総合計画審議会委員の皆様の下で策定されました。基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されており、基本構想は今後10年間の本市のまちづくり、行政運営の基本的な方向性、目標を示し、基本計画は前期5年、後期5年として、基本構想に基づき実施する具体的な施策の内容を示します。また、実施計画は施策ごとに実施する具体的な事業を示し、毎年度の予算編成の指針となるもので、向こう3年間とし、毎



年度見直しを行うことになっております。

さて、このたびのコロナウイルス感染症対策において、本市は事業の決定が他市に比べ後手に回りましたが、国からの地方創生臨時交付金を活用し、他市に見劣りしないようなコロナ対策事業を行っております。

また、国からの10万円の特別給付金の給付は、全職員の皆様の惜しみない協力によって、いち早く給付することができ、9月4日銀行振込時点で99.3%というほぼ全市民への給付が行われたということで、職員の皆様には大変感謝をいたしております。御苦労さまでした。

そして、終息が見えないコロナ禍においても、第2次総合計画に掲げた基本目標に基づき、計画的なまちづくりを進めなくてはなりません。そのために今一番大事なことは、財源に基づく事業の選択であります。

本市の財政状況において、新庁舎が完成し、新火葬場は1年後には完成します。次に予定している事業は、JR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業であります。このJR・名鉄弥富駅自由通路事業については、財政上の問題から延期とか見直し、中止といった様々な御意見を耳にしますが、私としては、冒頭で述べましたが、市民の皆さんで策定した本市の最上位計画である第2次弥富市総合計画に掲げた事業であり、予定どおり進めなくてはならないと思います。また、この事業を完成させることによって、弥富駅前開発に向けての一丁目一番地になると思いますから、困難ではありますが、前へ進むべきであると思います。

そして、この事業を進めるには議会の議決が必要であります。我々議員はしっかりと議論し、この事業について責任を持って判断しなければなりません。そのためには、財政上問題ないという間違いのない担保を取らなくてはなりません。

このようなことから、今後取り組んでいく第2次総合計画に掲げた事業はどのようなものがあり、現在行われている事業、そしてこれから行われる事業について、まずは確認したいと思います。

基本目標1. 環境衛生の充実において、現在、新火葬場の建設が令和3年秋の供用開始を目指して始まっております。

基本目標3. 学校教育の充実の中で、学校施設・設備の整備において、小学校空調設備設置事業は完了し、小・中学校長寿命化改良工事において、桜小学校の長寿命化事業は完了しております。次に、弥生小学校、弥富北中学校、白鳥小学校と、順次長寿命化改良工事の運びとなっております。また、このたびのコロナ対策でオンライン授業が注目され、GIGAスクール構想に基づき、その情報機器整備事業が急がれております。

基本目標5. 市街地の計画的な整備の中で、JR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業に合わせ、駅前広場の整備が計画されております。

施策目標1. 上下水道の充実の中で、市街化区域及び団地等の人口密集区域の公共下水道

の整備が行われております。

施策目標 3. 治水対策の充実において、ゼロメートル地帯である本市の防災の要である排水機場、排水路の維持管理事業が計画されております。

以上が第2次総合計画の中での主な事業であります。これらの事業を計画に沿って実行していくには、厳しい財政状況の中、どのように進めていくのか、順不同にはなりますが、地方債の発行と返済額（公債費）を中心に財政指標と照らし合わせながら順次質問していきます。

まず1点目ですが、新火葬場建設事業ですが、令和3年秋の供用開始を目指して現在工事が行われております。この事業は合併推進債を利用しますが、返済スケジュールについて、令和3年度から10年度までの年度別の公債費、そしてマックスの公債費、そしてその時期はいつか。また、令和10年度末の残高もお願いします。

○議長（大原 功君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

年度別公債費は、令和3年度は約75万円、令和4年度が約155万円、令和5年度が約439万円、令和6年度が約2,253万円、令和7年度が約3,397万円、令和8年度は約3,391万円、令和9年度が約3,385万円、令和10年度が約3,379万円、マックスの公債費は令和7年度の約3,397万円、また令和10年度末の残高は約7億2,183万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） マックスの公債費が令和7年において3,397万円ということですね。

それでは次にですが、学校施設の整備について伺います。

小学校エアコン設置事業、桜小学校の長寿命化工事は終了しました。最近では、タブレット授業、GIGAスクール構想に向けて小・中学校無線LAN整備事業、弥生小学校、弥富北中学校、白鳥小学校の長寿命化工事と続きますが、令和3年度から令和10年度における学校教育関係事業の合計での年度別公債費、そしてマックスの公債費、そしてその時期及び令和10年度末における地方債残高の見通しについて伺います。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

年度別公債費は、令和3年度が約2億2,035万円、令和4年度が約2億3,260万円、令和5年度が約2億3,532万円、令和6年度が約2億3,676万円、令和7年度は約2億4,071万円、令和8年度は約2億5,773万円、令和9年度は約2億4,721万円、令和10年度が約2億5,451万円、マックスの公債費は令和8年度の約2億5,773万円、また令和10年度末の残高は約18億5,732万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 公債費のマックスが令和8年度において2億5,773万円ということですね。

それでは次にですけど、公共下水道事業について伺います。

公共下水道事業については、今年度から公営企業会計に移行しました。現在は令和7年度までの10年アクションプランに基づき、使用料収入、国からの補助金、企業債による事業計画で進められております。6月議会において、また加藤明由議員の質問に対しての答弁の中で、令和3年度から7年度までは毎年5億円程度を一般会計から支出する予定、また今年度策定する経営戦略策定業務の中で令和3年度から12年度までの10年間の財政投資計画を策定し、30年間の財政投資計画を検討するとの答弁でした。

下水道事業については、現在策定されているアクションプランに基づき令和7年度までの計画で行われておりますが、令和2年度においては使用料収入が約2億5,000万円、地方債が約6億円、国・県からの補助が約4億円、市の一般会計からの補助金が約5億円、こういった予算で行われております。地方債、一般会計繰入金において、当初の計画より随分と金額が上昇しております。今後も同様に事業が進められた場合、多額の費用と年月を費やすものであり、本市の財政を圧迫すると考えられます。今後の事業の進め方については、しっかりと議論していかねばなりません。

そこで、下水道事業の今後の進め方について市の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

アクションプラン整備計画の10年概成期間も5年が過ぎ、残り5年となりました。市街地の整備率は、令和元年度末52.3%になり、残り47.7%が未整備区域でございます。この未整備区域の中には、道路が狭隘な地区や歩道幅員の狭い国道1号など、すぐに下水道整備が困難な箇所も含まれております。

また、下水道整備経費もアクションプラン計画時より増加しており、前半の5年間は計画より多くの経費がかかっております。残り5年間につきましても、引き続き国費の重点配分されている下水道未普及対策事業の社会資本整備交付金を有効活用するとともに、現在実施しています弥富市経営戦略の見直しの中で市街地の整備計画が5年より数年延びる案も検討する予定でございます。

また、接続率につきましても令和元年度末で45.8%でありますので、戸別訪問を計画し、接続促進に努めながら下水道整備事業を促進してまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） それでは続いて、下水道事業についても公営企業会計に移りましたが、令和3年度から令和10年度における年度別の公債費、そしてマックスの公債費、そし

てその時期はいつかの見通し、そして令和10年度末の地方債の残高もお願いします。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

年度別公債費は、令和3年度は約3億9,515万円、令和4年度が約4億1,248万円、令和5年度が約4億3,505万円、令和6年度は約4億5,356万円、令和7年度が約4億6,896万円、令和8年度が約4億8,521万円、令和9年度が約4億9,263万円、令和10年度が約4億9,312万円、マックスの公債費は令和10年度の約4億9,312万円、また令和10年度末の残高は約82億7,444万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） マックスが令和10年度に約5億円ということになっておりますね。

この事業につきましては、また別の機会にしっかりと議論したいと思っておりますので、次の質問に移らせていただきます。

次は、事業が終了しておりますけど、新庁舎建設事業についても令和3年度から10年度までの年度別の公債費とマックスの公債費、そしてその時期と10年度末における地方債の残高をお願いします。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

年度別公債費は、令和3年度が約2,214万円、令和4年度が約1億3,682万円、令和5年度が約1億9,610万円、令和6年度が約1億9,604万円、令和7年度が約1億9,598万円、令和8年度が約1億9,592万円、令和9年度が約1億9,585万円、令和10年度が約1億9,579万円、マックスの公債費は令和5年度の約1億9,610万円、また令和10年度末の残高は約39億2,953万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） マックスが令和5年度の1億9,610万円ということですが、大体これは償還が28年か30年ということで、ずっとこれぐらいに約2億円の公債費が続くということになっております。

新庁舎建設については、皆さん御存じのように、隣地の土地購入費及び移転に伴う物件移転補償費の支払いをしてはならない旨の訴訟がされ、3年半ほど建設が遅れました。このことによって、工事費が当初、基本設計における予定額は44億4,400万円でありましたが、51億6,200万円が熊谷組が落札した結果、約7億円の損失ということになっております。7億円あれば、今回いろいろ取り沙汰されておりますが、財政調整基金に積み増しして様々な事業に寄与することができたと思いき、結果として大変残念な庁舎建設に対する訴訟であったと思っております。

次は、第2次総合計画の事業ではありませんが、本市の借金の約半分を占めている臨時財政対策債について伺います。

本来は普通交付税として頂けるものですが、その使い道については自由である地方債として、発行可能額まで地方債の発行を認められており、本市は平成19年度を除いて満額の発行をしております。前年度までは本市の地方債残高の約半分を占めておりますが、この臨時財政対策債についても、令和3年度から10年度までの年度別の公債費とマックスの公債費、そして10年度末における残高をお願いします。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

年度別公債費は、令和3年度は約4億9,922万円、令和4年度は約4億9,677万円、令和5年度が約4億8,695万円、令和6年度が約4億4,636万円、令和7年度が約4億1,965万円、令和8年度が約4億889万円、令和9年度が約3億9,733万円、令和10年度が約4億1,733万円、マックスの公債費は令和3年度の約4億9,922万円、また令和10年度末の残高は約37億2,744万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） この臨時財政対策債については、発行を基本的には終了するというようになっておりますので、あとは返済して残高を減らしていただくということです。平成27年度において約60億円ほどの借金があったわけですが、本市の借金の半分以上を占めていた臨時財政対策債ですが、答弁によりますと毎年約5億円の返済で、令和10年度の残高は約37億円になるということですね。

それでは次にですが、現在予定されているJR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業についても、令和3年度から10年度までの年度別の公債費とマックスの公債費とその時期及び令和10年度末における残高をお願いします。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

現在の計画に基づいた想定となりますが、年度別公債費は令和3年度と令和4年度はございません。令和5年度が約442万円、令和6年度は約5,120万円、令和7年度が約3億7,602万円、令和8年度が約4,248万円、令和9年度が約9,711万円、令和10年度が約1億5,762万円。マックスの公債費は令和7年度の約3億7,602万円ですが、これは公共用地先行取得事業債で借りておりました約3億5,000万円について、2分の1を公共事業等債へ借換え、2分の1を国庫補助金の対象とすることにより生じるものでありますので、実質的なマックスは令和10年度の約1億5,762万円となります。また、令和10年度末の残高は約21億1,893万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） この名鉄弥富駅自由通路事業の詳細については、後ほど質問をいたします。

次に進みます。

以上、主立った事業、そして臨時財政対策債の年度別の公債費、令和10年度における地方債残高をお聞きしました。このほかにも起債して事業を行うわけですが、自治体の財政の健全化を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、毎年度決算時に公表されております。本市においては実質赤字額がありませんので、実質赤字比率、連結実質赤字比率においては該当していません。令和2年度決算において早期健全化基準は25%の実質公債費比率は5.7%、前年度は6.1%ということで、数値はよくなっておりますが、これはまだ新庁舎建設の借金の返済が始まっておりませんので数値が下がっているということでもあります。早期健全化基準は350%の将来負担比率が96.8%、前年度は63.1%で、こちらのほうは数値が上がっております。これは新庁舎建設の借金が増えたということによりますので上がっているわけですが、基準値である350%を大きく下回っております。

自治体の財政状況を把握する上で、様々な財政指標がある中で、このたびの中期財政見通しにおいて今後の事業を進める上で実質公債費比率、将来負担比率を用いて判断されておりますが、その理由を伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

これらの比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において健全化判断比率と定義されており、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生の必要性を判断するためのものがございます。

また、地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に御報告し、公表することが義務づけられております。

さらに、実質公債費比率、将来負担比率におきましては基準財政需要額算入額等を除いておりますので、地方公共団体の財政健全化を判断する上で実質的な負担を表していることから、中期財政計画の見通しの中にも判断材料の一つとさせていただいたものがございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 将来負担比率については実質的な負担を表す指標であるので、財政健全化の判断材料の一つとしたとの答弁であります。本市も今年度から公共下水道事業が公営企業会計に移行し、一般会計、特別会計だけでなく公営企業会計、さらには一部事務組合も含めた弥富市の財政状況、全体会計を把握するために、実質公債費比率、将来負担比率を

用いたということですね。

それでは次に、今まで質問した総論になりますが、これらの事業全体としての公債費はいつ頃になるんだろう。いつ頃ピークを迎えるんだろう。その値はどれぐらいか。また、地方債の残高のマックスはどれぐらいを見通しているのか。そのときの実質公債費比率、あるいは将来負担比率は幾らを想定してみえるのか。そして、またそのときの値が健全な財政運営を行っていくのに問題ないか、その辺について伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

公債費におきましては、令和10年度に約17億2,400万円でピークを迎えます。また、地方債残高はマックスで約230億円から231億円になると見込んでおり、その際、実質公債費比率は8%程度となり、将来負担比率は120%から130%程度になると想定しております。

なお、これらの数値につきましては、実質公債費比率の早期健全化基準25%に対し8%程度であり、将来負担比率につきましても基準の350%に対して130%程度と大きく下回っておりますので、健全な財政運営を行っていくのに問題のある数値ではないと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 今、総務部長から、JR・名鉄弥富駅自由通路事業を含む第2次弥富市総合計画の事業を遂行するのに財政的な問題はないと答弁をいただきました。

借金の返済については、下水道事業と臨時財政対策債の返済額が毎年約5億円と非常に高額になっております。JR・名鉄弥富駅自由通路事業においては最高でも1億5,000万円の返済、庁舎についても約2億円の返済ということで、いかに下水道事業の返済が多いかが分かります。そして、令和10年度においては借金の残高は公営企業会計も含む全体会計として約200億円ということで、そのうちの約40%が下水道事業ということになりますので、今後の下水道事業の進め方については、先ほどの答弁の中にもありましたが、接続の促進、国からの下水道事業への社会資本整備交付金の有効活用、整備計画の見直し等によって市の財政に大きな負担とならないようしっかりと議論し、事業を進めていただきたいと思います。

それでは、弥富市の財政の健全度は全国においてどれぐらいのレベルであるのか、いいのか悪いのか見てみたいと思います。

財政の健全度について、東洋経済が毎年算出しております全国自治体健全度ランキングにおいて、5つのカテゴリーの中から実際の財政を評価しております。1つ目が収支、2つ目が弾力性、3つ目が財政力、4つ目が財政基盤、5つ目が将来負担、この5つから評価しております。その中において、全国791の市があるわけですが、愛知県の刈谷市が1位、みよし市が2位、安城市が4位となっております。この地域は、御存じのように、トヨタ関連企

業が多数あるということで財政力がある都市であります。このほかベストテン以内にも、大府、小牧、碧南、豊田を含め愛知県下の市が7市入っております。また、ベスト100位以内には、本市を含め20市が入っております。2019年版において弥富市は88位で、評価の対象となった5つのカテゴリーの中で財政基盤、財政力については高評価されております。残念ながら2020年版では162位に順位を下げました。

書画カメラ、資料1をお願いします。

88位、これが2019年、それから資料2、これが2020年ですね。名古屋市に続いて162位となりました。しかし、財政基盤については高評価を得ております。これは企業誘致が進んでおるといことで、本市は財政についての健全度においては問題なく、夕張市のように財政破綻することはないと私は考えております。

2016年10月5日の中日新聞県内版に、愛知県内の全市町村の財政の健全性を図る健全化判断比率の4指標が公表されました。その中で、常滑市が実質公債費比率14.7%、将来負担比率107.3%で、ともに県下においてワーストワンでありました。これは、2005年に開業した中部国際空港のインフラ整備に伴い、多額の借金ができたからであります。弥富市は2015年度における実質公債費比率では6.6%でワースト8位、将来負担比率45.6%でワースト4位であり、借金への依存度が高いのが心配であります。

また、問題なのは公共下水道事業であります。先ほどの答弁の中でも、毎年約5億円の返済といことで、これまでの事業の中では一番返済額が大きい事業であり、また事業が長期にわたりますので、今後の事業の進め方については、他の事業との優先度を見極め、公債費の限度を見極めて行政運営をしていかなければなりません。

そして、一番大事なのは行政改革であります。全職員一丸となって行政改革を進めていただきたい。本市においては庁舎建設、新火葬場建設等の大型事業の借金返済が始まり、財政規模に占める将来返済すべき負債額の割合を示す将来負担比率の数値が悪化して130%近くになると想定しています。早期健全化が求められる350%には程遠い低い数値であります、注視していくべきと考えます。

それでは、次の質問に入ります。

次は、新型コロナウイルス感染症において市税の減収が心配されますが、市税の今後の見通しについて伺います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市税の今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染が続く中ではございますが、令和2年度は比較的堅調に推移しております。しかしながら、企業収益や個人所得の減少が懸念されることから、令和3年度につきましては市税収入の大幅な減収が見込まれると



ころでございます。現状では具体的な減収金額を把握することは難しいところではございますが、減収は避けられないところでありますので、そうしたことも踏まえながら令和3年度当初予算編成に臨んでまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） コロナによって市の税収については多少不安もありますが、本市の基幹税は市税の約60%を占める固定資産税であります。毎年12月に国のほうで次年度の地方財政計画が策定され、地方交付税額が決定されますが、国が行う令和3年度地方財政対策及び地方税制改革に向け、地方自治体が固定資産税の確保に影響を及ぼすような見直しは行わない、こういったことを求める国への意見書の提出も弥富市議会として今議会において予定しております。来年度に向けてもしっかりとした財源の確保に取り組んでいかなければなりません。

弥富トレセン西側の17ヘクタールの工業系市街化区域には、大型物流センター1社をはじめ3社の企業誘致が予定されております。また、西尾張中央道の操出地区にも大型企業2社、鍋田稲山地区にも大型物流センターの建設が予定されております。そして、これらの企業は、最近では高額のお客さんを保有していますので、それに伴う固定資産税の大幅な増加が見込めると大変期待をしておるところであります。

続きまして次の質問ですが、10億円減収となった場合の留保財源の質問と、10番目の質問ですが、東海財務局によるヒアリング結果についての質問は、時間の関係で行財政委員会において質問しますので省略します。

ここまで弥富市第2次総合計画に基づく主な事業を行った場合の本市の財政状況について、令和10年度までの第2次総合計画期間内の起債額、その総額、毎年借金を返済する額について、さらにはその値は国が自治体に財政の健全化を判断する基準に収まっているかどうか、現時点での財政見通しについて伺いましたが、特段問題がある数値ではないことが分かりました。これらのことを踏まえ、次の質問に入ります。

次は、本日一番聞きたい質問であります。JR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業について質問します。

この事業の目的につきましては、今さら申し上げるまでもなく、JR関西本線及び名鉄尾西線の鉄道により分断されている南北地区の連携強化、東西の踏切を通過する歩行者等の安全確保、さらに高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備であります。単に南北の往来ができればいいという問題ではありません。最終の目的は、この事業を起点としてJR・名鉄・近鉄を含めた弥富駅前整備開発を幹線道路であります弥富名古屋線道路の駅前への乗り入れも含めて進めなければなりません。この事業に関しては、弥富市、そして地元の方にとっては待ち望んでみえる事業であると思っております。

私は南部地区選出の議員でありまして、JR・名鉄弥富駅はほとんど利用しませんが、この事業の重要性は市議会議員として十分理解しております。今後は地元の議員の方に協力して進めていくつもりでありますので、地元の皆様の御理解、御協力をお願いしておきます。

それでは、順次質問いたします。

1点目ですが、平成28年度から令和元年度まで各種の調査設計業務を行い、今日まで来ておりますが、これまでに投資した金額と今後の進め方について伺います。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

平成28年度から令和元年度末までに1億853万2,140円を支出しております。

今後の進め方でございますが、令和3年3月末に鉄道事業者と事業合意の覚書の締結を予定しております。事業合意後の手続として、令和3年度には自由通路の都市計画決定及び都市計画事業認可を取得する必要があります。また、その後、鉄道事業者と工事協定を締結する予定でございます。この工事協定は議決に付すべき契約行為となりますので、覚書締結からおおむね1年後に議会での議決を予定しております。令和5年度には支障移転工事及び自由通路本体工事に着手し、令和8年度には自由通路及び駅舎を供用開始するとともに北口駅前広場工事に着手し、令和9年度に北口駅前広場を供用開始し、事業を完了する予定でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 今の予定では、令和5年度から工事の着手をして、令和8年度には自由通路及び駅舎の供用を開始するとともに北口駅前広場の工事に着手して、令和9年度に供用開始して事業が完了ということでありませぬ。

それでは、ただいまの説明の中で令和2年度覚書の締結とありますが、この覚書はどのような内容のものか、伺います。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 覚書の内容についてでございますが、弥富市と鉄道事業者が相互に自由通路の新設と橋上駅舎化等の必要性を認めるものであり、詳細設計や工事に係る実質的な効力はまだ先の話になりますが、議会の議決を得た後に行う工事協定の締結により発生することになります。

覚書の内容について、現在協議中でございますので、今後御説明することになると考えておりますが、想定される主な概要について御説明いたします。

まず、自由通路及び橋上駅舎の供用年度、あと駅前広場の供用年度、またその自由通路新設に伴う費用について、自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づいて駅舎等の残存価値を差し引いた額を市が全額負担することが定められると考えております。

また、線路部分の土地については、自由通路が線路部分を横断していくわけですが、その部分については固定資産税を免除することや、自由通路がある間は市は無償で使用することができるというものでございます。

そのほかに、自由通路の都市計画決定を行うことや、設計や工事は市がJRに委託して行うことが記載されます。

また、本事業が自らの責に帰すべき事由によって中止になった場合、原状回復に要する一切の費用など、損害賠償を支払うという内容が記載されます。

なお、覚書の締結には議決を要しません。以上でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 覚書の内容については、決定ではないが、自由通路及び橋上駅舎の供用の年度、そして駅前広場の供用の年度、そしてまた自由通路新設の費用は国が示す自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づく。また、自由通路部分の線路部分の土地の固定資産税は弥富市が免除すると。逆に、弥富市としては無償で自由通路の使用ができると。工事については弥富市が委託してJRが行うと。そしてまた、事業が市の事由によって中止した場合は、それに伴う損害を支払うと。以上が想定される主な概要ということですね。

それでは次に、国庫補助事業の採択に必要となる自由通路の都市計画決定及び事業認可の手続を行うとありますが、国家補助事業として採択される見通しは間違いないのか。そしてまた、国家補助事業として採択されたとしても、資金計画に掲載されております社会資本整備総合交付金17億5,490万円は確実に交付されることを確認されているのか。また、交付額が多くなればありがたい話ですが、逆にこのような時期でもあって減額もあり得るのか、その辺りについて伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） これまでに国庫補助事業等の採択に向けて、国土交通省中部地方整備局及び愛知県と協議を重ねております。同様の事業を実施している近隣の自治体の状況を参考にしますと事業採択されるものと考えており、社会資本整備総合交付金の交付を受けられるものと考えております。

なお、交付額については、今後の社会情勢により多少の増減はございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） どんな事業を行う場合でも、下交渉というのは大事なことなんですよ。国との下交渉はされているのか。地元の代議士を通じて国の担当部局と協議はされているのか、その辺り市長にお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） しっかりとした事業を行っていくためには、やはり国の力を借りてや

っていかなければならない。大変大きな事業でありますものですから、地元の国会議員、またこの事業に関連する国会議員等々を通じて国のほうへしっかりと要望してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） こういった事業に対して話を伺っておりますと、鉄道業者というのはほとんど金を出さないと聞いていましたので、ある程度予算が固まってきました数年前に、総額、金額だけ独り歩きしたわけですが、49億円と聞いたときには、これはちょっと事業は難しいなという思いがありましたが、今年になって事業費の詳細が示され、国からの交付金が約18億円、事業費の38%ぐらいですね、これを補助していただける予算と聞いてから、これならいけるなというふうに思いました。本市の負担は28億円ということで、これは当初計画されたときの事業費に匹敵するものだと思っております。国からの交付金については、市長に頑張ってもらっていて、国のほうへ足を何度となく運んでいただいて、いろんな補助金のメニューがあると思うんですよ。それをしっかりと確保していただいて、市の負担を少しでも減らす努力をしていただくように頑張ってもらいたいと思います。

それでは、次の質問ですが、覚書の締結から事業認可工事協定の締結、これは議会議決が要りますが、速やかに行われるのか。先ほどの説明の中で、覚書締結から1年で行われる予定となっておりますが、伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 先ほどの今後の進め方として御説明申し上げましたとおり、覚書締結後、自由通路の都市計画決定及び都市計画事業認可を取得する必要があるのですが、工事協定につきましては、覚書締結からおおむね1年後、議会での議決後、締結する予定でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） コロナウイルス感染症対策費をめぐって本市の財政状況について心配されて、コロナ禍においては、この事業は今行うべきではないと、そうやって発信されている方も見えますし、計画どおり進めることに心配されている議員も見えます。私もその一人で、心配して今日、質問しているわけですが、市長に伺いますが、ただいまの市側からの財政に関する答弁をお聞きしますと、財政上問題なく予定どおり進めるというふうに理解してよろしいですね。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど総務部長から御答弁させていただきましたように、このJR・名鉄弥富駅自由通路の整備を実施した場合におきましても、一般的に地方公共団体の財政状況を判断する健全化判断比率は基準を大きく下回ると想定しております。また、中期財政計

画で今後の財政見通しにつきましても御説明させていただきましたが、今後、普通交付税もある程度見込むことができ、これまでの予想より財政改善ができる見通しとなっておりまいた。したがって、財政上の問題なく予定どおり事業を進めさせていただきたいと考えております。また、国庫補助事業等採択に向け、今後も積極的に国へ要望活動を行ってまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 同じ質問ですが、副市長にお伺いします。副市長、同じ考えでよろしいですか。

○議長（大原 功君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 市民の皆様が将来にわたって安心して生活を送れるよう、また本市が持続可能なまちとして発展していくことを念頭に組み込んでまいります。特に建設分野におきましては、自由通路の都市計画決定及び都市計画事業認可に向けて取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） じゃあ同じことですが、総務部長、答弁いただきましたけど、もう一度大丈夫だと言ってください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

先ほど御答弁させていただきましたように、健全化判断比率から見ても問題なく、事業を進めていく上におきまして財政上も問題ないということが言えますので、そのように考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 同じ質問を財政課長、答弁をお願いします。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

財政上は問題ないと認識しております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 最後、確認の意味で質問しますが、第2次総合計画を進める中で、さらなる行政改革が必要となり、行財政アドバイザー、行財政推進委員からの提言があると思いますが、JR・名鉄弥富駅自由通路事業に対して、財政上の問題に関してどのような提言がなされたのか伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

行政アドバイザーの方からは、魅力的で夢のある事業は必要と考えられるが、公共施設再配置計画等により期間を決め、コスト等を節約して投資する必要があると、その旨の御意見をいただいております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） それでは、その会議ですが、何回ぐらい会議をされているでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） これまで2回開催をされております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 私も心配ですので、桑名市、弥富市との財政状況を調べてみました。書画カメラ、資料3をお願いいたします。

これは皆さんにお配りした弥富市・桑名市・常滑市の財政状況比較表なんですが、これを御覧いただきたいと思います。

桑名市は8月30日、近鉄・JRの桑名駅自由通路・橋上駅舎化が供用開始しました。長年の市民の思いがかない、皆さん大変喜んでみえます。当然のことながら、東西の駅前開発を今後進めていきますし、また現在も行われております。完成したときには、すばらしいまちになると思います。桑名市は市民に夢と希望を与える行政が行われていると、行政視察を終えて感じました。本市もあやかりたいものであります。

また、中部国際空港を誘致し、インフラ整備に多額の借金をしたため、現在、愛知県下において、実質公債費比率、将来負担比率ともワーストワンである常滑市との財政状況を比較しました。両市に比べ、本市の財政状況がよいことが分かります。今後、本市においては、実質公債費比率においては7%から8%台になると。将来負担比率においては130%を予定しております。この表から比べてみましても、桑名市、常滑市と比べても数値は低いことが分かります。両市は本市に比べ財政状況が悪いわけですが、その中においても、こうして頑張って行政運営を行ってみえます。本市も両市のように全市を挙げて頑張っていきたいと思います。

それでは、最後になりますが、駅前にはまちの顔であります。そして、もう一つの顔は庁舎であります。幸い本市は、この2つの顔が1か所にあるものとして捉えることができます。市長は、JR・名鉄弥富駅自由通路の整備が単に鉄道で分断された南北の往来を便利にするだけのものと捉えているのか、あるいはこれを将来に向けた駅前整備の一丁目一番地として今後の駅前開発につなげていく思いか、その辺りの市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 市が実施しました各種計画策定時の市民アンケートの結果では、弥富

市には魅力がないと御意見をいただいております。まちの活力や魅力の創造強化を推進するために、にぎわい創出を市全域に広げていきたいと考えておりますが、やはり市の顔となる駅、駅周辺ににぎわいがなければ、その次の展開も難しいのではないかと思います。このJR・名鉄弥富駅自由通路事業を起爆剤として駅周辺の整備をしていくのが、これからの行政の責務ではないかと思っております。

弥富市の未来の子供たちのために、魅力あるまちづくりをしていかなければならないと思う次第でございます。市街地の計画的整備や昨年度から始まりました第2次弥富市総合計画にも掲げている重点施策であり、市の一大事業でもございます。議員各位の御協力をいただきたく、ぜひ進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 先月ですけど、桑名駅自由通路及び橋上駅舎化整備事業について会派で視察研修をしてきました。議員の方との懇談の中で、この事業を進めることができた最大の要因は何ですかとお聞きしましたところ、それは市長の本気度ですと。桑名市も以前から話は出ていましたが、前市長は、多額の費用を要すること、市民病院の改築事業も重なってなかなか踏み切れなかったが、市民病院も完成し、現在の市長になってから、市長が先頭に立ち、将来の桑名市のために駅前開発を含めてぜひ行いたいと議会に提案されたそうです。平成17年に桑名駅自由通路・橋上駅舎化の話が出てから10年が経過して、現市長になって平成28年に事業認可が下り、8月30日の供用開始となりました。

私も当日、30日に実際、名古屋駅から桑名駅までJR各駅の様子を弥富駅と比較して見ながら桑名駅の橋上駅舎化・自由通路を見学してきました。自由通路幅は6メートル、長さは176メートルで、通路幅、長さとも本市の倍でありまして、壮観ですばらしいものでした。

また、自転車は、乗っては駄目ですが、引いての通行は可能ということで、四、五名ぐらいの方が自転車を引いて通行してみえました。駅前整備も西側の土地区画整理事業が進められており、すばらしいまちに変貌しようとしております。

安藤市長、市長のやる気、本気度だけです。今日の答弁で市長のやる気を確認しましたので安心しました。もしも金策で困るといふなら、未利用地の有効活用をしましょう。弥富市は眠っている資産があります。将来の弥富市のまちづくりのために、眠っている資産を有効に使いましょう。私はいつも市長に言っておりますが、未利用地の有効利用、使わなければただの草むら、雑種地です。これを売却することによって生きた資産活用をしてください。私は賛成します。

ただし、一番大事なのは、その前にしっかりと行政改革を行うことでもあります。それをしっかりと胸に刻んで、安藤市長には駅前整備をライフワークとして頑張っていたいただき

い。そして、夢のあるまちづくりをしていただきたい。微力ながら応援させていただきます。そして、この事業が弥富市の駅前開発の出発点となり、新しい弥富市の顔に生まれ変わる事業になることを期待し、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたしまして、再開は午後2時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は大きく2点の質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、現在も新型コロナウイルス感染症の第2波の真ただ中で治療に当たっておられる医師、看護師などの医療従事者の皆様は、最前線で未知なるウイルスに立ち向かっております。大きなプレッシャーの中で、患者様の大切な命を救うために献身的に頑張っておられます。医療従事者の方以外にも、介護関係者、スーパーなどの物流、公共交通機関など、私たちの生活を支えてくださる方全てに感謝、御礼を申し上げますとともに、私たちはそういった方々への負担を少しでも軽くし、医療崩壊の防止や社会機能の維持に貢献できるよう努めていきたいと思っております。

私の母も80を超え、まだまだ自分の身の回りのことは自分でできる状況ではありますが、こういった問題に直面してくることになってくると思い、第1項目め、これからの介護保険事業について幾つか尋ねていきたいと思っております。

本題に入る前に、新型コロナウイルスによる影響で介護現場は現在どのようになっているのか。どうしても感染患者に対する医師、看護師の医療現場の切迫した現状が取り沙汰されています。実際、感染者の一番近くに接し、治療などの処置をされていて、病床数の確保等々も問題視されております。しかしながら、感染、発症すると重篤化しやすいと言われていた高齢者を支える介護の現場、現場で働いておられる職員さん方も不安を抱えているのではないのでしょうか。全国的に影響が広がる中、それぞれの地域で対応は異なってくると思えますし、より限定された都市部での場合など、施設ごとで変化するかもしれません。利用者さんも含め、行政からの指示を確認することは大事になってくると思えます。

そこで、愛知県の対応が示された内容を読みますと、どうしても利用しなければならない高齢者の方は、各施設における適切な感染防止対策の上、安心できる体制でサービスを提供できると判断すれば、継続してサービスが行えるとなっております。これはあくまでも判断



であり、これまでと変わらない事業所もあれば、規模を縮小、中止する事業所もあり、同じ業態の介護サービスでも、それぞれ対応は変わってくるのではないのでしょうか。

弥富市においても、感染拡大、最悪クラスターが生じた場合、都市部で行われているような地域全体での一斉休業やサービス提供規模の縮小など指示を発令できる立場にあるのでしょうか。

それと、実際、介護現場の声は市担当のほうに届いているのでしょうか。例えば、外出支援においてキャンセルが多く収入減になったとか、利用者さん家族からは、面会全面禁止などが続いているのでしょうか、尋ねます。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項及び第3項において、都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、社会福祉施設等多数の者が利用する施設の管理者またはそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用制限等の措置を講ずるよう要請することができるとなっておりますので、権限は知事でございます。市が一斉休業等の指示を発令できる立場ではございません。

○議長（大原 功君） 三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 愛知県がということで、報告で市は把握しているということで理解をいたします。

それでは、こういった中、弥富市としては、介護保険料の減免、徴収猶予が打ち出されておりますが、対象者が重篤または著しい収入減の第1号被保険者となっているようですが、第2号被保険者には猶予制度はないのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） すみません、先ほどの御質問の2つ目のところを追加させていただきます。

小規模な通所介護事業所、例えばデイサービスでは、利用者が3密を警戒して利用を控えるケースもあり、収入減になった事業所もございます。

また、特別養護老人ホームなどの入所系施設の面会などは、面会室等を利用し、面会時間や面会人数等の制限を宣言解除後も引き続き実施していると報告を受けております。

それでは、今の第2号被保険者に猶予制度との御質問ですが、40歳から64歳までの第2号被保険者につきましては、市で介護保険料を賦課していませんので、減免等の対象にはなりません。

介護保険料の徴収方法が、各医療保険者を通じて徴収しており、例えば協会けんぽに加入している方の介護保険料につきましては、給与や賞与に保険料率を掛けて標準月額報酬を算

出しておりますので、給与等が下がり標準月額報酬の等級が下がった場合には、保険料も下がる仕組みとなっております。

一方、国民健康保険に加入している方は、前年の所得を基に市で賦課・徴収をしており、今回の新型コロナウイルス感染症により収入が減少した世帯につきましては国民健康保険税等の減免を行っており、その際に介護保険料も併せて減免をしております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 国保加入者は保険料の減免と連動をして減免されているということで理解いたします。

次に、不足している備品というものは現場の声の一つにあります。マスク、アルコール綿、手指消毒液、介護用ガウン、体温計など考えられますが、足りないとかストックが不安とかというような声は聞いておりますか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 事業所からは必要な資材等が手に入りにくいという情報を得ております。マスクや消毒薬等につきましては、県から取りまとめの依頼が市にあり、市で各事業所に対し要望調査等を行いまして県が事業所へ配付いたしました。不足している資材等につきましては、各事業所により異なっていますが、詳細につきましては市でも把握はしておりません。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 介護現場では医療用のマスク、N95の必要はないということで、通常の不織布マスクで十分との声でございました。

マスクに関しては、一時期の不足状況ではなくなっているのかなとは思われますが、介護用ガウンというんですか、エプロンというんですか、確かにそちらのほうは不足しているということも御意見として聞いたことがございます。

それでは、通常、介護保険によるサービスを利用する場合、担当ケアマネジャーが利用者の状態に合わせて計画を立て、それに関する事業者や利用者、その家族などが集まって意見を交換する会議が必要となります。

しかしながら、コロナ感染の拡大防止の観点から、利用者への訪問、複数の人が一堂に会すると感染リスクを伴うのではないのでしょうか。対面ではなく、電話やメールを活用しているのでしょうか。

また、居宅サービス計画の変更内容などのサービス担当会議は必ず開かなければならないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

サービス内容に変更がある場合は、アセスメントを取り直し、本人や家族の意向調査と各事業所の意見交換と調整のためサービス担当者会議を開催することとなっております。新型コロナウイルス感染症予防のため、本人や家族から訪問、面会を拒否された場合は、自宅以外での面談やメール、電話等を活用して、本人や家族の意向、またサービス担当者の意見を確認するなど、柔軟な対応が可能である旨の事務連絡が国から出ております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） どんな業界でも現状に合わせて対応が認められているんだろうと思っております。

そして、やむを得ず異なる事業所、公民館などの場所を使用して指定を受けたサービス相当、提供した場所でも、通常と同様の時間に応じた介護報酬を算出してもよかったですでしょうか。

介護保険においても、今回のような通常の見直しや体制ではなくとも、前例を踏まえた柔軟な対応が行われていると聞いていますが、県からの通知などはあったのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 人員基準等の臨時的な取扱いについての事務連絡の中で、通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じた介護報酬を算定することが可能であると示されております。このような臨時的な対応につきましては、令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについてにおける考え方を参考とするよう、国から事務連絡等が出されております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 居宅サービス計画など、軽微な変更は認められているというのは私も聞いたことがあります。臨時対応も指示があるようで、安心をしております。

次に、介護だけではなく、医療、保健、福祉など側面から高齢者を支える総合相談窓口である地域包括支援センターがあります。高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、各分野の専門家から地域住民まで幅広いネットワークをつくり、そこで暮らす方々の課題解決や調整をさせていただいております。

このコロナ感染拡大防止に当たり、先ほどの質問と重複いたしますが、地域ケア会議、高齢者への指導、アドバイス、自立支援型ケアマネジメントの支援など、十分に行われているのでしょうか。

また、各施設、事業所からも感染防止策についての相談、それらに対しての指導、援助はされているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

地域包括支援センターに依頼している専門職等が集まるケア会議は、3密回避等の理由により休止しておりました。また、ふれあいサロンなどで高齢者向け講話の講師を務めていただいておりますが、ふれあいサロンも緊急事態宣言中は休止していたため、高齢者に対する指導等が行えない状況でございました。

宣言解除後の6月からケア会議を再開し、ふれあいサロンにつきましても7月から一部再開しておりますが、海南病院側の感染拡大のリスクマネジメントにより、職員の会議等への参加が制限されている現状でございます。そのため、地域包括支援センターとして活動が十分に行えない状況でございます。

また、地域包括支援センターは、感染防止対策について指導、援助する立場ではないため、行ってはおりません。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 地域包括支援センターのお立場ということを十分理解していきたいと思えます。

最後に、愛知県のホームページからですと、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として、必要なサービスを提供する体制を構築するため必要な物資の確保をするとともに、継続的な提供をするための支援を行うとなっております。また、サービス利用休止中の利用者さんに対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援するとともに、そのサービス継続に努めていただいた職員に対しても慰労金を支給されることですが、具体的な愛知県からの支援を聞かせてください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

愛知県が実施主体となる支援事業ですが、大きく3つございます。

1つ目として、介護サービスは新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行い、サービス提供に必要となる衛生用品等の感染対策に要する物品購入費用や消毒費用、清掃費用などのかかり増し経費が発生した場合、介護サービス事業所施設に、そのかかり増し経費に対する助成でございます。

2つ目としまして、高齢者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な在宅介護サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや、在宅サービス事業所において3つの密を避けてサービス提供を行うために必要な飛沫防止パネル購入などの環境整備に対する支援でございます。

3つ目としまして、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、感染する重症化リスクが高い利用者との接触を伴うことなどを踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使

命感を持って業務に従事していることに対して慰労金の給付を行うものでございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 慰労給付金ぐらゐの情報しかございませんでした。県からの支援、丁寧に聞かせていただきました。ただ、コロナ感染対策の終息が見られない現在、引き続きの支援を愛知県からお願いしたいと思っております。

それでは、次に第7期介護保険事業の最終年に当たっての質問をいたします。

団塊の世代全員が75歳以上、後期高齢者となる2025年以降は、医療や介護のニーズがさらに高まることが予想される2025年問題。この対応策として、厚生労働省は2025年に向け、高齢者の自立支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムを推進してきました。さらに、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を改訂し、この国の法改正などを踏まえ第7期介護保険事業計画が策定をされ、医療、介護等の連携、認知症施策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の推進と地域ケアシステムの構築に向けた取組を掲げて推進してきたと思います。

そこで、一つ一つ質問をしていきたいと思っております。

第7期の事業計画では平成32年、すなわち令和2年は総人口4万2,866人で、65歳以上1万1,358人、高齢化率26.5%、75歳以上5,954人、後期高齢化率13.9%となっています。もちろん、これは平成30年3月時点の推計ですから致し方ございませんが、最新の総人口から来る高齢化率、後期高齢化率を聞かせてください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 令和2年4月1日時点でございますが、65歳以上の高齢化率は25.83%でございます。また、75歳以上の後期高齢化率は13.39%でございます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 少し数字上の誤差が出ているようですが、おおよそ推計どおりだということでございます。

6月議会の小久保議員の質問に対する答弁で、75歳以上の単身世帯数1,154世帯、夫婦だけの世帯数782世帯というような答弁がございましたが、事業計画書では65歳以上で示されております。平成27年で単身世帯1,229世帯、65歳以上のいる世帯からの比率は18.0%、夫婦2人だけの世帯1,910世帯、同じ比率で27.9%となっておりますが、こちらのほうも最新の数字を教えてくださいませんか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 65歳以上のいる世帯につきましては、国勢調査の数値を根拠としておりますので、今年度が調査を行っている関係上、数値が出てございません。それぞれの世帯数のみ回答させていただきます。

令和2年4月1日時点で単身世帯は2,078世帯、69ポイントの増です。夫婦のみの世帯は1,901世帯、0.5ポイントの減になっております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 高齢夫婦のみの世帯が逆に減っているというのは驚きましたが、これはたまたまの数値であり、これから減少に至るといようなことは考えられません。

それでは、弥富市においては平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を始めておりますが、当時私も総合事業に関し質問いたしましたが、今回改めて質問をいたします。

先ほどの世帯数が示すように、独り暮らしの高齢者世帯、夫婦のみの世帯や軽度の生活支援を必要とする高齢者世帯はますます増加してくる予想がされております。よりサービスの充実を求められているのではないのでしょうか。現実的での市の対応、考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 単身世帯や夫婦のみの世帯が増加し、その方々が住み慣れた地域で暮らし、健康寿命を延ばしていくためにも、介護予防・日常生活支援総合事業の役割は地域包括ケアシステムの根幹であると考えております。一般介護予防事業の方は元気塾、ふれあいサロン等の充実を図ってまいりました。

また、地域ケアシステムの構築のために第6期計画から様々な施策を行ってまいりましたが、この第7期計画の中では平成30年4月に海部医療圏域の7市町村が共同で在宅医療・介護連携支援センター、通称「あまさぼ」を立ち上げ、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制構築を目的に開設しました。

また、市内の理学療法士等で構成されるリハビリネットワークの専門職を地域のふれあいサロンに派遣し、介護予防に関する技術的助言や支援を行うことにより、介護予防及び要介護状態の改善を図っていただく事業も新たにスタートさせていただきました。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） あまさぼ及び市内のふれあいサロンの充実、これらに関しては着実な成果が上げられていると思います。

次に、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）についてであります。認知症サポーターの養成、ふれあいサロンの開設支援など、私を知る得る施策もございしますが、そのほか、ここまで推進してきた支援、施策を教えてくださいたいと思います。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 認知症の専門的知識及び経験を有する認知症地域支援推進員と協力して、市内2か所で認知症カフェの開設・運営、認知症介護者家族交流会の開催、小・中学生を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、正しい認知症の理解を深めていただく活動などを行ってきました。

また、認知症高齢者の増加に伴う権利擁護の市民向け窓口として、海部南部3市町村が共同で特定非営利活動法人海部南部権利擁護センターの開設に向け、準備を進めているところでございます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これらの事業に関してはまだまだ始まったばかりということで、これからまた注視をしていきたいと思っております。

それでは、地域包括ケアシステムの基本目標の中のワンストップの相談窓口の充実ということでございますが、新庁舎になり介護高齢課も庁舎1階の大変訪れやすい箇所に来ました。今まで以上の相談が来ておるのでしょうか。また、新たな取組があるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 相談件数につきましては、地域包括支援センターや市内の居宅介護支援事業所等の連携、協力により、相談件数自体の大幅な増加はございません。

相談窓口等の充実につきましては、平成30年4月から海部医療圏域の7市町村が共同で、あまさぼを立ち上げました。また、当市が海南病院へ委託しております地域包括支援センターの職員数につきましても、昨今の相談件数の増加に伴い、職員を1人増員させていただきました。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 新庁舎自体でサポートしているというわけではございませんので、当たり前といえば当たり前ですが、しかしながらコロナ関連の減免への相談というのは介護高齢課のほうには増えているというようなことも聞いております。

日本は、やがて3人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な超高齢社会を迎えます。これはどなたでも認識している状況であり、この社会の介護が必要な高齢者ばかりになってしまつては、財政や活力の維持までも危ぶまれます。健康なまま長生きできる高齢者をいかに増やしていけるか、未来の姿を左右する事柄であり、健康寿命がこれからの重要なテーマになってくると思います。

ほとんどの人は、やがて必ず医療や介護ケアが必要となり、今後の高齢者の増加と個人個人の予防行動の効果を掛け合わせたとき、社会全体のコストはどのようになっていくのでし

よう。介護が必要になるタイミングが遅ければ、年金コストも考えると全体の社会的コストは悪化すると推測されます。市としては今まで以上の健康長寿社会に向けた効果的な施策は考えておるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 現在、策定委員会の開催前であり、素案的なものを介護高齢課の中で検討しているところでございます。例としまして、虚弱状態、いわゆるフレイル状態の方やチェックリストを行った事業対象者の方向けに、運動器の能力向上を行う事業を行っていただければと考えております。

また、コロナ禍での元気塾などの体操教室は、会場の大きさが限られるため、密を避けるために人数制限等の中で行っていく予定でございます。今後は、会場を分散させて歩いている場所で体操教室や予防教室の運営ができないかを、健康づくりリーダー、理学療法士等で構成されるリハビリテーションネットワーク、地域包括支援センターと検討し、速やかに導入できるようモデル事業的に取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） コロナ禍の中で思うような事業、施策の取組ができないのは想定ですが、感染症対策が一番になることはやむを得ないというような中、しっかり準備だけはしていただきたいと思いますと思っております。

ここまで言ってきました後期高齢化の進展は、要介護者が激増するはずである前提にお話を進めてまいりましたが、これから先、10年後、20年後は現在より介護のための資源を相当充てなければなりません。しかしながら、担い手と生産年齢人口への負担はますます重くなり、介護離職問題、その先の介護士不足となっていくのではないのでしょうか。

そこには、第一に少子化対策が課題となってきます。これらは、ますます支えられる人が支える人を上回り、社会保障費などが重い負担になって、消費や貯蓄、投資が停滞する人口オオナス期に入っています。この対応へは2025年には間に合わず、2040年、2050年に向けて新たな対策が最重要課題に上げられると思うのですが、市はどのように考えておりますか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 厚生労働省が作成する基本方針に沿って第8期介護保険事業計画を策定していくわけですが、そのポイントとして、2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備が上がっております。

本市としましても、介護医療人材の確保は大きな問題であると認識しており、市内の高校の看護科や福祉科の生徒、卒業生が市内の事業所等へ就職していただければ、人材不足への不安は減少するものと思っております。

具体的には、その生徒さん方の研修費用や資格取得費用の助成等を通じて人材育成をサポート



ートさせていただき、人材確保へつながればと考えております。

また、現役を退職された方々のお力もお借りするために有償ボランティアや活動に対するポイント制度等を導入し、地域のつながりによる人材確保にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） やはり人材ということになってくるわけですが、10年後、慌てて探して見つかる要素ではございません。これはあらゆる業種に対して考えられるということですが、人材不足、これからも十分いろいろと対策を打っていただきたいと思っております。

これは最後の最後に、市長の考える介護事業の展望について伺います。

昨今、働き方改革としていろいろな施策が打ち出されました。しかしながら、女性が子育てと就業を両立しやすくなるためには、まだまだなすべき施策が多く、これからも大きな課題であろうと思っております。これからの人手不足は、女性や高齢者の力を今以上に借りねばならないのですが、どうしても非正規が多く、賃金は低くて生産性も望めないのが事実でございます。もっと同一労働・同一賃金をこの先考えていかなければ、弾力的な就業の場が確保できないのではないのでしょうか。

高齢化に伴う地域の疲弊、社会保障制度への負荷、高齢者の生活安定の確保などなど、将来への考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 介護と一言で言いましても、様々な問題が潜んでおります。介護を必要とする高齢者の増加、介護職員の人手不足や待遇の改善、介護に係る費用の見直し、老老介護や認認介護、要介護者への虐待の増加などです。特に介護人材不足は大きな問題であると認識しております。2025年には需要245万人に対して供給が211万人と、30万人の介護人材が不足する見込みも出ております。国のほうでも、資格制度の見直しや外国人労働者を増やすなど様々な人材確保施策を行っていますが、人材不足を補うめどが立っていないのが現状でございます。

介護人材の不足を解消するために、少しでも多くの人に介護業界に就職してもらうためには、やはり現場の待遇を改善させることが重要であります。そのほかには、介護の仕事の魅力のPRや、有償ボランティアや元気高齢者の介護助手としての活用なども考えていく必要があると考えます。

また、財源部分でいえば、2040年度に社会保障給付費が2018年度時点と比較して1.6倍に増加するとの試算も示されております。これらの給付費を抑制するためにも、健康長寿を少しでも延ばすような一般介護予防事業を積極的に推進し、専門職等と連携しながら展開して

いくことが必要であると思います。

今年度の第8期介護保険事業計画以降の計画策定の中で、2025年、2040年のサービス需要の見込みを踏まえ、施設系サービス、居住系サービス、地域密着系サービスをバランスよく組み合わせて整備していくことが重要と考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 弥富市行政において、健康長寿社会を目指す効率的な施策の推進は、これから2040年までに向けたシミュレーションを介護部門だけではなく、病気などへの予防、医療、年金のコストなど総合的に、かつ長期的に捉えていかなければならないと思っております。どのような弥富市の未来を構築していくか、より検証し、効率的な施策を打ち出していただけていくことを期待いたします。第8期の介護保険事業計画が出された際には、また随時質問をさせていただくということで、介護保険の質問項目はこれで終わらせていただきます。

次に、2項目め、中間管理事業の現況及び開発行為等の許可基準について質問をいたします。

人・農地プランは平成24年に開始され、機構法第26条に農地バンク事業の円滑な推進を図るための手段として位置づけられてきましたが、これまでの取組は、弥富市農業委員会、そしてJA、土地改良区、農地バンクの連携は必須でありました。

昨年度、農地バンク法（農地中間管理事業の推進に関する法律）が改正されております。見直しのポイントとなったのは、地域の関係者が一体となった人・農地プランの実質化と実践、農地バンクの手続の簡素化などが上げられております。いろいろ文書を読ませていただいたわけですが、なかなか理解しにくいわけですが、具体的に弥富市の農家さんにとって大きく変わった点を説明していただけますか。

○議長（大原 功君） 小笠原農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） お答えいたします。

改正のポイントの大きなものとしては、受付窓口が市役所一本であったものが、JAあいち海部でも受付ができるようになりました。そして、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業との統合一体化したことであります。より相談しやすく、また分かりやすくなったものと考えます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 国からの施策は時にして分かりづらいとの御指摘も受けております。弥富市とJAが一体となって、また農家の皆さんに説明をしていってくださるようお願いいたします。

次に、農林水産省は、平成26年に創設されてから、その年度末には担い手への農地集積率

50%を超え、平成30年度には56.2%に、令和5年には8割、担い手への農地集積率を目指す  
とされております。

農業の人手不足の状況を見ますと、基幹的農業従事者は、平成元年の約300万人強おられた方が、平成30年には半数以下になってしまいました。しかも、40歳代以下はおよそ15万人と、約1割にとどまるという世代間のアンバランスな就業構造となっております。

弥富市においても、農業従事者の高齢化は同様に起こっていると思われま。現在の担い手への集積率はどのようになっておりますか。JAが進めておる円滑化事業と併せて過去5年間の推移を聞かせてください。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業を合わせますと、平成27年度が約33%、平成28年度が約38%、平成29年度が約41%、平成30年度が約42%、令和元年度が約44%となっております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 先ほどの私の話は国の指標ですから、これに達していないということではあります。現在50%にも到達していないというようなことは少し思わなかったということでございます。もう少し集積率が上がっているような感覚が私にはございました。

令和2年に入ってから弥富市農業委員会の定例会において、平成31年・令和元年の利用権賃貸借料金が発表されております。現時点、中間管理機構へ貸し出している農家さんへは通達されていると思っておりますが、ここで質問でございます。

中間管理機構へとは関係なく、農地の賃料は土壌や気候、地形などで変わって当たり前でありまして、同様に賃料は地域によって水準が異なるそうです。賃料を固定化し、成約するはずの組合せが成約しなくなるのは、中間管理事業の趣旨から外れますし、目的が農地の集約化と利用率の向上であります。地域の水準より高く借り受けることはなく、機構は目標達成率向上のため、賃料は低めに成約し、実績をつくろうとしているのではございませんか。

弥富市においての利用権賃貸借料金も毎年ごとに契約されておりますが、ここ5年間の料金の変遷を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） JAあいち海部の管内の支店ごとに3地区の料金設定がありますので、地区ごとに5年間の1反当たりの料金を説明します。

初めに鍋田地区ですが、平成27年度が1万300円、平成28年度が1万1,600円、平成29年度が1万3,200円、平成30年度が1万600円、令和元年度が1万900円となっております。

次に市江・弥富地区ですが、平成27年度、28年度、29年度が8,000円、平成30年度、令和元年度が7,000円となっております。

最後に十四山地区ですが、平成27年度が6,000円、平成28年度が8,000円、平成29年度、30年度、そして令和元年度が8,500円となっています。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） このように、弥富市の中においても料金の地域差がありますが、これは米の品種の買取り価格での差であるのでしょうか。このほかにも料金に差が出る要因はあるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 賃借料の料金設定は、農地中間管理事業が始まる前からJAが中心となり、担い手の方や出し手の方の意見も聞き、協議、決定されています。米の品種により米の単価が違うことはもとより、圃場の条件による作業効率の違いや品種ごとに違う必要経費、従来の地域ごとの作業委託料などを勘案し、決定されていると聞いています。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 確かに圃場の細かさ、作業効率の悪さということで理解はできるんですけども、市江・弥富地区の賃借料は少し安過ぎるような気がいたします。

次に、現状において中間管理事業が必ず成功しているとは思いません。周知不足があるかもしれませんが、出し手が貸し渋っているのではないのでしょうか。機構に農地が集まらないのは、農地所有者がメリットよりデメリットを感じているからではないのでしょうか。

土作りという言葉で表すように、土は作っていくもので、農地は農家が愛情を持って育てていく性質の土地であります。不経済でも貸さないほうが多いのではないのでしょうか。農地の賃借は相手との関係性が重視され、栽培をしてくれれば誰でもというわけにはいかないような気がいたします。

また、農家でない方が相続した農地や耕作放棄地であっても、他人が自分の農地へ入ってくることに抵抗を感じる人もいるかもしれません。こうした心情があるかもしれない論理は、経済的な考えで働きかけても出し手の不安解消にはなりません。こういった考えには市はどのように対応しておるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 農地中間管理事業は、公的な農地中間管理機構が賃借の間に入り、また耕作者である担い手の方は地域で統一された信頼と実績のある担い手の方でありますので、出し手の方の不安は多少なりとも解消されるのではないかと考えます。

農地中間管理事業に抵抗のある方には、耕作放棄地の発生を防ぐためにも、農地中間管理事業の活用を積極的にPRするとともに、地域の話合いの場に参加を促したり、市役所、ま

たはJAにまずは相談していただくようお願いしています。

また、農業委員や農地利用最適化推進委員、そして地区長さんなどにも積極的なお声かけをしていただくようお願いしております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 中間管理事業の借入期間は原則10年以上で、協力金の交付も機構が10年以上借り受けることを条件としております。開発が進んでいる地域では、10年前と比べて全く同じ景色が広がっている場所は少なく、10年後には違った景色が広がっている可能性もあります。もしかしたら、中間管理機構に貸すことで大きな別のチャンスを逃すかもしれません。使わない農地だからこそ、有効に活用する方法がないか考えている方もいると思います。

中間管理事業が農地活用の柔軟性を奪っているのではないのでしょうか。弥富市の財政を考えれば、少しでも多くの企業が移ってきていただくことが税収アップにつながります。開発と耕作放棄地の拡大と、この相反する状況に、市はどのように考えておりますか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 農地中間管理事業の貸出期間は原則10年となっておりますが、その途中で状況が変わったり別の用途に使用しなければならなくなった場合でも合意解約はできますので、耕作放棄地として放置するのではなく、農地として管理できる農地中間管理事業の活用をお願いしたいと思います。ただし、途中で解約した場合は、協力金を受け取ってれば、その返還が生じます。

農地は本市の地域資源であるとともに、土地の利用については様々な規制があり、開発の可否については個別に判断することとなります。原則、優良農地は保全していくという方針でありますので、一定条件を満たす地域では農地と都市的土地利用が共存できる関係が望ましいと考えます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 6月議会の中で平野議員からの質問がございました。青地を白地にする、いわゆる農振除外は、農地関係の手続の中では一般的に最も難しい手続だということでございます。除外要件も法令により定められており、多くの要件を全て満たさなければいけないのは重々承知しております。しかしながら、どうしても転用したいやむを得ない理由が生じている場合があります。市、もしくは私たちも、より知恵を出し合わなければならない時期が来ておるのだと感じております。

次に、別の角度から、昨年11月に稲沢市において建築行為が厳しく制限されている市街化調整区域内での住宅建築の規制を緩和するということが発表されております。この緩和では、未利用地の有効活用をし、人口減少対策の一環として関連条例を提出、今年4月から施行さ

れております。

市街化調整区域においては、原則として住宅などを建築することはできません。しかし、農家の子孫や線引き前から土地を所有するなど厳しい条件を満たした場合のみ、例外的に住宅などを建築することが認められております。

平成23年から愛知県において、都市計画法第34条第11号、条例で指定した土地の区域内において行う開発行為に基づき、都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例が制定されていて、市長の申出を受けて緩和する土地の区域を県が指定し、その区域内において住宅などを建てることのできるとなっているそうです。

これには幾つかの要件があり、市街化区域に隣接または近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成しているなどなど、合わせて7つぐらい全ての要件を満たす区域となっております。

そもそも都市計画法とは無秩序な開発を抑制するための法律でありまして、市街化区域と市街化調整区域の区域区分が、まさにそれが規制というものであります。そこから家族要件、つまり家族以外でも免除することは、かなり踏み込んだ緩和ではないかと思われれます。事実、愛知県においても、この条例を取り入れているのは数少ないというわけでございます。まず市長は県への申出が必要であることから、慎重な態度で臨むのも理解ができます。ただ、若い世帯の増加など、地域活性化につながる成果を期待できるのではないのでしょうか。

弥富市においては、独自の基準を設けて適用を開始するようなことはできないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

本来、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域で、開発許可制度により規制誘導し、都市地域における良好な都市水準の確保を図りつつ適正な都市形態の実現を進める区域でございます。

弥富市でも人口減少が進んでいく中で、市街地では空き地や空き家が目立ち始め、都市のスポンジ化が進んでいる中、市街地の拡散を抑制し、都市的機能が集約され、公共交通ネットワークが充実したコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

弥富市総合計画や都市計画マスタープラン及び立地適正化計画では、人口減少を踏まえ集約的都市構造の形成をしていくとともに、市街地の整備・充実に当たっては、周辺の環境との調和に配慮した誰もが便利で快適に暮らせる持続可能なまちづくりを目指しております。

このようなまちづくりを推進する中で、市街化調整区域内での住宅等の立地条件を緩和する都市計画法第34条11号の規定に基づき政令に定める基準に従い策定された条例を活用することは施策の後退につながりかねないものであり、活用については慎重に検討していく必要

がございます。

なお、稲沢市は事務処理市であるため、独自の条例を制定し、区域を指定することができますが、本市は事務処理市ではないため、本市が独自の条例を設けて運用することはできません。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） この事務処理市というのは、法令により知事の権限とされている事務を県条例の定めるところにより特例的に市町村長の権限とする事務処理特例制度によるものと書いてございますが、これでよろしいんですか。

愛知県内では数少ないと先ほども言うておりましたが、岩倉市と新城市においては事務処理市ではないような気がいたしますが、この2市において若い世帯の増加などによって地域の活性化につながっていく一定の成果が出るような場合、愛知県内でも適用する市が増加していくという期待もございます。そんな時期が来れば、また伺いたいと思っております。

最後に市長、これからの中間管理事業がどのように変化していくのかと、また相反する問題ではございますが、都市計画法に基づく開発行為の許可について、この2点、考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） これからの農業は、ますます担い手の方の存在が重要となり、自ら農業を行う方というのは減少する一方だと考えられます。そのような中で、農地を有効活用し、また耕作放棄地の発生を抑制し、本市の地域資源である優良農地を保全していくためにも、中間管理事業のような仕組みは必要であり、大変重要と考えております。このような制度を活用し、成果を十分発揮させるためにも、担い手を確保し、持続できる農業を支援していかなければならないと考えます。そして、現在は本市での農地中間管理事業は水田の活用がほとんどであります。先では畑地も担い手が耕作するような農業ができることを期待しています。

そして、先ほどもお答えしましたが、議員も土地改良区理事長というお立場で御承知のことと思いますが、農地は土地改良区が行う土地改良事業等により整備し保全してきた多面的機能を有する本市の大切な地域資源であるとともに、土地の利用につきましては様々な規制があり、個別に判断することとなります。原則、優良農地は保全していくという方針でございます。

一方、にぎわいを創出するためには、都市的土地利用が必要となってまいります。良好な都市水準を確保し、望ましい都市形態を実現するためには都市計画法に基づく開発許可制度は有益であり、営農環境、良好な自然環境を次世代に引き継いでいくためには重要と考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 私も農家出身の議員でございます。農地を守っていく、これは私に課せられた一つの議員使命だと思っております。しかしながら、人口減少、そして今後続く大型プロジェクトによる財政負担を鑑みれば、収税アップの施策は打っていかねばなりません。その一つの手法ではなかろうかなと思っております、強く要望したわけでございます。

これで私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後3時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時38分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐藤高議員。

○15番（佐藤高君） 15番 佐藤でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

緊急時における自助努力の啓発について質問をいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言が発令され、商業施設や娯楽施設などに営業自粛や時間短縮の要請がなされました。その期間が、例年なら書き入れどきとなる夏休み、盆休みと重なり、施設経営に大変な経済的損失を受けてしまいました。

また、学校の休校要請では、児童・生徒に対し、学業のみならず精神的影響を心配されております。市当局には、児童・生徒、そして保護者の負担を考えたテレワーク、自主登校、児童クラブの利用時間延長など、可能な限りの対処をいただいたと同時に、この難局を乗り切るための策を講じていただいたと思っております。

政府からの経済支援策として、特別給付金1人10万円の支給、休業要請に応じた事業主の皆さんに助成金・協力金などを打ち出し、各自治体でも全力で支援に取り組んでおります。ただ、行政の限りある財政の中でのやりくりであり、支援にも限界があります。

誰もが経験したことがない非常事態だからこそ、行政がしっかりと対応することが必要であります。行政がやるべきことをしっかりと実行しているのかを検証し、今後に生かすことが重要であります。この検証については、今までも議員多数から多くの質問がなされております。

私は、今回の新型コロナウイルス感染症対策だけではなく、将来に予測される非常事態時の対応について、具体的な対策も含めた視点で質問をさせていただきます。



自助・共助・公助が連携し、一体となることで被害を最小限にでき、早期復興・復旧につながると言われております。自助、まず自分の身は自分で守る。次に共助、近所や仲間うちで助け合う。そこに公的支援が効率よく支えていく、これが社会資源を有効に使える最大の備え方とされております。まずは自分の身は自分で守る自助が最優先。これは、災害を経験した中で定着してきました。

公助、行政が何もしないということではなく、限りある資源・財源を有効かつ効果的に活用するため、市民の皆さんに自助・共助の協力と理解を願うというのが自助・共助・公助の本質だと考えます。緊急事態だからこそ、国、行政の早急な支援は期待できないことを平常時から想定しなければなりません。

まさに今、緊急事態の状況下において、議論よりも対策をとの声が多くあることも理解しております。備えあれば憂いなし。常に備えよ、平常時に少しでも余裕があるときこそ万が一に備えることが一番の防災力となり、災害時に後悔しないための心構えを示していることわざであります。被災したとき後悔しないように備えることを伝えております。

そこで、自助、平常時の備えについて、行政として住民の皆さんに御理解、御協力を賜りたいことがあれば、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

一般的に自助の意味や定義といたしましては、他人の力に頼らず、自分の力だけで事を成し遂げることとなっております。例えば防災でいうならば、自分の身は自分で守るといふこととなります。

自分自身や家族の命と財産を守るためには、日常的に災害に対する備えや災害時の対応を行っておくということでございます。これを事前防災といいます。これを事前防災といいます。家屋の耐震化、家具の固定、備蓄、またこれがないと生活できないといった自身の大切なものなどの物資の備え、各種保険などの確認、避難場所、避難所の確認、家族での情報共有、情報収集、またこのコロナ禍において新たに気づいたことへの備えをお願いしたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高次郎君） 事前防災において自助力の強化が必要であるという基本の備えの考え方と、コロナ禍の中で気づいたことへの備えが考えられるとの答弁をいただきました。

そこで、コロナ禍において、この自助力の強化について、現在、住民の周知度はどのようになっているのかお聞きしたい。また、事前防災の考えによる自分、家族を守るための備えについて、もう少し具体的に分かりやすく説明ができないでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症の拡大する中での自助におきましては、感染しない、感染させないを徹底するために、手洗い、うがい、マスクの着用、消毒など、今では住民の皆様一人一人が当たり前のように対策し、さらには3つの密を避ける不要不急の外出を避ける、また大人数での会食や宴会を避けるなど、新しい生活様式が定着してきております。このコロナ禍の一人一人の行動が、まさに自分の身は自分で守るという自助であると捉えております。このようなことは、住民の方にはかなり広く周知されておると考えております。

次に、事前防災ということでございますが、先ほども御答弁させていただきましたが、自分自身や家族の命と財産を守るためには、日常的に災害に対する備えや災害時の対応を行っておくことが必要でございます。すなわち、事前防災とは、災害が発生したときの身の守り方、家の中の安全対策、ライフラインの停止や避難への備え、安否情報の確認方法を事前に確認しておくことでございます。

市民の皆様が事前防災を一人一人取り組んでいただくことは大変重要でございます。本年度におきましては、コロナ禍で防災訓練、講演やワークショップなど、市民の皆様と一緒に取り組んでいくことがなかなか困難な状況でございます。しかしながら、今月号にも防災特集をしておりますが、今後も広報やホームページなどを利用して、市民の皆様にも周知徹底をしてまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 高 清 君） 事前防災の要は、自分でできることは備える力であるということ、また自助がしっかりとできている地域は、近所、町内会など共助も即座に運用できるということにつながると思います。

この自助・共助がうまく運用できるように支援をしていくのが市当局、公助となるわけです。また、事前防災の時点での自助力の向上は、市当局からの後方支援は金銭面でのサポートが有効であると判断をいたしました。また、新しい生活様式、3密を避け距離を保つ等の条件下では、訓練での実践ができない現在であります。啓発のチラシ等に、先ほどの事前防災の考え方やフェーズごとのイメージなどを作成し、配布することで、住民の皆さんに少しでも自助力向上に役立ててもらえるような施策を考えていただくことを強く望みます。

次の質問に行きます。

先ほど総務部長の答弁の中で、事前防災の答弁の中に各種保険という言葉があったわけですけれども、次の質問につきましては、現行の共済・補償システムの有効活用について、具体的な質問をさせていただきます。

先ほどの質問の際に述べましたが、限りある財源を有効・効果的に活用していく上には、自助努力と公的援助双方が必要であります。今回の新型コロナウイルス感染症対策でも、自粛要請と補償は同時進行、人の流れを止めることは経済活動を止めることになり、経済活動

を止めることは死活問題であります。

現行の制度に収入補償がある補償制度も存在しております。自然災害だけでなく、病気、けが、今回の新型コロナウイルス感染症における収入減を補償するものもあります。農業関係だけでなく、中小企業経営者向けのものもあります。この補償制度に未加入の方の中には、制度そのものを知らないために未加入の方も見えます。行政が民間事業者の運営に関わるのは難しいのは理解しておりますが、制度の説明や加入率の向上に何らかの働きかけをすることは可能ではないでしょうか。できる範囲でサポートするのが行政の役割だと思います。

そのためにも、日頃から関係事業者団体との情報交換、情報提供など交流が必要ではないでしょうか。加入率が上がらないのは、掛金の負担が金銭面で難しい事業者、そしてそもそもこの制度を知らない事業者が多いことだと思います。

そこで、市の経済基盤を守るために、市独自で助成制度を構築し、活用してはいかがでしょうか。自助・共助・公助の連携で市民の皆さんが一丸となれば、経済的損失も最小限にすることができます。このような共済・補償制度を有効活用するために、関係事業者の方々と連携、掛金の補助制度など市独自の支援策など、行政としての見解をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

現在のような経済情勢や災害時などで収入が減少したときに、誰もが考えるのが万が一の場合に備える共済や保険といった補償制度だと思います。平時には思いもよらない事態が発生する昨今だからこそ、そういった補償制度は重要視されるようになってきていると考えます。

農業を含め事業を営んでみえる方は、従来からいざというときのために共済や保険などの加入は検討していただいているものと考えます。また、加入するかしないか、どのような補償制度に加入するかについては、おのおの事業者の方が判断していただくことであると考えます。

ただし、議員が言われるとおり、補償制度の存在を知らずに加入することができなかったという状況は望ましくないものと考えております。市としましては、農業者に対しては、農業共済の補償制度に関して、関係機関と連携し、農業者との会合の場で制度の紹介、PRの手助けを行っておりますが、掛金への支援につきましては、農業共済の制度によっては国の補助等があるものもございまして、市の支援制度までは考えてございません。

一方、商工業者向けの公的な補償制度に関しては、商工会にも確認をいたしましたが、民間のものは数多くありますが、公的なものとなると、今回のような事案に対応するようなものは見当たらないとのことでした。

いずれにいたしましても、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、来年以

降もこういった状況は発生するおそれがありますので、議員の言われる補償制度に関する意識の向上につながるよう、引き続き制度活用の必要性、重要性の啓発に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 高君） 事業者における事前防災の考え方に基づく共済・補償制度加入についても、個人における場合と同じく、まずは命が最優先であります。事業者において家族は従業員であり、備蓄品は事業継続のためのものであります。事業継続計画（BCP）などで、共済・補償制度も多く事業者の備えは拡大していくと考えます。

しかし、この共済・補償制度に未加入の方も見えます。加入を増やすためには、掛金補助などは考えていないというだけでは解決にならないでしょう。民間の補償保険にも補償制度は当てはまらないでしょうか。金銭面、補償内容等が負担が大きく迷って見える方に、行政において具体的な加入への手助けを進めていただくことを強く要望いたします。

事前防災は、市当局の後方策は金銭面でのサポートが大変有効であります。できないできないでは困りますから、ぜひ周知を徹底して加入の促進に努めていただくことを要望します。

通告はここまででありますけれども、今回、市当局の後方支援策は金銭的な面でのサポートが有効という言葉を使っている矢先に、実は昨日、その前でしたね、補助金団体の補助を打ち切るというニュースが流れたわけであります。

コロナ禍の中において、今年度、各種補助金団体の活動はほとんどが中止となりました。今までのような計画は確かに中止とせざるを得ない状況であると思います。しかし、何も手を打たずに活動は中止となりました、そこで計画も全て中止します。これで本当にいいのでしょうか。イベント、講座、研修は無理なので何もできません。こんな形でこの1年を過ごしてしまうと、来年からの活動はどうなるか心配するところであります。会員からの提案で、何ができないのか、何かすることはできないのか、もう一度考える必要があるのではないのでしょうか。

小・中学校では、修学旅行やキャンプ、社会見学等、大事な行事が次々と中止になってしまいました。しかし、先生方は児童・生徒のために、それぞれの学校で何らかの行事を考えているとお聞きしました。各種団体においても、何か会員の方々に提案することを考えてはと思っております。資金援助、また補助金を例年どおり活用した事業展開をしていただくよう願っております。それが来年度以降の活動の力になると思います。

補助金団体福寿会への後期の助成金を支払わないというようなニュースが流れてきたわけでありまして、私の情報が間違っておれば訂正をしなければいけませんけれども、先ほど言いましたように、補助金を打ち切るということは大変なことだと思うんですよ。ましてや、その事実が本当なら、議会は何も知らない中で、3月に予算を認めた予算を止めるということですので、いかがなものかと思うところであります。

私のこのいただいた情報が間違っておれば訂正をしていただいて、答弁につきましては行財政委員会で結構でありますので、どうしてこういうことになったかということの説明していただきたい。今日のところは、私が2日前に得た情報で、市当局からの金銭的な後方支援は大変いいことだという質問をする中で、後方的支援、補助金をやめますというニュースが流れた以上、通告外の質問をしなきゃいけないという現状でありますので、訂正があれば訂正していただきたい。訂正がなかったら、答弁は行財政委員会で結構ですので、通告しておりませんので。訂正があれば、私のもらったニュースで。ありますか。

○議長（大原 功君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 御答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大により、福寿会の運営や活動、事業に大きな影響がございました。総会、運動会、会員旅行などの事業の中止、また感染症対策を取りながらの活動となり、大幅な予定変更を余儀なくされたところとございまして、年間事業計画どおりに活動ができないとの御意見をいただくとともに、事業ができないのに補助金はどう使うのか、また補助金をもらってもよいのかとの御意見をいただきましたので、8月24日の役員会に諮り、下期の補助金の取扱いについての相談をさせていただいたところとございます。

役員会では、市の補助金から先に使うのか、全部使ったらどうなるのかというような御質問をいただいたようでございまして、市といたしましては、友愛活動、お宮の掃除、熱中症対策など、どんな活動でもいいので、まずは上半期分の補助金を使っていただきたい。上半期分の補助金を使い切ったら追加交付しますとの回答をし、役員会の了承を得たということ、並びに監査委員にも説明させていただいたというようなこととございました。

また、愛知県の連合会補助金におきましても、事業計画が活動実績のチェック項目に該当がない場合は変更交付決定がなされ、補助金額の減額交付がなされます。

こうした中、このたびの福寿会の補助金の額の変更通知の中では、議員御指摘のように、この追加交付をいたしますという文言の部分が抜けておりましたので、福寿会の皆様には誤解と混乱を招き、大変申し訳なく思っております。市長からは、全ての福寿会に再度現状を聞くようにと指示をいただいておりますので、改めて御意見を伺ってまいります。その回答の中で、事業計画に基づき活動を行っていただく団体につきましては、下半期分の交付をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） 一部誤解を招くようなところがあったという副市長からの答弁でしたけれども、早くこういうものは訂正するところは訂正して、正常に戻していただくということとあります。

補助金をカットする、ほかの行政が高齢者にインフルエンザの予防接種を無償にする、ま

た弥富はどうなっておるとい話になっちゃうんですよ。補助金をカットするなら、インフルエンザの予防接種は無償にしますという抱き合わせなら、みんな納得するかもしれませんが、ほかの行政は大きく新聞、マスコミで発表して、弥富のほうは補助金をカットする。議員は何も知らない。そんな状況で我々は答弁することができなかつたもんですから、今日、議長にお許しを得て、この福寿会の……、福寿会以外にほかの補助金団体へこういうことはありますか。福寿会だけですか。

○議長（大原 功君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 補助金につきましては、運営費補助金と事業費補助金と大きく分けると2つがあろうかなと思っております。事業費補助金につきましては、事業をされなかつた分については、その分についての交付をしないことはあろうかと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 通告外の質問で申し訳ありませんでしたけれども、正常に戻すようなことがあれば大至急やっていただいて、正常に戻していただきたいと思ひます。

これで一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩して、再開は午後4時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時11分 休憩

午後4時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長しますので、よろしくお願ひいたします。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志でございます。よろしくお願ひします。

総合計画の事業費について、6月の一般質問で市債について質問しました。学校など公共施設を建設するお金を投資的経費といいます。投資した施設は将来の市民が使うので、将来の市民からの前借りという意味で市債を発行します。実際には金融機関から30年ローンで借りますが、家庭の耐久消費財や企業の資金計画と同じで、いわゆる過去に返済した金額の範囲内を新たに投資、借入れしていれば当然健全なわけで、返済よりも余分に借りるのは、危険なのは言うまでもありません。1年単位では変動が大きいので、10年単位で6月に質問させていただきます。

過去10年間で約140億円の償還実績がありました。注意したいのは、その間に20億円程度

あった財政調整基金が10億円程度まで減ってしまっています。この状況から考えて、弥富市における市債の償還能力の実力は10年で140億円というのは一つの目安であると推定できます。ところが、過去10年間の起債額は200億円ありました。返済と借入れのバランスを、言うならば過去10年間は借り過ぎたというふうに考えられます。

そこで今日は、投資的な事業をコントロールするのは総合計画です。これについて質問します。

公表されている総合計画を基に、今後10年間などに投資的な事業、箱物等ですが、下水道等も含めて試算しました。公共施設の大規模修繕が控え目に見て100億円、それから新たな投資的経費が260億円、合計360億円が、あのおおりに実行するとすれば必要となる金額になります。ですので、財政規模に見合った140億が適当かどうかはまだ確定しておりませんが、調整しないと財政が破綻します。もちろん、すぐ破綻するわけじゃないんですが、長期的に見たときに将来の子供たちにツケを回していくということです。

そこで1問目です。総合計画の進捗管理として、投資的経費を精査していくことについて具体的な手法やスケジュールについて伺います。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

総合計画の進捗管理につきましては、総合計画実施計画に掲げました事業について、毎年度6月に各課に各事業の事業評価シートの記入を依頼し、それらを企画政策課が取りまとめ、その後、担当部長がそれらの結果を基に各施策の今後の方針を記入することによって行っております。投資的経費を含めた各施策の今後の方針について、令和3年度当初予算へ反映させていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、先ほどの新年度編成に当たり、財政課と連携して投資的経費の優先順位を精査するのは総合計画を所管している企画政策課長の役割だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

当初予算編成におきます投資的経費の優先順位の精査につきましては、公共建築物及びインフラ系施設の個別計画の進捗状況も参考にしながら、予算査定の場合や事前に市長と協議をしながら行っております。

企画政策課におきましては、先ほど御答弁させていただきました総合計画実施計画に掲げました事業の評価及び今後の方針を取りまとめておりますので、御指摘の投資的経費を含め、財政課と協議・調整しながら進めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化について質問します。  
最初に、質問の趣旨と概要を申し上げます。

弥富市は鉄道事業者に、これはJ R東海さんと名鉄さんですが、橋上化の案の作成をお願いしてきました。

鉄道事業者が作成した完成予想図を御覧ください。ただし、現時点の予定であり、レイアウト等が変更になる場合があるとのことです。

事業費46億円は、55億円の新市庁舎建設事業に次ぐ、十四山村、弥富町、弥富市を通算して歴代第2位の巨大大事業です。赤ちゃんからお年寄りまで、市民1人当たり約10万円です。皮肉にも駅の利用者は少なく、周辺の住民しか利便がないでしょうが、市民への説明はほとんどありません。広報「やとみ」では、平成28年度以降の4月号に施政方針というのが載るんですが、数行の記述。第2次弥富市総合計画で、市街地の計画的整備として7行の記述で、金額は載っていません。

ところで、平成6年完成の近鉄弥富駅橋上化の弥富市の負担は約3分の1、金額ベースで24億のうち約9億ぐらいたったと聞いております。

令和8年完成を目指して、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業の事業概要が3月の議会で出されました。総事業費46億円、国は約3分の1を補助すると言っていますが、鉄道事業者が負担するのは僅かです。残りは全て弥富市の負担になります。金額はもちろん未定です。今後も増額の可能性があります。

来年3月には鉄道事業者と覚書の締結予定ということですが、従来でいけば、スロープなどバリアフリー施設の整備には国が3分の1、自治体が3分の1を補助し、鉄道事業者が主体となり名鉄さんも津島本線などの整備を進めてきました。J R東海さんの弥富駅は利用者が少ないんでしょうか、バリアフリー化が進んでいません。

国土交通省が平成22年に定めた自由通路の整備及び管理に関する要綱を御覧ください。

弥富市が自治体として駅南北の一体化のために自由通路を新設すれば、鉄道施設はその支障になるので弥富市が補償して建て替えます。鉄道事業者はグレードアップ分だけ負担すれば国の補助が受けられるという新しい事業です。平成28年度から鉄道事業者に委託して橋上化計画の作成をしてきました。

国土交通省の模式図を御覧ください。

46億円の詳しい根拠は不明です。予算が厳しいのは弥富市も例外でなく、既存の公共施設の大規模改修の事業費が財政を圧迫している状況です。

次に、弥富市の総合管理計画における課題の整理を御覧ください。

新規の投資的な事業も厳しく選別しなければなりません。少子高齢化が進む中で、これ以



上借金である市債を増やすことはできません。私たちの46億円を駅に使うよりも先に、小学校・中学校の大規模改修、身近な道路の整備、災害対策などが早急な課題です。コロナ禍の時代において先行きの見えない不安な時代の中、後世の市民に大きな負担を与える事業を見直すことが必要じゃないでしょうか。住民1人当たり10万円が使えるなら、地域のためにもっと先にやってほしいと、みんな住民が言っています。

踏切の写真を御覧ください。

実は住民が望む東西の踏切の改良は、この事業に入っていません。近鉄弥富駅の北側の雨の日の送迎用の車の問題も入っていません。駅のバリアフリー化は必要です。ですが、費用対効果を厳粛に精査する必要があります。46億円あれば、身近な道路の段差の整備や障がい者の移動手段の充実など、すぐにできることでやることは幾らでもあります。名鉄津島線の主要駅は、エレベーターなしでバリアフリー化をしています。

そこで、問い1に入ります。

弥富市の都市計画基本図を御覧ください。

市は、事業の最大の目的として、JR関西本線及び名鉄尾西線の鉄道により分断されている南北地区の連携強化とおっしゃっていますが、何と何を連携するのでしょうか。昭和45年に定めた弥富市の都市計画は、商業地域の赤い色、これは近鉄弥富駅を中心に、北はJR弥富駅から、南は国道1号を結ぶエリアです。ところが、その後のモータリゼーションにより、駐車場不足に悩む地元商店街は弥富駅前ショッピングセンター協同組合を設立し、平成2年6月にウイングプラザパディーをオープンし、移転しました。

国土地理院の地図を御覧ください。

これは最新の地図なんですが、パディーをオープンした時点で駅前商店街は国道1号の南に拠点を移したと思います。弥富市の核になるエリアは、近鉄弥富駅からパディーにかけてのエリアです。一方、JR関西本線の北側は、私の地元ですからよく分かっていますが、弥富銀座商店街以外は住宅地に指定され、現在では住宅が建って静かな安定している住宅街として皆さん暮らしていらっしゃいます。今度、今さら駅をやるからといって高度利用の網をかぶせるのでしょうか。

桑名市のような商業施設や娯楽施設の集積もなく、蟹江町のような区画整理と駅前の大規模商業施設の計画もないまま南北の一体化を掲げていますが、何を連携するか、お答えください。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

最初に申し上げますが、現在市が計画している事業は、橋上駅舎の整備を目的とするものではなく、自由通路の整備を目的としております。

今後の弥富市では、人口減少や高齢化により持続可能な行政経営等の観点から、今後のまちづくりにおいてはコンパクトな市街地の維持・形成が求められております。その状況の中で、弥富市都市計画マスタープランでは弥富駅周辺エリアを都市拠点として位置づけ、駅を中心とした南北地区の連携が取れたまちづくりを推進しております。

具体的には、鉄道により分断されている駅北地区からのアクセス改善を図るため、駅北口広場の整備と併せ自由通路整備を実施することにより交通結節点機能の強化を図り、安全で快適に交流できるにぎわい空間の形成を推進してまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次の国土地理院地図を御覧ください。

市は、東西の踏切を通行する歩行者等の安全確保を第2の目的としていますが、住民の利用実態を調査・分析されているのでしょうか。北側の弥富市民にとって、近鉄弥富駅へのアクセスが最重要です。新設する自由通路に誘導して解決はできません。自由通路は、自動車はもちろん自転車も利用できません。歩行者が利用するには、高さ7メートルの階段を上り下りする必要があります。普通の建物では3階に相当します。

自由通路にはエスカレーターがありません。階段かエレベーターを利用する必要があります。地元の住民に聞いても、近鉄弥富駅に行くのに踏切でなく自由通路を選択するという住民は少ないと言っています。東西の踏切の安全確保というのは疑問です。46億円の事業効果に見合った事業費と言えるのでしょうか。

東踏切のグーグル航空写真を御覧ください。

46億円を使う前にやるべき東西の踏切の安全確保は、前後の用地賠償を含めた道路整備ではないのでしょうか。

近鉄駅付近のグーグル航空写真を御覧ください。

JR名鉄の北口の駅前広場よりも利用者が多く、特に雨の日には送迎で混雑して危険な状況です。近鉄弥富駅の北側の早期整備こそ住民は求めています。近鉄弥富駅の北側の整備予定についてお答えください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

JR・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅に挟まれた区域を対象として、駅周辺の一体的なまちづくり検討区域内に土地をお持ちの方を対象に、令和元年10月と本年2月に勉強会を開催しているところがございます。

また、令和元年12月には、地権者の方を対象に面談方式でアンケート調査を実施しており、駅周辺まちづくりに「現状で満足」と回答した方は24%、まちづくりに「期待する」とお答えされた方は76%ございました。

また、取組方法も聞いておりました、「地権者主体」と回答した方は6%、「地権者及び行政双方が主体」と回答された方は29%、「行政主体」と回答された方は65%でございました。

アンケート結果を受け、駅周辺の一体的なまちづくりの実現に向けて必要となります弥富駅中央駅前広場や都市計画道路弥富名古屋線の構想検討を進めるとともに、今後も駅周辺まちづくり検討地区内の地権者の皆様と勉強会を開催し、快適で利便性の高いにぎわいのあるまちづくりを目指してまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 3番目の問いに移ります。

自由通路の整備及び管理に関する要綱を御覧ください。

市は、3番目の目的として、高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を上げています。バリアフリーは鉄道事業者の努力義務であり、自治体は支援する立場です。国は、移動等円滑化の促進に関する基本方針として平成23年から3,000人以上の駅を新たに対象にしたために、弥富駅を検討することになったと推察しています。国の方針に従って鉄道事業者が主体になるのではなく、弥富市が市街地分断の解消や踏切対策等のまちづくりの一環として整備、管理する自由通路を造らせてもらいたいので、鉄道事業者さん、申し訳ありませんが、支障となる駅舎や便所を補償で新しいのを造らせてもらいます。工事に関わる鉄道施設の支障移転も工事も全て持ちます。鉄道事業者さんの費用負担は僅かだと言ったかどうかは分かりませんが、工事をさせてください。工事の設計と施工と監理も全てお任せしますということで、私たちの数十億の予算を投入しようとしています。

バリアフリーのためのシンプル提案を御覧ください。

もちろん、これがベストだと言うわけじゃないんですが、本来、バリアフリーの努力義務は鉄道事業者に課せられたものです。従来の支援は、バリアフリー施設自体への自治体の3分の1補助でした。自由通路でなく駅構内のエレベーター補助でバリアフリーは達成可能ですが、この案についてお答えください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） JR・名鉄弥富駅の1日当たりの乗降客数については、毎年、鉄道事業者から県へ報告されており、JRは1日当たり約2,900人、名鉄は約4,000人でございます。

これまでの議会の中でも申し上げておりますが、本事業の主目的は、鉄道により南北に分断されている地区の連携強化、また駅の東西にある踏切において歩行者や自転車の安全を確保するものでございます。今後は、自由通路及び生活関連施設に位置づけられる駅舎にエレ

ベーター等を設置し、より便利で快適に利用できる駅周辺エリアを構築するためにバリアフリー基本構想を策定する予定でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、新たな公共投資は、投資効果、事業費回収の財源を厳格に検討すべきなのは言うまでもありません。

蟹江町のホームページを御覧ください。

これは、JR蟹江駅の北側、ここで17ヘクタールの区画整理を実施し、それと一体と整備し、区画整理による地価の上昇による地元利益だけでなく、当然この区域では固定資産税の増収などを通して町としての財源というのを考えていると思います。

弥富市には地価を上げるなどの投資回収の計画はありますか、お答えください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 生活サービス施設等の都市機能の集積や居住機能の誘導、交通結節点機能の改善などにより都市拠点の機能強化を図りつつ、駅から徒歩圏内である駅周辺地区及び車新田地区において、新たな住宅用地の供給や商業機能の充実などを図る計画がございます。

また、自由通路及び北口駅前広場整備後は、北口地区においても住居系の土地利用の活性化を期待しているところでございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、弥富市人口ビジョンを御覧ください。

仮にこの事業を進めた場合の最大の問題点は、後世の弥富市民に負わせる負担です。公共施設の建物の1平方メートル当たりの工事費は、通常40から30万ぐらいと思いますが、今回の橋上駅舎は1平方メートル当たり割り戻すと約250万円。もちろん、むちゃな計算だとは思いますが、そもそも鉄道事業者が設計も工事監督も全てお任せする方法自体が最大の疑問です。特に、現に近隣自治体などJR東海さんが手がけている実施事例では、着工後に増額がされているようです。

この事業の最大の特長は、鉄道事業者の敷地内で鉄道事業者が設計し、発注し、監督し、やった工事費は地元自治体に請求書が当然回ってきます。工事をやってしまってから値切るとか支払いを拒否することは、よほどのことがなければあり得ません。46億円もあくまで概算なので、事業費の詳しい内訳が市役所も議会も誰も説明できないままに、負担は市の借金として後世の弥富市民に負わせることになります。

また、桑名市の事例では、事業が決まってから国が補助率を引き下げるなどの理由により、21億円も桑名市の負担が増え、つまり国からの金が減ったので、結局、財政調整基金を21億円取り崩して対応しています。

国の支援というのは、あくまで国の霞が関の予算次第ですから不確定です。早めに先行した自治体は、よい補助率で地元負担が少なかったかもしれませんが。この事業に着手した当時の弥富市も、恐らく地元負担ははるかに少ないつもりだったので始めたような気がします。しかし、今となっては当時よりも補助金が少なく、地元負担が膨れ上がっているように思われます。

さらに、問題は完成後です。鉄道敷地の上に自由通路を造ってもらった上に、自由通路は弥富市の公共財産として維持管理費、それが将来、今言っている40年か80年か分かりませんが、いろんな設備の更新費、もし何か都合が悪くなれば撤去ということになるんですが、後世の市民に永遠に負担させることになります。これも鉄道事業者の縛りの中で、結局、鉄道事業者さんにお任せすることになります。言い値ということですよ。

また、もう一つ差し迫った話としては、現在は名鉄さんが駅の業務をJR東海さんに委託しているということなので、幾らで委託しているか分かりませんが、何とか駅員1名をJRさんが配置してくれている有人駅なんですけど、今後、名鉄さんが独立してJRへの委託料が払われなくなってしまうと、私が考えるに、JRとしては早々に無人化しないか、それは当然だと思うんですよ、心配です。将来負担額について、市は内容と金額が示せないというふうに6月におっしゃっていたんですが、示さなくてもよいとお考えですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 自由通路整備事業費及び将来負担額については、これまでの議会でお示ししたとおりでございます。

なお、現段階の事業費は概算事業費でございますので、今後締結する予定の工事協定締結時には事業費が固まると考えておりますので、その時点での年度ごとの事業費をお示しさせていただきます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、弥富駅の写真です。

これは、左側がJRの名古屋行き列車です。右側が名鉄の津島方面の列車です。現在は、五之三方面から、右の写真なんですけど、名鉄で来た利用者が、そのままJRの名古屋方面に乗り換えるのに便利でしたが、橋上化が実施されれば、一旦名鉄弥富駅の改札を出て、自由通路の階段を7メートル上り、JR東海弥富駅の改札を通過してJRのホームに降りることになります。実は私もよく使っているんですが、通勤時間帯の名古屋方面乗換えが、従来はホームの右から左にすぐに乗っていたんですね。これが恐らく乗り換えられなくなります、時間的に。かえって不便になります。

もちろん、名鉄尾西線は、地元有志による尾西鉄道の建設以来、地域の公共交通を担い、検討していただき、名鉄さんには感謝しています。ですので、名鉄さんに意地悪するつもり

はないんですが、実際の利用者としては今のままのほうが便利です。

名鉄弥富駅の利用者のうち、桑名方面、蟹江方面から津島方面への乗換えがどれぐらいあるか、お答えください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

名古屋鉄道から提供されました令和元年度データによりますと、年間で乗換えの数なんですけど20万8,620人、1日当たり平均約580人でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） そもそも鉄道事業者を支援したい国の事業に当てはめ、鉄道事業者が設計した計画を住民とよく相談もせず、このまま進めてよいのでしょうか。46億円、1人当たり10万円、歴代1位の市役所新庁舎に次ぐ歴代2位の事業規模です。この事業のうち40億円は、弥富市が鉄道事業者に設計、工事、工事監督までを全て任せる事業です。設計の妥当性をチェックしようにも、鉄道事業者に委託した成果品の情報開示請求ではほとんどは黒塗りで、設計内容も施工単価もチェックできません。鉄道事業者は、営業上の理由とあって、市の職員の質問さえも具体的な根拠と金額を開示していません。こんな状態で1人当たり10万円もの事業を進めるんですか。

J R東海さんと名鉄さんは鉄道事業者として大変御苦労されていることは重々承知であったとしても、自ら事業主体としてバリアフリー化を検討し、それに対して弥富市が適切な補助をするべきです。現計画は、鉄道事業者を支援したい国の事業に乗せられているので、一時停止して冷静に再考すべきです。

J R東海さん、名鉄さんに任せる事業費は地元業者を潤しません。工事は全てJ R東海さんと名鉄さんの指揮の下で行われ、地元の企業が入る余地はありません。公共事業を行うならば、地元企業が請け負える道路など、市民の安全と生活に直結した事業にしてほしいと思います。事業の優先順位の見直しが必要です。

仮にこの46億円が見切り発車してしまえば、財政状況はよくなることはなく、厳しくなることしか考えられません。破綻するとは言っていないけどね。弥富市の看板施策である学校や子育て、また安全・安心のための道路や防災の事業、今でも随分金額が切られて、地元の区長要望でも金がない金がない金がない金がないなんです。それは金がないんじゃないくて、使い方がおかしいんです。長期的な財政と市民要求のバランスを見た事業の優先順位の見直しが必要です。

弥富市総合計画を御覧ください。

地方自治の仕組みは、市役所と議会の議論が詳細に積極的に市民に開示され、市民の声がかちんと届くことによってバランスが成り立っています。今回のような1人当たり10万円、

年間予算の3分の1に相当するような公共事業について、まともな説明と市民合意がなされないままに進められてしまったのでは、今後の弥富市のまちづくりに、この総合計画の市民みんなの計画という名前に、どうなんでしょう、禍根を残すような気がしてなりません。

市役所として駅や市役所周辺の整備の課題をどう掘り下げて、何が問題で、他の都市との事例の比較も含めてどのような方策がいいのか、費用対効果も含めて検討がされなければなりません。市役所は根本的なJRに頼ったレポートでなく、弥富市独自の分析レポートを作成したのでしょうか。それは議会に報告されたのでしょうか。

結果的に今回の重要課題は市民に開示されていません。影響のある市民の意見を聞いていません。もっと別の着実な事業でまちをよくしていきましょう。市民の意見を聞いた上で、議会で十分に議論して結論を出さなきゃならないと考えます。このような計画の策定、計画の中身が、JRのせいかもしれませんが、開示も検証もできないまま進んでよいのでしょうか。これからの弥富市の公共事業には市民の声を生かすべきです。これをピンチと見て、これを検証してまちづくりの話合いの仕組みを立て直しましょう。今後の弥富市のまちづくりについて、市役所と、議会と、住民がきちんと話し合い、本当の協力関係を築けるチャンスにしましょう。

来年の3月に鉄道事業者と覚書の締結を予定しているそうですが、議会と市民に適切な説明と本当の意味における理解がないままに覚書を取り交わしてもいいと考えているのでしょうか。仮に実施するんだったら、議会と市民に対して科学的、客観的に行った事業の調査、分析、合目的性、手段の適切さ、事業採算性、納得のいく説明がなければならないと考えますが、この点についてお考えください。

○議長（大原 功君） 一遍、安藤市長、答えたらどうだ。答弁したりゃあ、駅前の総合。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 総合計画や都市計画マスタープランなどの各種計画策定時において市民アンケートを実施しており、それぞれのアンケート結果によると、鉄道による南北の分断や、危険な踏切や、交通が錯綜する駅前の整備やにぎわいが求められております。これらに加え、まちの魅力を創出するため、自由通路等の交通結節点整備を計画しております。7月に中期財政計画で今後の財政見通しについて、今後、普通交付税もある程度見込むことができ、これまでの予想より財務改善ができる見通しとなりましたので、令和3年3月に鉄道事業者との覚書締結を予定しているところでございます。

また、目的や手段はこれまでの議会で御説明しておりますとおり、本事業の主目的は、鉄道により南北に分断されている地区の連携強化、また駅の東西にある踏切において歩行者や自転車の安全を確保するためのものでございます。

費用対効果につきましては、昨年度、業務の成果によって算出された概算事業費を基に本

年度分析しておりますので、業務完了後、御報告できるものと考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、学校施設の老朽化と長寿命化について御質問します。

当然ですが、充実した教育環境は弥富市の魅力の大きな柱で、とても大事なものです。鉄道事業者に助成する前に、まず教育に投資すべきだと考えます。市内の小・中学校の老朽化による修繕の状況について、お願いします。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 本年度における小・中学校の工事費予算は3,834万5,000円、修繕費予算は757万9,000円でございます。適正に執行し、教育環境の維持に努めております。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 市民の方でも、今の金額を聞かれば、あれっと思ったと思うんですが、桁が違います。既に弥富市内の小・中学校は、新しい弥富中学校、日の出小学校はぴかぴかですが、それ以外の小・中学校に行ってみえる生徒さん、父兄さんが見たらどう思うかという状況が現状です。

次に、長寿命化によるメリットを御説明ください。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 長寿命化改良工事は、校舎の劣化対策を行い、耐久性を高め、施設の長寿命化を図るものでございます。令和元年度の桜小学校長寿命化改良工事では、構造体の劣化対策、水道・ガス管などのインフラの更新に加え、トイレや建具などの改良工事を行いました。

長寿命化改良工事は国庫補助対象事業であり、3分の1の補助が得られること、また補助対象外においても有利な起債が発行できることがメリットとして上げられます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今御説明にあったように、建築屋さんには常識なんですけれども、建物はほったらかしで40年も80年も持つわけがなくて、設備はもちろん更新ですし、躯体においてもきちっと防水や、当然クラックはあって当たり前ですから、それを止めていくということが前提です。それについて、恐らく教育委員会さんのほうは、答弁されませんが、相当現場と苦労しながら、何とか鉄筋をさびさせないということで日々心を砕いていると思われまます。一旦鉄筋がさびてしまったら、幾ら後づけで対応しても無理です。ですから、とにかく今、桜小学校から始まった流れというのは止めてはいけないと思います。

先ほど言うように、橋上化というのは、僕は未来永劫駄目だとは言いません。だけど、今本当に何を優先するかといたら、このまま学校を放置させていいんでしょうか。



もう一つ、防災の点でも、これから学校体育館だけじゃなくて普通教室というんでしょうか、様々な教室設備、トイレ、水道、みんないざというときに私たちの本当に命のとりでなんです。だから、この学校を、それが将来統合するかどうか知りませんよ。その学校をむぎむぎ鉄筋をさびさせてどうしようもなくする、どうしようもなくなってから建て替える、そんな<sup>※</sup>ことをやっていちゃ駄目だと思います。

そこで、もちろん防災対策について、学校施設に防災の補助というのもなかなか難しいと思いますが、それでも今後、限られた予算を弥富市として教育と防災のバランスを取りながらやっていくという意味で、今後の長寿命化に当たり、防災対策について防災課長と連携する考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 長寿命化改良工事は、施設の長寿命化を図りながら学校施設の環境改善を行うものであります。学校は災害時の避難場所となる施設でもありますので、今後、長寿命化工事を行う際には、防災課と連携できる部分があれば、調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、弥富市民の福祉を支える人材育成というテーマで御意見をお伺いしたいと思います。

弥富市第2次総合計画を丹念に読みました。事務事業評価書も全部目を通させていただきました。あれっと思ったのは、健康福祉部のシート、職員の皆様は本当に記述が具体的で、市民のためにどうしたらいいのか、どういう改善が必要なのかということをかなり具体的に記載されていました。これは、日頃から市民の方々と真摯に向き合っている様子が感じられます。

弥富市の魅力として、教育と並んで福祉と健康はとても重要です。健康福祉部の市民サービス業務は、制度や補助金というのも重要ですが、市役所の職員による対人援助能力、いわゆる市民、それから自分の職務に対する姿勢、これが大きいと思います。

ところで、新たに弥富市の職員となった公務員は、弥富市の条例により、ここから引用しますが、任命権者または任命権者が定める上級の公務員——つまり市長なのか、副市長なのか、部長、課長、分かりませんが——の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとされ、以下の宣誓をします。いわく、「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」とされて、新人職員は希望に満ちあふれて職場に配属されます。

※ 後日取消し発言あり

ところが、職場経営の観点から、2対6対2の法則という経験則があります。管理監督者が何もしなくても優秀なのが2割、てこずるといふか正直困るのが2割、普通の人が6割という経験則です。これは管理監督者がよく自覚しておくべきあれで、上位の2割が動くのは当たり前で、管理監督者として腕の見せどころは、普通の6割の職員に組織が、つまり市長や、副市長や、部長が、君たちに期待しているというメッセージを伝え、その上で、いろいろ個性はありますから、各職員の個性に合った生かし方で組織全体の成果を上げることです。

市役所の職員は競争試験を受けてきていますので、学業の面では上位の2割が多いと思います。ところが、学校の成績では上位成績にいた優秀な子たちですが、いざ市役所に入ってみると、そこの中で2対6対2の関係が出てきます。市役所に入った人間が全て、課長、部長、副市長を目指しているわけではありません。目の前にいる市民、弱い人たちの役に立とうという職員がいます。あるいは、それが普通の公務員かもしれません。

そこで、上位の2割はさておいて、放っておいても働きますが、普通の6割をいかに活用するかです。福祉の仕事は、まさしく市役所の本来的な仕事であり、民間ができない仕事です。福祉の現場は、ハンデのある人に対する共感、市民の立場で何とかしようという、どっちかというところとエリートらしくない温かい対応が重要です。市役所の上司としては、職員の職務の状況を対話によって把握し、個々人の適正に合った仕事を指導していく必要があります。

そこで、市役所の職員として必要な資質や能力について、どのような研修を行っていますか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

研修につきましては、それぞれの課で必要な専門研修を受講していますが、例えば児童課では、保育所の正規保育士を採用初年度に実施する新規採用職員研修に参加させ、行政職員と共に自治体職員として必要な基礎知識の習得を図っています。そのほか、児童館、児童クラブの職員についても、関係機関が開催する研修会に参加したり、自主的に外部講師を招いて専門知識の習得に取り組んでおります。

また、愛知県市町村振興協会研修センター及び海部地区市町村協議会が主催します職員の経験年数や昇給ごとに実施する階層別の研修や能力開発に有効な派遣型の専門・特別研修を受講することにより、職員の資質向上と能力開発に取り組んでいます。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 残り2問ですので、御辛抱ください。

健康福祉部のような対人援助を行う職員については、上司の傾聴や共感が職員のやる気や能力の向上に重要と考えますが、定期的なヒアリングを行っていますか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 定期的なヒアリングにつきましては、人事評価の中で各課長が職員の個人目標設定のとき、中間評価のとき、そして期末評価のときに面談をし、ヒアリングを行っております。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） それでは、最後の質問です。

福祉部門は人事異動で人気のある職場でしょうか。ハンデがある市民と直接向き合う職場であり、本人の意向を尊重し、納得のいくグループ異動など人事を行うことが、結局、本人の納得感、上司からの信頼感、組織からの信頼感として全体の奉仕者としての職員の育成の要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 福祉部門は人気があるかどうかという御質問ですが、福祉部門に限らず、市役所のどこの部署であっても公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者でないことを常に自覚して職務に当たらなければなりません。市では、福祉職に限定した採用は行っておりませんが、福祉の心を常に持って市民に親切・丁寧に接していくことが重要であると思いますので、人事異動の課題としまして、人材育成や知識のノウハウ、また信頼関係の継承などを考慮し、職員の意見や気持ちをしっかり受け止めてモチベーションの維持に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 質問は以上でございます。

あくまで、これは私の確かに個人的な意見です。財政についても、鉄道についても、学校についても、福祉についてもそうなんです。私が議員として活動している以上、地域、特に北部の地域についてはこれからしっかり皆さんに聞いて、今日の私の質問が、もちろん気に入らない方はいっぱいいらっしゃると思います。ただ、それはまさしく対話をして、何も反対したいために質問しているわけじゃないんです。弥富をよくしたいと思っているんです。ただ、46億円をむざむざ使ってしまったんではどうだということについて、皆さんの意見を聞いて12月議会に臨みたいと思いますので、職員の皆さんには大変な答弁書を作ってください御苦勞をかけていると思いますが、市長、副市長を中心に守り立てていただいて、よりよい弥富市になるために頑張ってくださいと思っています。本当にそう思っています。ですので、日々の御精進に感謝して、あるいは議員の皆様、あるいは市民の皆様の御意見に感謝して質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。以上です。

○議長（大原 功君） 本日はこの程度にとどめ、7日月曜日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 5 時09分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 江 崎 貴 大

同 議員 加 藤 克 之

令和2年9月7日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 板倉克典  | 2番  | 那須英二  |
| 3番  | 小久保照枝 | 4番  | 堀岡敏喜  |
| 5番  | 加藤明由  | 6番  | 佐藤仁志  |
| 7番  | 横井克典  | 8番  | 江崎貴大  |
| 9番  | 加藤克之  | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二  |
| 13番 | 平野広行  | 14番 | 三浦義光  |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 10番 | 高橋八重典 | 11番 | 鈴木みどり |
|-----|-------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                |        |                   |        |
|----------------|--------|-------------------|--------|
| 市 長            | 安藤正明   | 副市長               | 村瀬美樹   |
| 教 育 長          | 奥山 巧   | 総務部長              | 渡邊秀樹   |
| 市民生活部長         | 横山和久   | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 宇佐美 悟  |
| 建設部長           | 大野勝貴   | 教育部長              | 山下正己   |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 伊藤重行   | 総務部次長兼<br>企画政策課長  | 佐野智雄   |
| 総務部次長兼<br>防災課長 | 伊藤淳人   | 会計管理者兼<br>会計課長    | 伊藤 えい子 |
| 監査委員<br>局長     | 佐藤雅人   | 健康福祉部次長兼<br>福祉課長  | 大木弘己   |
| 建設部次長兼<br>農政課長 | 小笠原己喜雄 | 建設部次長兼<br>土木課長    | 伊藤仁史   |
| 財政課長           | 立石隆信   | 人事秘書課長            | 山森隆彦   |
| 税務課長           | 横江兼光   | 収納課長              | 細野英樹   |
| 市民課長           | 鈴木博貴   | 市民協働課長            | 安井幹雄   |
| 商工観光課長         | 浅野克教   | 十四山支所長            | 山田 淳   |
| 保険年金課長         | 服部利恵   | 健康推進課長            | 山守美代子  |

介護高齢課長兼  
総合福祉  
センター所長兼  
十四山総合福祉  
センター所長

藤井清和

児童課長

飯田宏基

都市整備課長

梅田英明

下水道課長

水谷繁樹

学校教育課長

渡邊一弘

生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長

中野修

歴史民俗資料館長

伊藤隆彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

柴田寿文

書記

佐藤文彦

書記

鷺尾里恵

6. 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と鈴木みどり議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

次の質問者の高橋議員のほうから参考資料の配付依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

順次発言を許します。

まず、高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典でございます。

本日の台風におきまして、この弥富市におきましては大きな被害がなかったというような状況でございました。また、九州の皆様方におかれましては、甚大な被害を前回の豪雨のときにもおかれまして、今回の台風ということで非常に御苦労されていると思います。お見舞い申し上げます。

また、弥富市もコロナ感染症が21名となっておりますが、コロナに感染された皆様方におかれましては、一日も早い健康の回復をお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2題質問をさせていただきます。

まず最初に、筏川右岸堤防整備についてと題して伺ってまいります。

筏川右岸堤防の整備事業について伺っていきますので、今日お配りいたしました筏川の地図を参照ください。

まず、前回、私が木曾川の左岸堤防の御質問をさせていただきました折に、御質問いただ

きました方々が、右岸と左岸がよく分からないという御質問がございましたので、まずその説明からさせていただきます。

川というのは川上から川下に向かって流れておりますので、上流から下流に向かいまして右手が右岸、左手が左岸という呼び名になっております。そういった意味合いで御理解いただければと思います。

筏川の右岸堤防を見ると、整備が完了している区間は非常にきれいに整備をされております。よろしくお願ひします。

そこで、筏川の右岸堤防の整備事業の現状をお聞きしたいと思います。

では、最初に、筏川右岸堤防整備事業は何のために計画されたのか、また事業内容と事業の総工費、総延長と工期も含めて御説明を下さい。

○議長（大原 功君） 小笠原農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） おはようございます。お答えいたします。

もともと自然護岸であった箇所に護岸保護のため矢板護岸を設置し、築堤と川側の張りブロックを県営事業により施工しております。総工費は約6億4,800万円、施工延長は約3.5キロメートル、工事の工期としては、昭和58年から平成元年にかけて実施されております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） では、現状、社会教育センターの西駐車場の続き、中山地内から海南橋、鎌島地内のところまで天端舗装が完了しています。この事業はどのような事業なのか、御説明いただけますでしょうか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 市が事業主体となり、県の補助を頂いて施工しております。事業費は約7,700万円、工期は平成27年度から平成28年度、施工延長は約2.7キロメートルとなっております。

工事内容としては、堤防の天端の舗装工と川側のり面上部の張りコンクリート、そして農地側ののり面の防草シート張りを実施しております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 事務局、お願いいたします。

右岸堤防整備と言われている事業は、今御説明いただきました県営護岸堤防整備事業として、森津橋下流100メートルから鍋田大橋までの3.5キロの矢板護岸整備事業と、弥富市単独での天端舗装事業の2つの事業から成っていることが分かりました。

確認ですが、1つ目の県営事業は平成元年に既に完了している。そして、2つ目の弥富市単独事業である天端舗装事業、そして、現状、未整備区間が残っているという解釈でよろしいでしょうか。



○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） はい、そのとおりです。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今お配りしました地図を見ていただきますと、ちょうど緑色の点線で示してあるところが、今整備が終わっているところでございます。

今から御質問するのが、この赤線のところになりますのでよろしく願いいたします。

では、海南橋から鍋田橋までの事業計画はどうなっているのか伺います。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 海南橋から鍋田大橋までの区間約1.9キロメートルを、先ほど説明しました市施工事業と同様の整備を順次実施していく予定としております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 残りの区間は、今の予定でいつ頃を目途にされているのか伺います。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 本年度、海南橋付近の約150メートルを実施するべく、県に対して補助金の要望をしているところですが、来年度以降も毎年度、県からの補助金を申請しながら工事を進めていきたいと考えております。

毎年度の事業費や事業量については、県の補助金額枠や市内他事業との予算調整もあり、流動的であることから、完了予定年度は明確に決まりませんが、今年度の事業費から単純計算しますと10年ぐらいかかることとなります。いずれにしましても、完了に向けて着実な事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、御答弁いただいたとおり、計算上ではおおよそ10年かかり、2030年には完成の予定となっているとの御答弁でございました。しかし、未整備区間の害虫や害獣について、市は把握されていますか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 市民の方からは、そのようなお話は市役所ではお聞きしておりません。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 市のほうに報告が上がっていないとのことですが、実際、住居への侵入や作物への被害が出ています。何か市のほうで対策はありますでしょうか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 農作物への被害であれば、有害鳥獣ということで捕獲器の貸出しをしておりますが、また今後の堤防の整備工事の進捗により、当該区域の雑草繁茂の軽減が図られることから、有害鳥獣対策としての効果も一定程度あるものと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 害虫や害獣の被害をなくすためにも、一日も早い事業の完成を求めます。

次に、整備が完了している区間で森津橋のところだけが幹線道路に接続されていませんが、何か理由はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 森津橋は、現状の堤防整備が行われる前に架設されており、また森津橋付近では、筏川西岸用水路が堤防に沿って併設されているため、堤防道路の取付け位置が橋梁端部から大きく離れ、橋桁部分に取りつく形となっていることから、接続が容易でないことが分かっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、多くの市民ランナーや散歩などで利用されていますが、この森津橋のところだけが接続されていないため迂回をしなければならないとの声があります。今後、森津橋のところを接続する予定はあるのでしょうか。いや、接続をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 先ほど申しましたように、構造的に単純ではないこと、また橋は県道となりますので県との協議が必要となり、手続的にも容易ではないことから、現在のところ接続予定はありません。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 接続は容易ではないという今御答弁でございましたが、しかし、本来、事業は一連の流れ、つながりがあります。時には当初の目的以外に利用されたりすることもあります。

右岸堤防に並行して走っている区間、森津から中山までの市道筏川2号線は、道幅も狭く民家が立ち並んでおります。よって、有事の際、特に地震等で民家の崩壊や道路の寸断が起きた際にも、右岸堤防が整備されていて幹線道路に接続ができていれば、防災上、使用できる可能性が出てきます。右岸堤防事業が全て完了するまでにはまだ時間がありますので、完了時には全線接続ができ、防災・減災にも役立つ防災道路としていただきたいと思っております。

今回、この質問をするに当たり、筏川について調べ、一つ大変勉強になったことがござい

ます。それは、筏川上流から鍋田川まで河川ではなく用水扱いで、それ以降、下流が河川であるということです。

今申し上げましたのは、お配りしました地図の緑色の点線のところが用水扱い、それから赤い点線のところが河川扱いという扱いです。

今後、鍋田橋以降下流の整備について、市として考えをお聞きします。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 鍋田大橋より下流につきましては、愛知県管理となります。現在、鍋田大橋から西尾張中央道までの間は、愛知県より占用を受け、堤防下の平場部分を遊歩道として管理しています。

また、2級河川筏川水系河川整備計画の上では、排水機場の耐震対策及び護岸整備を行うこととされており、市としましては、現在、排水機場の耐震対策を行っていただいておりますが、今後、計画されている自然環境や治水に関する護岸整備の事業を着手していただくようお願いしてまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 鍋田大橋以降、下流もまだまだ弥富市は続きますので、県の所管であるならば、なおさら県に要望していただき、一日も早く筏川右岸堤防整備、中山から東末広までを完了させていただきたいと思っております。

次に、弥富市所管分の鍋田大橋まで、完成後の有効活用を何か考えてみえるか伺います。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 天端部分は管理用通路として舗装を整備することとなりますが、周辺住民の方々には、散歩等に御利用いただければと考えます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） これは提案でございますが、社教の駐車場からスタートして筏川の右岸堤防を南下し、鍋田大橋を渡り、一部飛島村になりますが、筏川の今度は左岸堤防ですね。左岸の用水管理道路を今度北上し、社教まで戻ってくるマラソンやジョギングコースが描けます。現に三ツ又池公園で開催されている市民マラソンや中学生や高校生のマラソンなど開催できるコースになると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） おはようございます。

整備されました箇所につきましては、マラソンやジョギングコースとして市民の方に御利用いただければと思っております。

また、御提案いただきましたコースにつきましては、整備完了に数年を要するというのもあり、今のところ現在の三ツ又池公園コースを変更する予定はございませんが、変更等を

検討する際に参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 筏川は弥富市の北部から南部まで縦断しており、弥富中学校の校歌の中にもうたわれております。弥生、桜、日の出、十四山、栄南、大藤学区と市内7学区中6学区に接していることもあり、市民の生活にもなじみのある当市にとって主要な河川と思いますので、最後に、筏川右岸堤防整備と整備後の有効活用の総括をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 筏川右岸堤防を整備することは、本来の事業目的といたしましては、排水路護岸の脆弱化を未然に防止することでありますが、将来的には、草刈り等の維持管理費の軽減や周辺環境の改善、良好な景観の創出にもつながるものと考えております。

また、整備後の管理用通路は、先ほど担当からもお答えさせていただきましたが、周辺住民の方々に散歩やジョギングなどに利用してもらえればと考えるので、順次今後も整備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、市長の答弁をいただいた中にも、環境整備とかそういったことが入っておりました。先ほど画面のほうにも出ておりましたが、本当に森のようになっておりますので、一日も早い整備を求めたいと思います。

未来永劫、市民に愛される河川にさせていただくためにも、一日も早い整備の完了と、よりよい活用の仕方を考えていただきますことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、市有バス使用条件の緩和と題しまして質問に入ります。

今回、市有バスについて質問しますが、昨年9月の定例会で永井前議員が市有バスの一般質問をされておりました。特に小・中学校の行事や部活での利用条件の緩和を求められた質問であったと思います。いま一度、確認も含め伺ってまいります。

弥富市の市有バスは、現在35人乗り1台、40人乗り1台、計2台保有されています。まず、年間365日のうち利用可能日数を伺います。

○議長（大原 功君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

令和元年度の40人乗りが356日、35人乗りが354日でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 35人乗りと40人乗り、それぞれ直近での年間稼働率を伺います。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

令和元年度の40人乗りが43%、35人乗りが30%でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 年間で稼働率の高い月はいつでしょうか。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 40人乗りは6月、7月、9月、10月、11月、年の明けた1月で、稼働率は53%から74%。35人乗りは7月、10月、11月で、稼働率は48%から53%でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、御答弁いただいた1年のうち、40人乗りは6か月、35人乗りについては9か月間は稼働率が低く、余裕があることが分かります。

次に、弥富市市有バス管理規程について伺いますので、お配りいたしました弥富市市有バス管理規程抜粋を参照ください。

弥富市市有バス管理規程の管理、改定はどこがされますでしょうか。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

財政課の管財グループでございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 確認ですが、管理規程に使用料について記述がございませんが、無料の認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

バスの使用料と運転委託料や燃料費などにつきましては無料ですが、有料道路の通行料や有料駐車場の料金等のバス運行以外に係る費用につきましては、利用者の負担となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 第3条の使用制限について伺います。

第1項第2号で定める市内の福祉団体とは、どのような団体なのか伺います。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

福寿会、社会福祉協議会等でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、第3項第2号で定める片道70キロ未満の根拠は何でしょうか。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

運行距離につきましては、規程で定めておりますバスの使用時間である午前8時30分から午後5時までにおいて、目的地での滞在時間や休憩時間などを考慮いたしまして、以前は片道50キロ未満としておりましたが、平成29年2月に福寿会連合会長様から新たな研修先の選考が可能となるように片道70キロ未満までの運行範囲の拡大要望がありまして、平成29年4月から片道70キロ未満までの運行範囲を拡大したものでございます。

なお、片道70キロメートル未満で利用可能な場所といたしましては、東は岐阜県恵那市や愛知県では足助町の香嵐溪、南は南知多町や豊川市の豊川稲荷、北は岐阜県美濃市や揖斐川町の徳山ダム、西は三重県伊賀市や伊勢市の伊勢神宮の内宮まででございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、第4条の使用許可で、使用しようとする日の14日前までに使用申請書を提出し許可を受けるとなっておりますが、何日前から申請可能であるのか伺います。

○議長（大原 功君） 財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えいたします。

40人乗りにつきましては、福寿会の利用希望者を対象といたしまして、使用する月の3か月前の月初めの抽せん日の午前9時に社会福祉協議会で希望者による抽せん予約受付を行いまして、その後、その他利用者の予約受付を財政課で行っております。

また、もう一台の35人乗りにつきましては、何日前からといった決まりはございませんので、受付を財政課で随時行っております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） ここまでは市有バスの稼働率、管理規程の現状をお伺い答弁いただきました。近年、弥富市を取り巻く道路事情、特に高速道路網は年々非常に便利になってきております。しかし、残念ではあります。高齢者が絡む事故、特に高速での事故などは増加の一途をたどっております。

今回、私がこの市有バスの質問をしましては、高齢者が自家用車の運転をする機会を少しでも減らすことで、事故当事者になる可能性を少しでも減少させ、バス移動に親近感を持っていただけるのではないかとの思いからでございます。

また、友人同士で外出する機会を増やしていただくことで、健康促進と健康寿命を延ばしていただくことで医療費の削減にもつながり、市民と市がウィン・ウィンの関係になるのではないかと考えたからでございます。

では、ここからは現状維持の観点は無視していただきまして、一問一問での効果や対策と

して答弁をいただきますようお願いいたします。また、最後に全体を加味した上での御答弁をいただきたいと思っておりますので、建設的で希望が持てる答弁をお願いいたします。

それでは、最初にお聞きしました稼働率からですが、年間で稼働率が低い月に限定して使用者の規制を緩和させる。よって、年間稼働率が向上し、費用対効果が上がると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。お答えいたします。

使用できる団体や活動範囲を広げますと、他団体と競合することになり、現在使用している団体に日程調整などで御迷惑をおかけする可能性がございますので、慎重に判断していく必要があると考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、福祉団体だけではなく、使用者の定義を市内福寿会や市内子ども会の会員であることを大前提条件として、最低人数を設定し、申込期間を通常より短くし、幾らか使用料を設定し緩和する。使用条件を緩和することに条件をつけても利用者が増加するのであれば、福寿会や子ども会の会員増加、もしくは減少の歯止めになる一手になるのではないかと考えます。今申し上げた使用条件の変更についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

自家用自動車による有償での運送は、道路運送法第78条の規定により、一部を除きできないこととされております。

この除外対象となるバス、これは有償運送ができる場合のことでございますが、過疎地や一部の都市地域などの交通空白地帯における運送。住民の生活の足を確保することが困難となっている場合における運送。市町村が専ら当該市町村の区域内で、住民の生活交通を確保するため自ら行う運送などがございます。

したがって、本市の市有バスは自家用自動車であるとともに、この除外される対象とはならないため、御提案の使用料金を設定することによる使用条件緩和の変更はできないものと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、第2号バスの使用時間です。

原則、出発日の午前8時30分から午後5時までとする。この時間の見直しをすることで、朝の渋滞を外した予定であったり、今より遠方までの予定が組めたり、今までの場所でも現地滞在時間にゆとりを持った予定が組めたりすると考えます。

運転に関しては、以前、委託しているとの御答弁でしたので、職員には全く負担はかかり

ません。しかし、委託先への早出分と超過分が発生しますが、時間外については使用者全面負担にすることで解決ができると考えます。使用時間見直しについて、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘のように、委託先への早出分と残業超過分の費用を使用者が全額負担することにつきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、有償での運送に該当すると思われまます。したがって、使用時間の見直しはできないものと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、御答弁いただいて認められないということなのですが、現在も8時30分から5時までと、この時間内であればいいということであったと思うんですが、8時間半ぐらいですかね。これを例えば7時から出発をして、その早く出た分、5時ではなくて、1時間半早く出たら1時間半早く帰ってくると。この明記されている時間ではなく使用時間として捉えた場合はいかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま御指摘のありましたように、時間が増加して超過勤務時間とかが発生しない場合は費用がかかりませんので、その場合は可能と考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） そういったことであれば、その部分も現状の使用者のほうにも御説明いただきまして、もっと有意義に使っていただくようお願い申し上げます。

次に、第3項第2号の片道70キロ未満の区間の見直しは、先ほども申しましたが、昨今の高速道路事情からすれば絶対に必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

道路整備による遠隔地への移動時間の短縮や、高速道路を使用することなどにより、規程に定める時間内での利用が可能な距離であれば拡大も可能ではございますので、福寿会の御意見もお聞きしながら判断していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 福寿会につきましては、先ほど課長のほうからも答弁がございましたが、40人乗りの車が基本ということになっておると思うんですが、35人乗りにつきましては、非常に稼働率も低いということではございますので、先ほど御提案しました子ども会とか、会員になっていらっしゃる方々に周知をしていただきまして、もうちょっと使いやすくしていただきたいというふうに思います。



以上のように緩和することで、特に高齢者の外出する機会の後押しをし、人と人とのつながりを促進させることで孤独感を払拭していただき、一人でも多くの人にバス移動の親近感を持っていただくことにより、高齢者が市内運行しているきんちゃんバスでの移動も違和感なく移動する機会が増え、最終的に自主返納につながっていけば事故も減り、きんちゃんバスの運行が意味ある事業にもなってくると考えます。また、高齢者だけではなく子ども会の使用も地域でのつながりや活性化につながっていくと考えます。

今、コロナ支援などで財政が厳しいことはよく承知しております。しかし、市有バスの規制緩和することにはお金はかかりません。市民からの要望でもある市有バスの規制緩和は、行政サービスの向上にもつながると考えます。この市有バスの管理規程緩和について各課題ごとに確認をし、緩和策を提案させていただきました。

最後に、今回の提案を加味した上での市側の前向きな見解をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

議員からは、高齢者から子供まで幅広い年齢層の市民のことを思い、多くの御提案をいただき感謝申し上げます。

御指摘のように、高齢者の絡む交通事故は後を絶ちません。そうしたことから、本年度は65歳以上の高齢運転者が踏み間違い急発進等抑制装置を設置された場合の補助を行っており、昨年度からは、75歳以上の方を対象に運転免許証を自主返納された場合のタクシー料金助成事業も行っております。

議員御指摘の市有バスの使用条件の緩和などによって、より効果的に御利用いただき、結果としてバス移動に親近感を持っていただいたり、団体、会員の増加につながるのであれば、費用対効果もよくなるわけでございますが、これは実際に御利用になってみえます福寿会や他の団体の御意見もお聞きしながら判断してまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今回提案いたしましたことを御検討いただきまして、より使いやすい市有バス。市有バスというのは、最終的にどこまで行ってもプラスにはなりません。プラスにならないのであれば、50%より70%、ほぼ100%に近づける形で有効的に使っていただく、そのようになればというふうに思います。

結びに、市長が就任以来言っておられますチーム弥富で知恵を出せば、できることはまだまだたくさんあると思います。また、民間の力も積極的に借りて、チーム弥富プラスアルファで取り組んでいただきたいと思います。

試験的でもよいので、失敗を恐れずチャレンジしていただきますことを切に願ひまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩して、再開は午前10時45分にいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 3番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、ひきこもり対策と断わらない相談窓口体制について、2点目は、視聴覚障がい者へのサービスについての2点を質問させていただきます。

まず初めに、昨年9月議会でも先輩議員が質問されました中高年のひきこもり支援について質問させていただきます。

従来、ひきこもりは、主として若年・青年層の課題としてイメージされてきました。しかし、最近では、就職氷河期世代も含め、中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきています。

昨年3月に、国は、半年以上にわたり家族以外とほとんど交流せず自宅にいる40から64歳のひきこもりの人が全国で61万人に上ると推定され、社会に大きな衝撃を与えました。今回、コロナ禍において第2の就職氷河期が訪れ、これまで以上に悩む家庭が増えてくるのではないかと懸念しております。

国は就職氷河期世代も含め、中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきであると言われました。しかしながら、本市において、過去3年間にひきこもりで相談に来られた人数を伺ったところ、平成29年が6件、平成30年が3件、令和元年が2件と10人にも満たない相談状況で驚きました。

私が知っている方でも、特別支援学校卒業後、社会参加につながらず、ひきこもり状態になって悩んでみえる家族や、父子家庭で息子さんが何十年もひきこもり状況が変わらぬまま悩んでみえる方、またあることがきっかけで突然仕事を辞め、精神的なものから引き籠もってしまい、母親は息子さんの回復のために病院に行ったり、相談窓口を転々としたそうですが、そのたびに同じことも何度も話してきたそうです。しかし、何も変わっていないと半分諦めてみえました。

そこで、質問させていただきます。

本市において、ひきこもりでの相談窓口と周知はどのようにされていますか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 大木福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） お答えします。

現在、ひきこもりの相談は、福祉課及び市社会福祉協議会において主に担当しており、相談された内容により該当する担当課にもつなぎ、問題の解決に当たっております。

ひきこもりの相談窓口として周知は特に行っておりませんが、日常生活での困り事相談に対し、市社会福祉協議会に委託している生活自立支援センターのチラシや出張相談日を広報やホームページに掲載しております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 相談窓口の周知がなければ、どこに相談していいのか分かりません。

チラシや広報など、ひきこもりの相談窓口を掲載していただきたいと思います。

次に、相談内容とその後の対応をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 相談内容は様々ですが、主な内容を3つ上げますと、1つ目は職場を鬱病で退職され、しばらくの間は就職活動をせずに自宅で過ごされていた方が、総合福祉センターの生活自立支援センターに相談し、就労支援とともに支援員の援助により障がい年金と精神保健福祉手帳を取得され、その後、就労継続支援事業所の利用につながった事案。

2つ目は、同じく生活自立支援センターに相談し、就労支援を行っていましたが、やがて連絡が遠のき、何度も連絡を入れても返事がなくなり、支援半ばで打ち切ってしまった事案。

3つ目は、母親と二人暮らしで母親が高齢のため施設に入所され、御自身は生活保護を受給するに至った事案などがございます。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） それでは、当事者と会えない場合の支援制度や給付、手帳の申請はできるか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 精神的な理由から引き籠もっている方に対し、精神保健福祉手帳の交付が考えられますが、手帳の申請には本人の診断書が必要であり、指定医による診察ができなければ手帳の申請自体ができません。そのため、手帳の取得により受けることができる各種福祉サービス、支援制度や給付を受けることもできず、支援につながりません。

手帳の申請につきましては、福祉課への申請が必要ですので、指定医へ受診された後、本人が窓口に出向かなくても、家族の方が代理で申請することも可能です。

手帳の取得について不明な点がございましたが、福祉課へお問合せいただきたいと思います。

す。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 相談に来られないからこそ細やかにお伝えすることが大事だと思います。医師の診断書を受け、手帳の申請を受けることで福祉サービスや支援制度につながるということを周知したいと思います。

次に、親へのサポートや支援はありますか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） ひきこもりの方を抱え、家族で今後について話し合うこともできずに年を重ねていく親御さんの将来に対する不安は計り知れません。相談を寄せていただければ、状況に応じて保健師等と連携し、訪問を行い、利用できる制度等を説明し、支援を進めてまいりますので、電話でもよいのでお問合せいただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 国は対象者の3割以上が父母に生計を頼っている実態が明らかになり、ひきこもり本人だけではなく、世帯単位で支援する視点が重要ですと言われました。まずは誰にも相談できずに孤立している本人や、家族への支援に手を差し伸べる体制づくりが求められ、自治体や学校、NPO、社会福祉関係者などの幅広い機関が連携、協力を進めて、孤立に気づき、寄り添うように支える必要があります。

また、ひきこもりの当事者は相談や治療に出向くことが難しい場合が多いことや、あるいは相談や受診に踏み切れない当事者に対する一步踏み込んだ介入が必要な場合があることから、家庭訪問を中心としたアウトリーチ型の支援が有効な支援法の一つだと期待されています。

今後、アウトリーチ訪問型支援など、包括的にサポートが必要であると思いますが、本市の取組を聞かせてください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 家庭訪問などによるアウトリーチ型の支援は有効な支援と考えます。現在、実施している生活自立支援センターと連携し、サポートを行ってまいりますので、まずは御相談をいただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 当事者に適した支援の充実を図るため、ひきこもりサポート事業のさらなる強化を図り、具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など、就労に限らない多様な社会参加の場の確保や、家族に対する相談や講習会などの取組が必要だと思いますが、ひきこもり強化の本市の考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 市独自でひきこもりの方の御家族に対して相談や講習会などは開催しておりませんが、ひきこもりの方々を支援するボランティア団体として「きんぎょ草」が活動されています。

この団体は、精神障がい者の方々への支援を行う目的で、平成23年6月に市社会福祉協議会が主催でボランティア入門講座が開催され、講座修了後に有志の方々と結成されたボランティア団体であります。

年6回、奇数月の最終土曜日にフリースペース「なごみの会」という傾聴の場を総合福祉センターで市社会福祉協議会と共催で行っており、幅広い年齢層の方々が参加されています。9月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催が中止となりますが、社会の一員として共に暮らしていけるような地域づくり、居場所づくりを目指し、ひきこもりなど様々な相談や悩み事に対して支援を行ってまいりますので、御利用いただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 新型コロナウイルスで開催が中止になってしまうことはやむを得ないことです。しかし、通所してようやくつながりを持たせた人が再び通所するには、ハードルが高くなると思います。コロナ禍において、支援策を今後考えていただきたいと思います。

それでは、次に、相談窓口についてお伺いいたします。

本市と社会福祉協議会との問題解決に向けての連携はどのようにしてみえますか、教えてください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 生活困窮者自立支援事業を平成27年4月から市社会福祉協議会に委託し実施しておりますが、生活保護受給までに至らない方々の支援につきましては、市社会福祉協議会を紹介し、反対に就職先がなかなか見つからず、生活の立て直しが図れない場合は、生活保護受給により自立更生を行うため福祉課へつなぐなど、お互いが連携し問題解決に当たっております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 現行の地域福祉の体制は、各自治体の相談窓口が多岐にわたっているために、親の介護であれば介護保険や高齢者福祉サービス、障がい者の場合は障がい者福祉サービス、ひきこもりに対しては生活保護や精神保健、貧困問題については生活困窮者支援、子供のいる家庭には子育て支援など、それぞれの分野ごとに相談先となる自治体の担当課が分かれております。ところが、現実には複雑かつ複合的な悩みを抱えている方が多く見えます。

例えば子供のひきこもりが長期化し、就職しないまま50代になってしまった中高年と高齢化して80代となった親が同居し、生活に行き詰まる8050問題が顕在化しています。また、

介護と育児の問題を同時に抱えて負担が過重になってしまうダブルケアに苦しむ家庭もあります。

さらに、公的な福祉サービスの対象ではありませんが、体力が衰えるなどして、ふだんのように仕事をしたり、料理や掃除をしたりするのが難しくなり困っている人もいます。

これまでは相談窓口が分かれているために、複数の問題に悩む人がたらい回しにされるうちに相談を諦めてしまうこともありました。さきに話させていただいた方も同じです。それぞれの相談窓口の担当者間で情報が共有されず、必要な支援が行き届かないことも少なくありません。

今回の国の改正案では、地域住民の様々な悩みに包括的に対応するため、相談窓口を一本化する市町村の取組を後押しするとしています。一本化された窓口の大きな特徴は、断らない相談支援を目標としているという点であります。

そこで、お尋ねします。

行政の縦割りを超えた相談窓口が求められていますが、以前、8050問題を含む相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口が不明確なため、行政として担当課を明確にして、その課題を踏まえた支援ができる体制を構築していきたいと答弁されておりました。市はどのように取り組んでいますか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランに基づき、市町村ごとのプラットフォームを設置していく取組があります。主な支援対象者として非正規雇用など、不安定な就労状態にある方や、希望する仕事はないなどの理由で長期にわたり就職活動に至っていない方、ひきこもりの状態にある方々などが対象です。今後、福祉課において関係各課と連携して支援してまいります。

中高年者のひきこもりの実態については把握が難しいので、体制づくりについて先進市を調査・研究してまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 今後、訪問支援から就労まで切れ目なく支援、相談できる体制づくりは重要であり、就労支援員の充実を図り、より専門性の高い支援、相談窓口体制を進めていただきたいと強くお願い申し上げ、2点目の質問に移ります。

2点目は、視聴覚障がい者へのサービスについて質問させていただきます。

本市において、視聴覚障がい者の方を伺ったところ、令和2年8月現在で視聴覚障がい者は74人、聴覚障がい者の方は90人と想像以上にたくさん見え、驚きました。

子供を出産し、新生児聴覚スクリーニングの普及で先天性難聴が出生直後に発見できるよ

うになり、重度難聴であっても、早期に人工内耳手術を行えば十分に音声言語獲得ができるようになりました。本市においての新生児難聴スクリーニング検査はされていますか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） お答えします。

先天性難聴の子供は1,000人に1人から2人とされていますが、聞こえの簡易検査である新生児聴覚スクリーニング検査は、保護者が希望すれば個人負担により出産した産婦人科での病院で受けることができます。

本市においては、令和元年度の3か月健診の対象児317人のうち、307人に当たる96.8%の子供さんが新生児聴覚検査を受けています。

難聴のあるお子さんは、早期の発見により手術や将来的に補聴器の利用により聞く力や話す力をつける練習ができますので、検査を受けていただくことをお勧めいたします。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 難聴児支援の早期発見と療育体制の取組をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 難聴児の早期発見につきましては、新生児聴覚スクリーニング検査のほか、3歳児健診時に御家庭で事前の検査とアンケートを行い、健康推進課保健師により聞こえの確認が行われています。

療育的な取組といたしましては、かかりつけの産婦人科医において新生児聴覚スクリーニング検査により聞こえの障がい判明した場合、海南病院などの大きな総合病院へ精密検査を受けるように紹介され、さらに専門的な検査が必要な場合は、大府市にありますあいち小児保健医療総合センターが対応しております。こちらの医療機関では、補聴器の装用及びその後の療育についての相談が行われています。

また、一宮聾学校においては早期教育相談が行われており、個別指導と同年齢児による集団活動により、乳幼児からの指導と保護者への支援が行われています。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 難聴の早期発見、早期教育につなげるために聴覚検査は重要です。

先進地でも聴覚検査費の助成をする市も出てきています。今後、本市においても少しでも経済的負担軽減につながるよう、助成をしていただけるよう要望しておきます。

次に、聴覚障がい者への本市のサービスを教えてください。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 聴覚障がい者の方々へのサービスといたしましては、手話通訳者の配置があります。毎週水曜日の午前9時から正午までの間、手話通訳者

を福祉課内に配置し、聴覚障がい者の方々の日常での困り事相談や各課窓口における申請  
手続などについて支援を行っています。

そのほか身体障がい者手帳を取得されている方に対して、補聴器の購入や修理をされる際  
の補助を行っています。また、18歳未満の方で身体障がい者の基準ではないが、耳の不自由  
な方々への支援といたしまして、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施し、身  
体障がい者手帳を持ってみえる方と同様に補聴器の購入や修理に対して補助を行っておりま  
す。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 補聴器の購入や修理に対する補助は知らない方も見えますので、  
周知させていただきます。

コロナ禍においてもオンライン化やデジタル化が進んでいないため、手続の申請など市役  
所に足を運んでもらわなければなりません。窓口の手続は視覚障がい者のみならず、視力が  
低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられています。

日常生活を送る上で、読むことと自己の意思を表すための書くことは必要不可欠の行為と  
言えます。しかし、視覚障がい者や視力が低下した人、また高齢者などにはこれが十分に保  
障されているとは言えない状況にあると言えます。こういった読み書きに支障がある人への  
支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題と思っております。

そこで、必要となるのが目の不自由な人を対象とした代読・代筆などの読み書き支援の充  
実でございます。

愛知県小牧市では、読み書きの手伝いや執筆を受け付けていることを示す窓口お手伝い案  
内表示を利用者の多い市役所の窓口などに設置し、福祉担当課に限らず全庁舎に表示されま  
した。表示は小さい文字が読みにくい高齢者や視覚・聴覚障がい者の人たちに気軽に職員へ  
声をかけてもらおうと設置しました。本庁舎やふれあいセンター、老人福祉センターなど25  
か所の窓口に置かれています。小牧市は2年前から職員を対象に読み書き支援の講習会を開  
き、対応のサービス向上に取り組んでこられたそうです。

そこで、質問いたします。

本市においても、窓口に高齢者や目の不自由な人を対象にした代読・代筆案内表示を設置  
し、サービスができるように取り組むべきだと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいた  
します。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 議員から御提案いただきました事例を参考に、  
小牧市などの先進市を調査してまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。



○3番（小久保照枝君） 本庁舎には玄関に入って随時2名の案内コンシェルジュの方が親切な案内サービスをしてくださっております。代読・代筆サービスは、今後高齢者や視聴覚障がい者へのサービスとして必要だと思えます。本庁舎や銀行、郵便局、いろいろな市内窓口において親切なサービスができるように講習会などを行い、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、今年6月に耳の不自由な人が電話を利用しやすくする電話リレーサービスを制度化する聴覚障がい者電話利用円滑化法が成立しました。スマートフォンなどのビデオ通話機能を使い、聴覚障がい者と健聴者の会話をオペレーターが文字で通訳介入する電話リレーサービスです。

現在、民間団体が実施していることが、公共インフラとして制度化するための法整備が実現したことにより、24時間365日サービスが提供されます。また、緊急通報や健聴者からも利用できるようになります。総務省は、来年度中のサービスの開始を目指すと発表されました。

本市においてもこのような体制をいち早く周知し、推進していくべきであると思えますが、いかがでしょうか、お伺いたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 電話リレーサービスは、子供が高熱で病院や学校へすぐ連絡しないといけないときや、予約していたホテルに到着が遅れることを知らせたり、運転中の車の故障で修理を依頼したいときなど、耳が不自由で電話が使えない方や聞きにくい方が、メールやファクスでのやり取りに間に合わない場合に代わる手段として、利用者である聴覚障がい者の方とお店や病院などの方を、電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って手話や文字と音声を通訳することにより、電話で双方向に要件をつなぐサービスです。

通訳オペレーターとの通信料は利用者の負担となりますが、それ以外の費用は公益財団法人日本財団等が負担しますので、利用者にとっては便利なサービスですので、国の動向を注意しながら、本市も聴覚障がい者の方々へ電話リレーサービスの普及啓発に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 最後に、茨城県石岡市では、災害時に視覚・聴覚障がい者が避難所などで着用し、必要な支援を受けやすくする防災ベストを希望者に随時配付されています。防災ベストの背面には、「目が不自由です」「耳が不自由です」のどちらかの文字が表記、正面にはヘルプカードを入れられるスペースがあります。また、夜間でも目立つように蛍光色をベースとし反射材をつけております。対象は市内在住の視聴覚障がい者で、該当者には

市から申請書が送られており、希望者は市への申込みをいたします。

そこで、本市においても防災時に役立つ防災ベストを作り、貸与、もしくは避難所用として保管できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） 災害時において避難された目や耳の不自由な方々への支援として、一目で認識できる防災ベストは、貸与や避難所に配備しておくには有効な手だてと考えるので、今後検討してまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

いざというときに自分の身を守れるように配慮した支援対策は必要だと思います。また、誰もが孤立することなく、共に暮らすことができる地域共生社会の実現を目指せるよう、今後の取組に期待して一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午前11時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

都市計画道路と財政調整基金について、2点お伺いをいたします。

都市計画道路について質問ですが、弥富市の都市計画道路は、昭和48年1月19日に都市計画決定をされ、既に47年を経過しています。まさに半世紀を迎えようとしております。

昭和48年の都市計画決定時とえば、高度成長期、交通戦争と言われた時代であり、昭和46年の1万6,700人を最高に交通事故犠牲者が多く、交通環境、道路の安全対策が求められてきました。昨年においては、道路の安全対策、自動車の安全対策、国民の安全意識の向上等でピークの5分の1以下、3,000人台まで減少しました。

弥富市内でも、ひので保育所の北側を通る日光大橋西線は、両側にはもったいないと言われるほど広い歩道が設置された極めて理想的な道路環境が整備されました。このような道路環境が市内に都市計画道路として計画されてはいますが、多額の予算を必要とすること、地権者の事情もあり、思うように進展していない状況であります。

計画から半世紀近く経過し、計画当初とは生活環境、交通環境ともさま変わりし、実態にそぐわない道路計画も見受けられます。過去の市議会の議事録を見ましても、同様な質問が

されているようですが、その後の経過を含め質問をさせていただきます。

市役所前の平和通線、向陽通線、穂波通線など、南北の国道1号線に接続予定の計画路線は着々と整備されており、1号線まであと少しと完成にめどがつきつつあるようですが、東西に延びる錦通線は進捗率はどのようになっておるかお聞きします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

平成30年度末時点の錦通線の概成済み区間も含めた進捗率は19.9%でございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） この19.9%という数字は、以前にも2014年9月議会において、伊藤勝巳議員の答弁でも19.9%という答弁、20%となっておりますけど、それと平成19年3月発行の都市計画マスタープラン、これにおいても19.9%の進捗率と書かれております。しかしながら、都市計画の図面を見ますと、一応終わったところは実線で書いてありまして、計画中、工事中のものについては点線が入っておるわけですけど、全く実線も点線も入っておりません。実際、これは都市計画道路として終わったことになるのか。

それと、そもそも都市計画道路は知事の事業認可を得て、事業認可59条ですが、これを受けたのか受けていないのか、これを整備されたとこれと言えるのか。一般の市道で整備されたという話も聞いておるわけですよ。これで、この都市計画道路については、道路に番号がついておりまして、錦通線については3の4の777という番号がついています。この番号は何かなと思って調べてみますと、最初の番号3は幹線街路の区分になるそうですね。それで次の4は、道路の幅員、規模ですね。16メートルから22メートルの計画が上がっておる。一番最後の777というのは道路の一連番号と、こういうことなんですけど、現状は16メートルどころか13メートルしかないわけですが、これで都市計画道路として終わったことになるのか。都市計画法上の都市計画道路決定ですが、これで終わったことになるのか。

私もいろいろ県のOBさんとか、道路行政に精通した方に何人かにお聞きしましたが、この状況はまさしくおかしいとしか言われませんが、この点どうですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

錦通線の都市計画決定は、昭和48年1月19日に愛知県告示がなされております。また、この都市計画の事業認可は受けておりません。

都市計画マスタープラン等でお示ししております整備率は、毎年実施している都市計画に関する現況調査の報告値に基づいて記載しており、改良済みと概成済みの区間延長を合わせた数値となります。

概成済み区間とは、改良済み区間以外のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を

果たし得る区間で、具体的には、計画幅員のおおむね3分2以上を有する区間のことでございます。錦通線につきましては、都市計画決定されている幅員で整備された区間ではございませんので、完了とはなりません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ちょっと話が難しく理解できない部分もあるんですが、いずれにしても16メートルから22メートルの計画の中で、計画されておるものが13メートルしかないということは、どう考えても終わっていないよと、こういうふうに県の道路行政に精通した方もおっしゃるわけなんですけど、この状態で前回6月議会でもちょっと申し上げましたけど、道路が余ったから売ったという話なんですけど、これに対しても、県のOBの方はあり得ない話だとおっしゃるんですが、また名古屋市の計画予定地内ですね。計画予定地内というのは、都市計画法第53条で建築制限をかけておりますよね。この建築制限というのは、一般の人がうちを建てるについてはほとんど問題がない。といいますのは、できないものは地下室、それから鉄筋コンクリート造の建物は駄目、高さ10メートル以上は駄目ですよですから、一般の方がうちを建てるについては、全く問題になるような規制ではないと思います。

ところが、名古屋市の都市計画道路の建築許可制限を見ますと、予定地からさらに1メートルを余分に見て規制をかけるとなっておりますよね。そうなっていますと、現状で都市計画道路の線が引いてあるのはおおよその線であって、確実に測量してここだと言い切れる位置の線ではない。だから、1メートル余分に規制をかける、こうなっておるんですが、それなのに余ったという表現がどう考えても理解できないと県のOBの方がおっしゃるんですが、誰が余ったと判断されたんでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 余ったと判断されたということなんでございますが、この路線は平成9年度に道路測量設計の業務委託を発注してございます。その中で暫定的な整備ということで片側歩道の整備を道路事業として実施しております。その際に都市計画道路の中心線のほうも検討してございます。そこから幅員を割り出した場合に、計画区域の事業地内とはならないということを確認しております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 先ほどから言っておりますように、計画としては16から22ということになっておりますので、16メートルで全部やるということじゃなくて、22というのは、やはり交差点付近というのは右折でも要るだろうし、仮にバス停でも作れば余分に土地が要ると、こういうことから考えると、交差点付近ですから22メートルぐらい空いておってもいいかなと思わんでもないんですけど、これ以上やっても恐らく何です、これは取りあえずこれで収めます。

最近、私のほうの佐古木地区にも都市計画道路、白鳥線でしたかね。計画をされておりますけど、全く手つかずで47年間経過したわけですよ。それで、その中に土地を持ってみえる人が、先ほどの話じゃないですけど、うちを建てるについては何の問題もないで別に構わんと言えば構わないんですが、いざこれを売却しようとする、買手が当然規制のかかったものと規制のかかっていないものを同じ値段で買うわけにいかないから、値段を買ったたかると。

現に1名の地主の方は、売却しようと思ったら、結局、都市計画道路の理由で値段をかなり買ったたかれたと。だから、売のをやめて現状を太陽光発電にしちゃったよと、こういう話を聞くわけですけど、こうなってきますと、地元の了解を得て、地主さんの了解を得て都市計画決定をしたわけではありませんので、全く地主にしてみれば迷惑な話と、こういうふうにはしか取れないわけなんですけど、都市計画のことですから、10年、20年、30年の長き計画でやられることは十分理解ができますけど、さすがに50年間も全然できるのかできないのか、ほとんど皆さんできないというふうに見ておるわけですが、このままいつまでも放置されますと、ますます皆さん、困られる方がいっぱい見えるわけですよ。

それで、いろいろ調べてみたら、やはりこの類いの訴訟も起きておるようで、何か盛岡事件となっておりますけど、やはり地主が権利制限に対して損失補償を請求したと。判決は棄却されましたが、裁判官の補足意見として、建築制限の期間を考慮することなく損失補償の必要はないとする考えには、大いに疑問があるという裁判官の補足意見がついたそうであります。

それと、静岡県伊東市の例でいいますと、建築申請を出したら不許可になった。この不許可を取り消せという裁判を起したら、やはりこれは最高裁で平成20年3月、県が敗訴をしておりますが、都市計画法は客観的、実証的な基礎調査の結果に基づいて都市計画が策定されていることを求めており、県の計画は周辺の人口予測が過大設定であることから、これに基づいた将来の交通量の予測も合理性に疑いがあると言わざるを得ず、拡幅計画が違法と評価された。これで静岡県は敗訴して、この判決は確定をしておるようです。

ですから、こういった判例がありますので、ぜひとも見通しのないような計画は消したらどうかと思うんですけども、一般的に私ら素人が考えるように、図面の上から消しゴムで線を消すだけというわけにはいかないと思うんですけど、これを仮と消すとなると、どのような手続が必要であるかお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

都市計画道路の計画決定については、道路の規格によって愛知県が決定するものと市町村が決定するものがございます。

都市計画の変更、廃止につきましては、都市計画法に基づいた都市計画変更の手続が必要となります。

市決定の都市計画道路を廃止する場合の流れといたしましては、まず都市計画を変更する案を作成し、地元説明会を実施いたします。地元説明会における意見を検討、反映した案をもって愛知県の事前協議及び近隣市町村調整を行い、市民等を対象とした案の縦覧を行った後、市の都市計画審議会の議を得た後、愛知県知事協議、弥富市告示をもって廃止することになります。

弥富市内にある都市計画道路の未整備区間の多くは、高度成長期に計画決定されたものでございます。議員が言われるように計画決定から現在にかけて時間がかかっており、社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、平成30年8月に公表された愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、計画の必要性など県下で見直しが進められており、市におきましても近隣市町村と調整しつつ、都市計画道路の再検討を進めております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 手続に従ってやれば消せないこともないようなお話なんですけど、2013年12月に伊藤正信議員、2014年6月に武田正樹議員、それから2015年12月に横井昌明議員が同様に都市計画道路の件について質問をされております。

やはり同じような質問もあったわけですが、ぜひとも一回、地元の意向を聞いていただきまして、まして白鳥線は2種住居地域ですかね。そのど真ん中を16メートルの道路が通過していくになると、恐らく地元の人としては、あまり歓迎されないかなと思わんでもないんですが、以前にも見直すというような記載もあるわけですが、本当に実際に見直されたのか、そのままになっておるのかも、本当にやったのかなあと、この見直しをと思えてくるわけですけど、ぜひとも過去のことは別にしまして、今後は早急に地元の意向をお聞き願って、やめるものならやめるということで地主さんの負担を軽減するという形でお願いしたいと思えます。その点、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 先ほども現在検討を進めておるとい御答弁をさせていただきました。ただ、廃止するには、やはりこれまで長い間制限をかけてきたわけでございます。そういったことも過去には、先ほど述べられましたそういった裁判になっているような案件もございますので、その辺は愛知県が見直し指針をつくっていただき、それに基づいて見直し作業を進めていくというものでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ぜひともここだけの話じゃなくて、本当に第一に地元の意向を聞いていただきまして、早急に検討をお願いしたいと思えます。

次に、佐古木駅前広場都市計画図を見ますと2,500平方メートルの駅前広場の計画がこれもあるようで、この中の2,500平米分は建築規制の対象になっておると思います。ところが何年か前に弥富市が鉄筋コンクリート造りの公衆トイレを造ったと。これは多分、役所のやることですから例外だと思えますけど、ちょっと確認だけさせていただきます。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

佐古木の駅前広場の都市計画区域内にトイレが建っているということでございますが、こちらは計画法第53条第1項ただし書によります建築等の規制の適用除外行為とされており、例外というものではございません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 恐らくそういうことであるだろうと想像はしておりましたけど、ただ、御近所の方で規制がかかった人から見ますと、自分たちはそういうふうに規制をかけられて、いざ売ろうとすると買ったたかれる。そこへ役所が、本来、民間が駄目なものもできると。ちょっと矛盾を感じると言えば感じる。このトイレも実際、2,000万円近くたしかかかったと思えますけど、この2,500平米の中の先行投資的な位置で決まったのなら、私も先行投資で先にやったんだと思うんですけど、そうではなくて、たまたまここが空いておったからここに造ってしまえということで、最終的な図面ができたわけでも何でもなくあの位置に決まったと思えます。取りあえずは法的には問題ないことは確認させていただきました。

それでは、続いて財政調整基金についてお尋ねをいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症の事態で、新聞紙上やテレビで財政調整基金との用語が頻繁に出てまいりました。財政調整基金を検索、調べてみますと、年度間の財源不足に備える。財源に余裕のある年度に積立てを行う。突発的な災害や急を要する経費に備える等の説明がされております。

財政調整基金は、地方自治法や地方財政法に基づいて市町村の条例で定められていますので、全国一律と私は思っておりました。これは一種の貯金でございますから、同じような内容の条例があるものだと思っておりました。ところが、各市町村の条例を見てみますと、随分内容が違うわけですよ。ちなみに弥富市の場合だと、条例の内容から見ますと比較的自由に使えるなあと、こういう内容であると思えます。

ところが、稲沢市の財政調整基金条例を見ますと、かなり用途、使い道が限定的になっておる。その一つが、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てる。2つ目が、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てる。3番目が、緊急に実施することが必要となった大規模な土木建築事業の不足経費に充てる。4番目が、長期にわたる財源の育成のために

する財産の取得等の経費。5番目が、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てる。この5項目が書かれておるわけですが、これを本当にやりますとかなり用途が限定されてきますので、かなり使いにくいかなあとは思わんでもないんですけど、稲沢市さんが本当にこれに従って財政調整基金を使っておるのかなあということで、ちょっと私も疑問に思っただんですが、でも、今回のコロナ対策が、私らがちょうど議員になってからコロナの騒ぎが大きくなってきて、当初から対策について、弥富市はお金がないから何もできませんといった話も出てきました。

数年前からも、職員の中でも財政が危機状態にあると言われる方もおりました。6月議会では、財政非常事態宣言との言葉も出てくるぐらい、あまり楽観視ができないような状況にあると、こういうふうな感触を持っておるわけではございますが、一般市民は弥富市の財政力指数が0.99である、こういう言葉はしっかり聞かされておりますので、一般の市民の方にはこういった危機感はほとんどありません。

今回のコロナの非常事態が起こった場合に対応できるお金とするならば、やはりこの稲沢市のように用途を限定してあまり気軽に手をつけるというか、最後のとりでだというようなお金の蓄えも必要ではないかと思えます。

それでお尋ねなんですけど、現状、財政調整基金をどのようにお使いになってみえるのか、用途ですね。これをお伺いします。ざっとで結構でございます。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

条例にも規定してございますが、災害復旧やその他財源が不足する場合の不足額を埋めるためのものでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 今回のコロナの件については、まさしく誰もが予期していなかったような災害に当てはまると思うんですが、こういった場合に対応するお金が別にあれば、今回ももう少しすんなりと対応ができたんじゃないかと思わんでもないんですけど、何せ初めてのことでございますので、今後の教訓にするということでは、何らかの非常事態に対応するお金というのは必要ではないかなと思うんですが。

財政調整基金につきましては、昨年3月の予算編成に絡んで市長の辞職勧告までに発展した際に、職員の一部は安藤市長に同情する声も多々聞かれました。このときは財政調整基金が底をつきそうになり、市長は10億円は財政調整基金に残したかったと、こういうふうにおっしゃっていた。私も直接市長からお聞きしております。

この時点では、コロナは世界的にも全く問題になっていませんでした。今年になってコロナ対策に多額の資金が必要となり、市長の本心から言えば、だから10億円を残しておくと、



こういうふうに思われたんではないかと、口には出せませんが、そういうふうに思われたんだろうなと私は思っておるわけですが、お金のことでありますから、個人にしても行政にしてもたくさんあればいいにこしたことはありませんが、このお金を積み立てるのもなかなか大変なことでありますし、毎年コンスタントに弥富の場合は、ここ数年間、財政調整基金が減りつつありましたから、多分それに危機感を抱かれたんだろうと思います。

土曜日の中日新聞に、名古屋市の年度当初100億円あった財政調整基金が5,000万円台まで減少した。しかし、地方創生臨時交付金188億円で再び133億円まで回復したと、こんな記事が載っておりましたが、やはり楽観視はできないというふうに書いてありました。

来年度以降もコロナの影響による歳入見通し、恐らく減ることがあっても増えることは考えられないわけですが、こういう状況の中で、前回、金曜日の一般質問でJR弥富駅橋上化、自由通路計画を進める考え方を表明されたと、私はそういうふうに受け取ったわけですが、それに対して、市長、副市長、総務部長、財政課長が財政的にも乗り切れるとの答弁でありました。

弥富市には、現状で桜小学校以外の長寿命化計画、桜小学校は、たしか昨年5億円で終わったと思います。ですが、弥生、白鳥、弥富北中学校等、まだ長寿命化計画が残っておるわけですが。海部南部消防署の建て替えについても、これも飛島さんが3分の1、おおよそ3分の2が弥富市の負担となると思います。これも今後の課題、そんなに長く放置するわけにはいかないと、こう思っておるわけです。

それと、一時期小・中学校の体育館の天井を撤去して、たしか小・中学校については全て終わったと思いますが、白鳥コミ、南部コミ、福祉センター、社会教育センター、十四山スポーツセンターは取りあえずネットを張って応急処置をされたみたいですが、この体育館の天井撤去が全て残っております。これも恐らく小・中学校でも3,000万、5,000万ぐらいかかっておりますので、社会教育センターあたりですと一桁上がるのかな、1億ぐらいかかるのかなと、こういうふうに考えるわけですが、こういうものをもう既に何年か放置されております。

どこの場所だったかちょっと覚えがありませんけど、大地震が起きたときに天井板がばらばら上から降ってくるような光景をテレビのニュースなんかで皆さん見られていると思いますけど、結果的にあれを想定して、小・中学校の天井は文科省が補助金を出して撤去しなさいということで、それに従って全て終わっておると思いますけど、聞くところによりますと、こういったコミュニティ施設とか福祉センターあたりは補助金がないということを知っております。それで、あまりにもお金がかかるから放置されておるんだと思いますけど、これをいつまでも放っておくわけにはいかないと、こう思っております。

普通の住宅の天井でしたらせいぜい2メートル50ぐらいしかありませんので、落ちてきて

も痛いという程度で大したけがにはならないと思うんですけど、さすがに社教センターあたりの天井ですと20メートルぐらいあるわけですから、相当な加速度がついてまいりますので、ちょっとのけがでは恐らく終わらないと思います。

こういうものをさんざん放置したと言っていると言い過ぎになるか分からんですけど、現実にはやっていないわけです。これをもって次のJRの橋上化をやると言われたんですけど……。

〔「議長、携帯電話の音が聞こえるもんで、停止してもらえますか、一旦」の声あり〕

○5番（加藤明由君） すみませんが、議会規則でやじは禁止されておると思いますので、御遠慮いただきたいと思います。

〔「一度確認してください、議長」の声あり〕

○5番（加藤明由君） 続けていいですか。

○議長（大原 功君） 12時になりましたので、ここで暫時休憩して、再開は午後1時にします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤議員。

○5番（加藤明由君） 午前中に引き続きまして、多額の資金を要する事業が幾つか残っております、事実上もう二、三年も放ってあるような体育館の天井補修ですね、こういったものがある上に、JRの名鉄橋上化工事が始まりそうなのですが、今後の見通しでございます。

一般的に弥富市の場合、どのぐらい財政調整基金を持って、来年度どのぐらい財政調整基金が確保できそうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず、財政調整基金の適正な額というようなことですが、これは標準財政規模の10%である10億円以上は必要であると考えております。

次に、来年度予算に向けてという御質問でございますが、御指摘のように令和3年度の歳入予算につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、税収がどの程度なのか見通すことが現状難しくなっているようなところでございます。

そうした中、財政調整基金繰入金をどの程度見込んで令和3年度当初予算を編成していくかということでございますが、最低限10億円を確保できるよう現在事業の見直しを進めてお

るところでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 現状では、いつまでこのコロナの状況が続くのか全く見通しがついておりませんし、同じように来年度の歳入がどのくらい減ってくるのかも、恐らく確実な数字はつかめないと思います。

この状況で確かにどのくらいと言われても難しいと思うんですが、いずれにしましてもこの状況で多額の予算を要する事業が残っておりますので、今後この事業をどういうふうにするのか、市長さんにお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 財政調整基金の処分につきましては、地方財政法第4条の4の規定により、ただいま御指摘がありました他市の条例に規定されております内容が既に規定されておまして、そのような場合にしか処分することはできないこととなっております。市長の判断でどんなときでも処分できるものでは当然ございません。

また、財政調整基金の財源不足を補う際には歳出が伴うわけでございますが、それは予算の形で議会へ御提出させていただきますので、そちらのほうで内容も御審議いただきますようお願いを申し上げます。

また、新型コロナウイルスによる財政への影響でございますが、ちょっとこれは終息が見えないということでございます。市といたしまして、また私といたしましては、一日も早い終息を願っているところでございます。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 早いところこのコロナが何とかならないものかということは、皆様がお考えになっていることだと思います。経済も大変です。その中で大型事業が始まりそうでございますので、あくまでも市民サービスの低下とか、過去に積み残した事業を停滞させることなく行っていただくようお願いをいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩して、再開は午後1時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時04分 休憩

午後1時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） こんにちは。4番 堀岡でございます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

大きくは2点、1つ目にG I G Aスクール構想について、2つ目はコロナ禍における市民との協働についてでございます。

事例なども含めますので、ちょっと説明は長くなるかもしれませんがよろしくお願いたします。

少し前から、Society5.0という言葉をよく耳にします。Society1.0は狩猟の時代、2.0は農耕の時代、3.0は工業の時代、4.0は情報の時代、そして5.0は新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱をされました。

I o T、A I、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進んできており、我が国は少子高齢化など課題先進国として、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現を目指しております。

Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備に向けて、これまで以上に人間が中心の社会であり、読解力や考える力、対話し協働する力など人間としての強みを生かして、一人一人の多様な関心や能力を引き出すことが大切であり、これまでの日本の教育のよさを生かしつつ、A I、I o T等の革新的技術をはじめとするI C T等の活用による新たな教育の展開が不可欠と考えます。

国は当初、2023年をめどに進めるとしていたG I G Aスクール構想を前倒しし、今年度中にその環境整備を整えるとしております。これを受け、弥富市でも今定例会で補正が組まれております。

前倒しの理由は、新型コロナウイルス感染症の終息にめどが立たないため、今後も断続的に休校になる可能性があり、授業の遅延や子供たちの学力低下を防ぐためにも、遠隔で行うことができるオンライン授業の整備は非常に重要だからであります。場所を問わず受けることができるオンライン授業は、子供たちの教育の機会の損失を防ぎ、コロナ流行の下でも進級や進学をスムーズに進めるために役立つことが期待をされております。

昨年12月、文部科学省はG I G Aスクール構想を打ち出しております。子供たち一人一人のコンピューター端末と学校の高速大容量の通信ネットワークについては特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして整備をしていくこととされております。

また、昨年6月には学校教育の情報化の推進に関する法律が成立をし、国や自治体が学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に策定・実施をする責務が明確化をされました。

今や、仕事だけではなく日常生活を含めて、社会のあらゆる場所でI C Tの活用は当たり

前のものとなっており、Society5.0時代を生きていく子供たちにとって、ICTは切っても切り離せないものとなっております。

今年4月より、小学校から順次全面実施となっている新しい学習指導要領でも、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力とされており、ICTを適切に使いこなす力は、今や読み書きそろばんと同じ位置づけと言えます。弥富市も国からの財政支援を最大限に活用しながら、学校ICT環境整備を加速していくべきと考えます。

最初の質問ですが、GIGAスクール構想の事業概要と、市の整備状況及び今後の整備計画について伺います。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） GIGAスクール構想の事業概要としては、学校における高速大容量のネットワーク環境整備、義務教育段階において令和5年度までに全学年の児童・生徒が1人1台の端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休校が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、また今回のような事態にも対応可能な遠隔教育を加速していくことが急務となりました。現在は当初の計画を前倒しし、本年度中の整備完了となっております。

本市の整備状況といたしましては、校内LANの整備につきましては、年内に工事完了を予定しております。また、タブレット、大型電子黒板、書画カメラ等の整備は年度内に完成を予定しております。今後は、引き続き追加の機器の整備やソフト面の充実に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 御答弁いただきました。

補正で組まれているとおり、先ほども申し上げましたけれども、端末機とか通信環境整備は年内に整うと。年度内にはそういった端末機もそろうだろうと。ただ、弥富市のGIGAスクール構想としては、あくまでも端末環境整備をするにはこのコロナ禍において学習の遅延がならないように、それをオンラインも含めて一つの手段としてその環境を整えておくために、今回国のGIGAスクール構想でいう環境整備についての補正予算が組まれております。

そうしたら、弥富市のGIGAスクール構想は何年をめどに構築をされていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） 国が示しております当初の計画どおり、2023年、令和5年度での完了を目指したいと思っております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） せっかく端末も入りますし、それを活用はしながら着実に、今後の以下の質問にもつながってきますけれども、ソフト面でのいわゆる環境整備であるとかいうものに尽力をしていただきたいなと思います。

続けます。

次に、GIGAスクール構想の措置要件として、1人1台環境におけるICT活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画とあります。端末機や通信環境などのハードを整備することはあくまでも手段であり、それをいかに効果的に使い、子供たちの学びを豊かにしていくかが大切になると思います。そのためにも、教師がICTを活用して指導力を高めていかなければなりません。市としてはどのように取り組まれていくのか伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 弥富市では、平成28年度から教師力向上研修を行っております。講師には、その年度や学校ごとの課題を加味しながら指導をしていただくよう依頼しております。

ICTに関しましても同様に、各学校、教員に助言をしていただくようにしてまいります。また、教員同士の研修の場を設け、実践例を持ち寄り、情報共有を図り、教員の創意工夫を促します。

教育委員会といたしましても、現場の意見を聞きながら支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 続けて、聞いてまいります。

また、情報リテラシー教育の充実や有害情報対策は、学校だけではなく、地域全体で取り組んでいくべき課題と考えます。WHO（世界保健機関）は、オンラインゲームやテレビゲームのやり過ぎで日常生活ができなくなるゲーム障がい新たな病気に認定をいたしました。

さらに、昨年12月に結果が公表されましたOECDが実施した生徒の学習到達度調査2019では、我が国の学校の授業でのICTの利用時間が最下位である一方、学校外ではネット上のチャットやゲームを利用する頻度はOECD平均よりも高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、ICTをめぐる我が国の子供たちの現状と課題が浮かび上がるものであります。

ICTの活用には、よい側面だけではなく留意すべき点もございます。しかし、子供たちをICTから遠ざけるのではなく、ICTを正しく適切に使いこなしていくことができるよう、情報リテラシー教育の充実や有害情報対策などに取り組んでいくことが一層重要になる

と考えます。市としてどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） 情報活用能力である情報リテラシー教育や有害情報対策については、議員の御指摘にありますとおり、学校だけで対応しても限界があります。家庭との連携も必要と考えております。

今までも、携帯電話やスマホに潜む危険など、保護者や児童・生徒に対して各学校で講習の場を設けてまいりました。今後も継続していくよう働きかけてまいります。また、タブレットを活用した授業をしていく上で、より身近な課題として、実践を通して取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 御答弁いただいたんですけれども、よく、あれやったらあかん、これやったらあかんということの一つのルールとして、家庭でも子供さんに対してルール決めをされたりもするんですけれども、それはあくまでも正しいことがあって初めて悪いことというのがあるものですから、学校側も当然ですけれども、正しい使い方ということはこのICT教育の中で子供たちに育てていただく。あとは御家庭の御家族とも、こういうことやっているんだよ、学校はというところでの情報の共有ですよ。そういうことをやっていって理解を求めていただかないと、子供さんの家での、先ほどOECDの結果でもありますとおり、6月にも質問しましたが、なかなか自治体というのが電算としてのICTは使っているけれども、一つの機能としてのICTの利用というのは、このたびのオンライン申請でもそうですけれども、なかなか進んでいないというのが現状でして、学校教育でもようやく電子機器は使いますが、それが実際にICT教育の中のものなのか、ただ道具として使っているだけでは、先ほども申し上げたように意味もないものですから、いかに活用していくか。

その教育によって、子供たちが考える幅が広がるであるとか、また個別の特性なんかを生かしていくという教育につなげていくことだと学習指導要領にも書かれてあるとおり、そのことをやっぱり御家族ともしっかり共有をしていただいて、理解をしていただいて、リテラシー教育はリテラシー教育として進めていっていただきたいし、親御さん方も子供にあんなことやったらあかんと言いながら、そんな悪いところを見ているわけじゃないけれども、何か暇があったら触っていると、もう家族で今あんまりファミリーレストランとか行くことないですけど、よう食べに行ったりすると家族全員何か知らんけどスマホ触っているみたいな、会話のない状況でやっているところもよく見受けますので、そういう例えば場所をわかまえるであるとか、そういったことも常識として必要なんじゃないかなあ。

それは子供さんは親御さんを見て学ぶので、子供が触っていれば黙っているから安心と思われるかもしれませんが、そういう常識が低下していくことが、いつでも使っているいや

みたいな、暇があったら触っていていいんやみたいな。目も悪くなりますしね。最近近視の子が多いと聞きますので、やっぱりそういうことも注意していただいで、正しい使い方というのをしっかり啓発をしていただきたいなと思います。

では、続けます。

次に、昨年4月から、学習用デジタル教科書を読み書きに困難を抱えている子供たちが学校で必要に応じて使用ができる法改正が行われ、施行されております。

学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令によりますと、視覚障がい、発達障がい、その他の文部科学大臣の定める事由により、紙の教科書を使用して学習することが困難な児童・生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合となっております。弥富市におきましても、特別支援学級や通級指導教室に通われるお子さんが増加傾向にあると伺っております。

これからは、学校の情報化の推進で1人1台の端末ということですが、こうした児童・生徒にこそ優先をして学習用デジタル教科書が提供されるべきではないかと考えます。

そこで質問ですが、学習用デジタル教科書を導入した場合の教育的効果について、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） デジタル教科書については、今までは指導用デジタル教科書により、一斉授業の中で効果的に活用できる場面で使用してまいりました。タブレットが個別に配付され、また児童・生徒にデジタル教科書が導入されれば、今まで以上に一人一人の学習状況に応じた指導を行うことや、デジタル教科書の機能として文字等の拡大や音声読み上げ、動画やアニメーションの活用が可能となります。

また、一人一人の興味関心に応じて課題の追求がしやすくなり、一人一人が自分の学びを深める学習が進めやすくなると考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） そういう効果のある学習用のデジタル教科書でございますが、しっかり設定するのにもかなり時間もかかることだと思っておりますが、今現在、紙媒体の教科書で授業しにくい生徒さんいらっしゃいます。タブレットが早く入るということでしたら、そういった生徒さんを優先的に使えるように、またそういう配慮をしていただくことも大事じゃないかなあと思っています。

続けて、質問をさせていただきます。

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画では、4校に1校のICT支援員の配置目標水準が設けられております。GIGAスクール構想推進の中で、教諭負担軽減策としてICT支援員の必要性が増すものと考えられます。今後どのように取り組まれるのか、伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。



○教育部長（山下正巳君） ICT支援員とは、先生、児童・生徒へのICT教育支援、メンテナンス支援等を担う方で、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画においては、令和4年度までに4校に1人配置するよう示されております。

今後につきましては、計画にありますように配置に向けて学校と調整してまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） これまでちょっとGIGAスクール構想についても、本当にはしょって、部分的に質問をさせていただいたんですけど、まずはオンラインなんですけど、オンラインもいろいろ問題がございますよね。

私ごとですけれども、うちの息子も神戸の大学に行っているんですけど、実質今コロナの体制になる前にこちらに戻ってきて、ずっとオンラインの授業をされています。大学では、授業をするたびにアンケートを取って、どうだという形になっているんですけど、いわゆる一斉授業を講堂の中でやっているのか、パソコンの画面でやっているのかという違いであって、それは耐えられないですよ。2時間3時間、画面の正面を見て話を聞いているだけなんです、せいぜい1時間が限度。これを小学生、中学生にやるなんてとんでもない話だと思います。

当初の段階では、小・中学校では課題を出しながら、また動画などをしながら、必要なことは先生とオンラインでつながっているということなんです。その先進授業としてまた見ていただきたいなあと思うのは、当初4月から一斉休校になりましたけれども、いち早く取り組んでいたところが、東京都の町田市がすぐさまオンラインができた。ICTがそれまでかなり推進をされていたということもあって、御家庭の協力も得てすることができた。

その中で、今言ったようなオンライン教育での問題点、課題点ですよ、そういったことがあったんですけれども、そういうところが自治体がしっかり情報共有をして、ああ、こうなんだ、ああなんだというところで連携を取っていただければ、この環境整備を整えるみたいなことにもならなかったんじゃないかなあとは思いますが、ここでこの教育委員会の方がおっしゃっているのが、いわゆる大事なことは、学校が休みになろうが、休校になろうが、授業を継続していくのであれば、生徒さん同士のやっぱりコミュニケーションの場と先生との信頼関係は絶対築かないとならない。その道具として使うのがICTだけであって、教育の本質は変わらないんだと。そこをかなり強調されておっしゃっていましたので、まだ町田市、多分いろんなところで出てきますので、一つの事例として参考にもしていただきたいなあと思います。

その進め方にしまして、先ほどICT支援員のお話をさせていただいたんですが、これもちょっと一つ提案というか要望なんですけど、このGIGAスクール構想の展開になって、市としてかなり先進的に取り組んでいらっしゃるのがさいたま市、ひょっとしたら教育長の

辺り御存じかもしれませんけど。

まず、このすごいところは、ICT支援員の前にプロジェクトチームが立ち上がっています。これは産官学で立ち上がっています。要は民間から、はっきり言って自治体職員の中と教職員の中にICTにすごいスキルが高い方というのがたまたまいらっしゃればいいですけど、そうでない場合は、今コンサルタントとかシステムエンジニアとか、ほとんどの方がテレワークなんですよ。副業、兼業というのが可能になっている、そういう力をしっかり借りていただけたらな。

そういうことで、さいたま市としてはプロジェクトチームの一つのリーダーとして、民間のコンサルタントじゃないけれどもたけている方、それぞれ機器にたけている方、アプリケーションにたけている方、ソフトにたけている方、やっぱり学校側から教育に関してどういうふうな展開をしていったらいいのか、そういう方々がまずプロジェクトチームをつくって支援員の人材配置であるとか、具体的にやっぱり決めていらっしゃるというのがすごい参考になりました。

ここでも書かれていますけれども、本当にタブレットさえあって通信環境が整ったからと言って、ICT使っていますからICT教育です、これじゃないんですよ。先ほども申し上げましたとおり、あくまでも道具でございますので、教育の幅が広がる、ましてや先ほど言ったSociety5.0の時代に、グローバルに通用する人材を育てていくわけですから、教える側がまずその域を超さないと、これからのスタンダードですよと、読み書きそろばんと同等のものなんだというような意識で教育に関わっていただく。

僕ら言っているのは簡単ですけど、やるのは大変だと思いますけど。だけど、それを受ける子供さんたちが本当に楽しみになるような、海外ではオンラインって結構楽しくやっているんですよ。何でかなあと思うんですけど、その辺りというのはやっぱり日本の一斉教育というんですかね、先生がしゃべったら生徒黙らなあかんみたいな、何も言っちゃいかんみたいな、そういう何か暗黙の何かがはびこっているのかもしれませんが、分からんことは自由に聞ける。先ほども言いましたオンラインで言うならば、課題を出しても日中の時間を自分でそれぞれに予定を立てて、午後はこれをしてあれをして、それを先生が把握をしている。分からんことは先生にオンラインで常につながるみたいな、またメールでもつながるみたいな。グーグルミートとかいろんなものを使いながら常につながっている。だから、自宅におっても子供さん自身はそれを学習する生活の中の乱れないんですよ。自由にはできるんだけれども乱れない。そういうふうな、朝は1回だけ全員で朝礼みたいなのをして、あとは個別でやるみたいな。ずっと聞き続けているオンラインというのはイメージとしてありますけれども、それはちょっともうナンセンスかなあみたいに思います。

話さないかんことは話さないこととして話せばいいけれども、1時間も本当に子供さ

んたち聞けませんよ。僕らでも聞けませんよね。うちの党でも会議はオンラインでやったりもしますが、1時間聞いていたら半分ぐらい聞いていないかもしれない。それぐらい集中力が欠けてしまいますので、その辺もしっかり失敗談として加味して、今後必要であれば事業に生かしていただきたい。

先ほどのさいたま市のほうも記事になっています。すごい参考になりますので、本当は言いたいことは山ほどあるんですけど、次に進めないといけないので紹介だけしておきます。余計なお世話ですみません。

それでは、GIGAスクール構想は本当にこれから弥富市の中でプロジェクトチームをつくってでも、市長を中心に本当にどこにも負けない、これも子育てするなら弥富という中で一つの個性を発揮していただく構想となるようお願いいたします。

続けて質問します。

6月の全国的な緊急事態宣言の解除後、再び感染の拡大が続いており、市内でも感染事例が出ております。今後、コロナ感染の拡大により、学級閉鎖や休校となることが懸念をされております。その場合の基準、また学習継続計画について伺いたいと思います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） 愛知県発出の公立学校における新型コロナウイルス感染症の対策フローチャートによれば、現在、教職員、児童・生徒本人が患者となった場合、3日間の休業を行うことが原則であります。学校医や保健所と相談し、臨時休業の期間や規模についても相談してまいります。また、濃厚接触者がいない場合などは臨時休業しないことがあり、その状況に応じて判断をしております。

オンライン授業につきましては、現在環境整備が十分ではないので、オンラインで学習継続するにはまだ時間が必要でございます。短期の休業であれば、プリントやドリルなど課題を出して対応してまいります。

今後、大切なことは子供たちの学びの保障をすることであり、感染が拡大するようなことがあればオンライン授業も方法の一つですが、分散登校などで対応することも考えてまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） インフルエンザと同じようにクラスで何人か出たら閉鎖になるとか、そんなニュアンスでいいんですかね。そうじゃないんですか。そんな感じですか。ちょっと違うんですか。それは県のガイドラインに沿ったものだということなんですね。

ただ、この4月、5月、3月の末かな、からあったあれば、県から、国からの要請もあったということもありましたので、一斉休校になるような、社会は動いてますからね。しっかり感染予防に気をつけながら、継続をしていくことが大事だと思いますし、まずはうつらな

いこと、かからないこと。子供さんがどこから持ってくることはないんですよ。実際は親御さんがどこかでうつってきて子供にうつすというのが一番多いですんで、学校側からは親御さん、特に名古屋とか近郊、郊外に行かれる方がいらしたら、当然気をつけていらっしゃると思いますけど、そのまま意識を保持してもらって、子供さんに決して感染のないように。今後、これからインフルエンザもはやってきますけれども、同時に予防しながら、マスクと今の手洗い、うがい、密を避けるということをやっているれば、そうそううつらんとは思うんですが。

あとまた、継続学習についても、僕は先ほど部長がおっしゃったその形でもいいんじゃないかな。また、御家族にしっかり理解をしていただいて、何もオンラインがベストの方法じゃない。そこはもう十分に、今まで先ほども申し上げたとおりいろんなことがありますので。ただ、学校は休んでも、本当は先ほどのさいたまの中には書いてあったんですけど、その教育長の先生が、結局独自学習できる意欲が備わっているか備わっていないかというのは、学年、年によりけりなんですけれども、そこが醸成されていなかったなあというのを実感したとおっしゃいます。また、学校がこうやって思いでやっているんだということが、実は御家族のほうにしっかり伝わってなかったなあということもかなり反省材料とされておりました。PTAがあるんですけども、どこか形骸化していないか。

この第1波のときにも、PTAの中でオンライン学習について強く要望する親御さんもいらしたと思います。ただ、それは形上のものであって、授業継続という部分に関しては、教育長はすごい冷静に話されていましたが、どういうふうにしていくかというのは本当にやり方がいろいろあると思うんですよ。その中で、ICTも一つの道具なんだ、手段なんだという範疇で私はいいと思います。

ただ、環境整備については、6月議会のときに90%以上の家庭が通信環境があるということなので、本当にそれがいないところは分散登校してもらって学校でやるのもいいでしょうし、手だては打てると。その手だてだけは、もし休校となった場合に必要なものですから、決まってから慌ててやるんじゃないくて、こうなったときはこうするという一つの計画を、このコロナが終息するまではしっかり持ち続けておいていただきたいなと思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

全国的な感染拡大の中、やむなく中学生の広島研修が中止となりました。市の特徴ある教育の一つである平和学習は大変重要な機会であります。研修に代わる平和学習について何か計画をされておられるのか伺います。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） このコロナ禍において、広島研修については、新幹線での移動や施設を利用する際に密になる状況を回避することが難しいこと、また感染者が発生した場合、

宿泊地が遠隔地にあるため、その後の対応が難しくなることなどに鑑み、やむを得ず中止といたしました。

今後、学校の要望も考慮しながら、平和学習を進めていく予定でございます。代替案につきましては、各校で検討しております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） いろんなビジュアルがあるので見ることはできるんですけども、やっぱり現場に行く、肌で感じるものというのはすごい大事なものでして、私が中学生の修学旅行が実は広島と錦帯橋やったんですけど、1日目に原爆ドームと資料館、地元の方のお話を聞くという、まさに弥富でやっている平和学習の内容だったんですね。それがやっぱりずっと今も残っていますから。その残り続ける平和学習を今回どんな形でやるのか、現場に行けないけれども、何とか非核、非原爆と平和主義といいますか、そういった内容のものをしっかり心に残されるように努力をしていただくよう、これは要望をしておきます。

先ほどの町田市なんですけど、ここは4月からやっていると言いましたけど、オンライン関係のものを、今回研修も修学旅行もないのかな、そういったところで今、コロナ禍における児童・生徒さんが本当に気の毒だなあと思うんですけど、それに代わる何かをまた市長はきっと考えてくださっていると、考えていると言っていますので、何かとは聞きませんが、しっかりと対応をしていただくことをお願いいたします。

先ほどの町田市は、オンラインが最初に早かったということもあって、卒業式、入学式もオンラインでやったそうです。それができたということもすごいことだと思いますし、それに応じた御家庭の児童・生徒さんの親御さんというのもすごいなあと。意識がやっぱり学校側が変わっているから家庭も変わっちゃうんですね。だからと言って弥富市が悪いとは言いませんけど、変えるということはそういうことなんだと思います。

それでは、1題目のGIGAスクール構想については、先ほども申し上げましたスペシャリストを官民間問わず募集をしていただいて、この近隣自治体にも負けない弥富市としてのGIGAスクール構想を構築していただくことをしっかりお願いいたしまして、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染拡大で、自治会や町内会などの活動の自粛や縮小を余儀なくされております。弥富市でも、盆踊り大会や秋祭りなど様々な行事の中止が相次いでおります。回覧板での情報伝達や役員の会合といった日常的な活動についても回数を減らしたり、取りやめたりする動きが出ております。感染を防ぐ対策の難しさが大きな要因でございますが、加入率の低迷や活動の担い手不足といったコロナ以前からの課題が影響していることも否めません。

住民同士をつなぐ自治会活動の停滞は、支援を必要とする住民の孤立や地域の防災力低下

にもつながりかねません。コロナの終息後を見据えた自治体の在り方を考えていかなければなりません。

そんな中、他の自治体では、自治会などに向けて感染対策と住民活動を両立させるポイントを示し、新しい地域活動スタイルとして冊子にまとめたり、ホームページ等で掲載をしております。集会や総会の開催方法のほか、様々な催しについても形態別に対策事例を紹介しております。例えば、催しの実施に当たっては、飲食物の提供にはデリバリーサービスを利用する、野外イベントは密集を避けられるウオークラリーに変更するなどであります。集まり方を工夫すれば、催しの開催は可能と呼びかけております。例年の手法にこだわらず、行事を再点検して、コロナ禍でも住民同士が交流できる道を探っていくことも必要なのではと考えます。弥富市もホームページ等で掲載はしておりますが、具体性に乏しいように思います。

一方、自治会活動そのものにも見直す点はないでしょうか。コロナ禍は、自治体が抱える問題を浮き彫りにしたとも言えます。自治会や町内会は、住民の自由意思によって結成をされる任意の団体であり、加入の義務はございません。プライバシーが重視をされる現代社会の中、人間関係の希薄化、共同住宅の増加などで住民のつながりが減っていることや、加入にメリットを感じない人が増えていることなどを背景に、自治会離れが指摘をされております。加入義務はなくても、それは加入をしなくてもよいということではありません。分権時代は住民自治が主体であり、その最前線となるのが自治会・町内会であると思っております。

そういった背景とともに、それぞれの地域には様々な問題、課題がございます。こうした慣行の是非についても話し合いを深める好機でもあります。書面での意見交換やオンライン会議などを活用し、活動上の悩みや疑問を出し合うことが、住民の距離を近づけることもできるのではないかと考えます。

既に、新たな活動を模索する動きも出ております。一つ事例を紹介いたしますと、京都府長岡京市のマンション自治会は、無料通信アプリLINEを使った回覧板を作成し、行政の告知や催物の案内だけではなく、マスクや消毒液配付などの情報を伝えて、組織の活性化につなげているそうであります。6月議会で御紹介させていただきました神奈川県横浜市の「おたがいハマ」もその一つであります。

しかし、こうした他の区市町での自治会の活動は住民から見えにくいものであります。行政は積極的に情報を発信して、住民の活動を支えていかなければならないと考えます。

以上のことから、以下質問をしてみたいです。

コロナ禍で人との接触が制限をされる中、感染予防意識の共有は当然として、自粛からこうすればできるへの転換が必要と考えますが、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 新型コロナウイルスの感染拡大により、自治会・町内会をはじめ多くの自治会活動が中止や縮小を余儀なくされており、迷いや不安を抱えながら手探りで活動を進めてみえるのではないかと思います。

議員御紹介のように、ウイズコロナ社会においても地域活動への安心感と意欲を高めさせていただくため、新しい生活スタイルに即して、具体的で分かりやすい感染予防策や新たな方法、工夫した活動、支援策を掲載したリーフレットを作成し、広く発信、紹介する自治体もあります。

不要不急の行動の自粛や、3つの密の回避が求められることにより、互いの距離が離れがちですが、自治会・町内会内のつながりは守り続けなければなりません。そのために動くということも重要であります。先の見えないコロナ禍の中で、地域が動かなければ地域の活力も湧き上がってきません。議員の言われるように、これからはこうすればできるというような前向きな考えへの転換が必要であると考えます。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） そのとおりですよ。コロナに負けない、コロナと闘うということは、我々がもちろん感染しないことは当然ですけども、その中でいかにその生活を継続していくか、日常の通常生活はなかなか密ができない部分がありますけれども、それでも人とのコミュニケーションは絶やさないと、地域のことは地域で考えるということをしていくかという、新たな考え方を模索していかなければならない状況にあるかと思います。

市としてお願いなんですけれども、先ほど部長がおっしゃったように、またもちろんそれは市長の考え方であると思いますが、自治会活動がいかにできるのか。先ほどLINEでと長岡京市の御説明をしました。実は後で調べたら、やっておくことはめちゃめちゃいっぱいあります。回覧板だけじゃないです。要は、市との一つの連携の場として、今はどうでしょうね、一番SNSで皆さん普通に一般的に持っていらっしゃるのがLINEなんですよね。だから、県のコロナの情報もLINEで来ますよね。登録さえすればすぐ流れてきます。

そういった形で市民との協働というのは、自治会なくして僕はあり得んと思います。その辺りを市からあれしなさい、これしなさいと言うんじゃなくて、こんな方法もあるよと。これは6月にも言いましたけれども、こんな方法もやっている、こんなことやっているところもありますよと、こんなことやったらいかがですか。自治会には自治会で、今それぞれ課題がございます。どうしても中心者の方が高齢化をしていたり、担い手がなかったり、帰属意識が低下をしていたり、これはやっぱり皆さん、住んでいる方々が目的意識を失うから、目的意識をもう一遍考えないかんとしますよ、絶対ね。

実は、山梨県の総合研究所というところが、県内ですけど、自治会について、何のために

自治会はあるのか、自治会は必要か、自治会がないと不便なのだろうか、こういう大きな3つの目的の下にいろいろ調査をしたというような結果が出ています。

長いんですけど、最終的に、よく住みたいまち、住みたくないまちというのが出ていますよね、県でも市でも。これで住民の人たちが上位にあるのが、実は1位に来るのが治安です。2番に来るのが実は環境なんですよ。治安というのは警察というのがありますけど、防犯ということ言えば今自治会が担っていることです。環境に関しても、ごみの分別とか出し入れというのも、これも自治会が持っていることです。自治会が活性化しているところは、やっぱり結果的に住みたいまちなんですよ。ただ、そのお付き合いの仕方が義務的であったり強制的であったりしたら、もちろんそこには人は住まないですから、出ていっちゃいます。それができるところは、やっぱりコミュニケーション上手に取っていらっしゃるんだと思いますよ。そこに上手に自治体も絡んでいるんだと思いますよ。それをどういうふうにしていったらいいのか考えるのが、僕は自治体、市長以下我々も含めて、どういう提案をしていって、住民がどうやって暮らしやすいようにしたらいいのか。今のコロナ禍でもどうすれば楽しくやっていけるのかということを考えて、発信していかなきゃならない。それが今、たまたまコロナ禍でいろんな先進事例が出ていますので、ぜひ参考にして、また我々も提供もさせていただきますし、それを弥富市の皆さんで情報を共有したいと思います。次の質問にも係ることなんで、先にやっちゃいます。

住民同士をつなぐ自治会活動の停滞は、先ほども申し上げましたが、支援を必要とする住民の孤立や地域の防災力低下にもつながりかねません。コロナの終息後も見据えた今後の自治会の在り方、どのように関わっていくべきなのか、市の認識と見解を伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 自治会・町内会は、お祭りや清掃活動、防犯・防災などのコミュニティ活動を通じて住民間の交流、また仲間の輪を広げていくことによって地域力の向上を図ってきました。それが防災力の向上にもつながっていると思います。先の見えない状況が続くことにより、地域コミュニティの崩壊につながるのではないかと危惧されることが現状です。

しかしながら、自治会・町内会は、地域活動に大きな役割を果たすものと考えております。新しい生活様式が求められる今だからこそ、自治会・町内会の在り方や運用方法などを考える必要があると思います。

また、活動に当たりましては、これまでの中心的な役割を担い、長年活動をされてみえる会員の知識や経験と、若い世代の新しい発想が融合することが重要であると考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今、部長がおっしゃった最後の部分なんですけれども、特に長いこと



やってくださった知恵と若い方の融合なんですけど、これはお互いに譲り合う部分が必要になってきます。もしかしたら、新しいことをするためには今までの慣習であったり、それを一切やめてしまわなければならないということも実はあるんですね。そういうところを相互に理解し合えるような場にしないと。年長者の言うことを聞かなあかんということが、もちろん我々の世代でもありますけれども、だけれども未来のことを考えて、自治会というのは年を取っちゃいかんと思うんですよ、平均年齢は上がったとしてもね。そこにはやっぱりいろんな意味での総合的な理解が必要かなあ。そういったことも情報としては市から発信はしていただきたい。

ただ、お願いしたいのは、こうしなさい、ああしなさいは絶対やってほしくないんですよ。依存度が高まっちゃいますと、もう自治会ではなくなっちゃいます。やっている人たちが義務的になっちゃって、それこそもう続かないと思いますんで、追い風にはなっても、決してあれやれ、これやれとならんように気をつけていていただきたいなあと思います。

どうしても今、行政の下請みたいイメージを持っていらっしゃる方も多いです。でも、それは払拭しなきゃならないと思うんです。そうでないと自治会としてはならない。先ほども結果的に言いましたけれども、住みたいまち、住みたくないまちの結果はそういうことが出ています。自治会がそこに作用する部分というのは、僕大変大きいものだと思いますし、先ほども言いましたその分権時代で住民自治の中心はやっぱり住民ですので、その自治会というのはその最前線の最先端の組織ですんで、何とかそれを住民にも意識をしていただいてしっかり持っていただきたいなと思います。

そこで、この2つ目の質問が最後になりますけれども、今も言っているんですけど、コロナ禍で住民の交流を閉ざしてしまうのではなく、より深めていく契機としていくべきと考えます。自治会活動の支援のためにオンラインによる出前講座、紹介した事例も踏まえ、事例の紹介や市民からの情報提供を受け入れる、また情報を共有できる窓口、ポータルサイトなどの設置を含め、コロナ禍でもできる協働事業について、市の認識と見解を伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 地域において生き生きと生きる上では、人とのつながりは必要不可欠であります。コロナ禍の中、全国的には、それぞれの地域で地域住民のために新たな取組を進めている自治会もあります。そして、その取組を情報発信しているサイトも見受けられます。

また、地域や団体での新しい交流として、若い人たちを中心にメッセージングアプリやウェブ会議ツールを介して交流を図っているところもあるようです。コロナ禍の中でもオンラインを活用するなど、工夫次第でできることはたくさんあると思います。

また、自治会の活動ではありませんが、本市においては、福寿会による友愛活動や民生委

員による高齢者訪問をコロナ禍の中でも細心の注意を払った上で行っていただき、高齢の住民の孤立防止や地域のつながりの強化に御尽力いただいております。

協働とは、お互いをパートナーとして手を取り合うことであります。立場は違えど、地域の課題解決に向けて共に力を合わせて活動することであり、まちづくりの取組に不可欠なものとして唱えられている概念の一つであります。

コロナ禍が早く終息するのが第一ではありますが、停滞している自治会や地域活動状況を打開していくに当たり、市民等との協働や情報の共有が大変重要であると考えますので、市といたしましてもアンテナを高くして情報収集に努めてまいります。

そして、他の自治会・町内会の工夫を知ることで自分たちの活動を見直していくヒントとしていただくために、他自治会等の取り組みや活動状況を市ホームページ等で情報発信するとともに、他市を参考にチラシなどを作成し、新しい地域活動スタイルの紹介をしていきたいと考えます。

それとともに、行政に比べて小回りが利き、機動性に勝る自治会・町内会・ボランティア団体等とキャッチボールをしながら、明るい未来に向けてできることを一緒に考えていかなければならないと考えますので、よい御提案等がありましたら市民協働課まで御連絡をお願いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今のよい情報があったら市民協働課までお願いしますというのは、弥富市民におっしゃったんですね。私の質問のときのものは利用していただいていたと思います。

本当に今、部長おっしゃったとおり、そのツールとかそういったことと、先ほど言いましたオンラインによる出前講座、これが可能か可能でないかというのは、先ほども言いました学校でいうところのオンライン授業じゃないけれども、今一般の企業さんですとテレワークとか遠隔会議なんていうのは当たり前になっていますわ。それを自治会でやっているところもあります、若い世代の多いところなんかは。そういったことのやり方であるとか、そういったことも僕は情報として発信すべきだと思うんです。こうしたらできますよという一つの例ですよ。こういったことも積極的に、京都市がこのコロナ禍の中で割と早くみんなで作る新しい地域活動スタイルの事例というのを、ホームページ等で課長と答申のときに言っていましたけど、出ていたんですよ。これ、一番に行くんですよ、検索しても。コロナ禍での自治会活動なんて検索すると一番に来ます。こういうことが大事だと思うんですね。

あとは、本当に市民の中でもどうすればいいのか、こうしたい、ああしたいといういろいろ先進的な活動を思っている方もいます。市民の中では、このコロナ禍でも弥富市一体となって共有しようということで、マスクのプロジェクトなんかもそうですけれども、

そういう方をしっかり応援してあげてほしいなあと思いますし、ただ自立してやっておるものですから、あんまりあれもあれもといって手助けすることは必要ないと思うんですけど、何か協力はしていただきたいなあと思います。

8月の末に新聞等でちょっと出ましたけれども、コロナが今指定感染症の5段階あるうちの今2類相当というんで、これは入院であるとか就業の規制とかその範囲にありますけれども、それを要は緩和するみたいなことがニュースで出ました。各社一斉に報道されて、ほんまかいなと思って私もちょっと今、我が党の国会議員にも今尋ねているところですけど、そういう話題は上がっているんですけども決定ではないもんだから、それまではやっぱりしっかり3密を守るとともにかからない、うつさない、個人としての予防をしながら、いかに地域住民とのコミュニティを考えていくかということが、市民協働というのは先ほど部長がおっしゃったとおりなので、そこで市長に市民に対してコロナが大変ですけども、だけでも今回祭りも何もかもイベントも全部中止になりました。だけど、やっぱり6月議会でも言ったんですけど、これが終わった段階にはお祭りしようとか、今回ワークショップがオンラインで行われるのかな、市中心のやつかな。もうちょっと、そんなのばかりじゃなくて、いろんな企画が打てると思うんですよ。今回の質問に関してでも結構ですし、このコロナ禍の中でやっぱり市民の皆さんもかなり鬱憤がたまっている部分もございますので、市長としてこれをどうやって乗り切っていくのか。先ほどのGIGAスクール構想のことも含めて、市長の総括を一遍いただきたいなあと思います。よろしいですか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 堀岡議員からは様々な御質問をいただいたわけですが、弥富市が行いますアンケートの中でよくよくいただくのが、弥富市は情報発信能力が弱いんじゃないか、そんなことがあるわけですが。先ほど御提案ありましたLINEにつきましても、一度検討してまいりたいと思う次第でございます。今弥富市、ツイッターのほうはあるんですが、ツイッターってももとはつぶやきだというようなことがあるんですけど、決して弥富市つぶやいていないというようなことも聞いておりますものですから、それはそれとして、LINEのほうも活用できたらなあと思う次第でございます。

そしてまた、今年度からコミュニティのほうで必須としてごみゼロ、また一斉大掃除、そして防災訓練を必須とさせていただいておるんですが、そのほかの行事につきましてはそれぞれのコミュニティで独自性を持ってやってください。また、新たな事業も始めてくださいよというようなことをお願いしておった矢先のこのコロナ禍ということで、全てが中止になってしまっているわけですが、コミュニティと市が一体となり、コロナ禍が終わりましたら本当に元気な弥富市をつくってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） あくまでもコロナと闘うというのは、うつさない、うつらないということではなくて、その感染予防をしながら市の協働をいかに進めていくか、そういうことを市民とともに考えていく。日々の暮らし、かなり厳しいですよ。就労のことについては質問された議員もいらっしゃいましたが、現実そうだと思いますよ。そういったことも総合的にやり取りができるように、なかなか近所の人に相談することできんじゃないですか、今。相談する場所がないんですよ。そういったことも御相談受けますよみたいなことも、しっかり情報発信をしていく。先ほど市長がおっしゃったツイッターというのは登録していないと見られないということもありますもんですから、一番使っている今のSNSがLINEということであればそれでもいいんじゃないかなあとと思います。

いずれにしても、まだコロナ禍は続きますけれども、ウイズコロナですので、しっかり感染予防しながらいかに生活をしていくか、これが闘う、コロナに負けないということだと思いますので、しっかり共有をしてこれの乗り切っていきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 9番 加藤克之でございます。

通告に従いまして、2つの議題の質問をさせていただきます。

1つ目は今後の新しい防災意識の対策を、2つ目は先進防災都市公園の整備促進へという題目で質問させていただきます。

このながつきに入りまして、本日の秋の雨と秋の嵐、本日この時間になりまして少しは収まった天気具合でもございます。まだまだ猛暑が続く日々の中で、朝夕の涼しさをいただくこともまだ先かなあと感じる次第でございます。これもやはり地球温暖化の状況も加味することかなあとと思います。どうか、秋の夜長のいい天気には、秋の流れ星、また心のよりどころをつくっていただければと思う次第でございます。

今年はいろいろと変化の動きのある日々が続いております。3月議会でも言いましたが、洪水が起こり、また馬の背を分けるような地域事情、集中豪雨、そしてただただ起こり得るところはここではない、またこの場所かは言わなかった状況でございます。

でも、これは平素から先人や先輩や経験者の皆様方から話を聞き、これからの世代は素直

に聞く耳を持ちながら、よきまちづくりと新しい考え方、それを加えながら前へ進まなければならぬかなあと思う次第でございます。

そういう意味で、本日の2題の質問の中では、キーワードの言葉、新しきこと、そしてまた意識、そして促進、そういうのを含めながら一般質問をさせていただきます。

そしてまた、今年は令和2年、成人のお祝いも474名というお祝いできたわけですが、何とか来年も市長さん、分散化の方向で成人祝いも進めていただければ幸いかなあと思います。コロナ禍という中でも少しでも前へ進めていただければ、心と心の触れ合う顔があれば、同級生はうれしさをかみしめて、また頑張ろうという声もかけながら成人の祝いとなるかなあと思いますので、どうか一つの提案をさせていただきます。

そして、新型コロナウイルスも2月から始まり、異常気象、災害、洪水、地震と全国各地で見渡してみると、全ての自然の宿り、万物の動きが激しくなってきました。今後はさらに夏の暑さが増してくると思います。そういう意味で、少しずつ皆様に安心・安全の言霊を思い、新しい生活様式とともに育み、共に生き抜く、共に前向きに動き出していくことを先進的に進めなければならないと考えます。

災害地はまだまだ復興には至りません。平成23年東北、平成28年の熊本地震、平成30年広島県・岡山県・愛媛県と大きな災害被害を被ったわけであり、令和2年7月熊本豪雨も氾濫、決壊、被害は特に家屋の全半壊600棟以上、床上浸水5,700棟以上、8月11日現在状況でございます。今も避難所で約1,200人、17日現在です、在宅などでも約600人、11日現在でございます、避難生活を続けています。

今回は、さらにコロナ禍の中で感染対策もしなければなりません。備品費も対応していくことも必要となってきました。もう一度、手洗い、うがい、手指消毒の意識を持つことが重要であると考えます。

そこで、本市防災都市としても不安を安心して進めていく上で、自分たちの地域自主防災組織とともに、行政指導の下、全体連携を強固にして育むことと、これまでの防災対策の見直しを進め、新しい防災意識に向けて質問をさせていただきます。

まず初めに、日本全国各地における洪水対策を鑑み、これまでどのように学び、どのように分析をしてきましたか。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

毎年のように全国各地において、線状降水帯がもたらす豪雨災害が発生しております。今年の7月にも、日本付近に停滞した前線の影響で暖かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、九州北部地方を中心に広い範囲で大雨となり、中部地方では岐阜県、長野県でも大雨特別警報が発表されるなど、いっどこで豪雨が発生してもおかしくないと憂慮しております。

過去に被災があった市町村によりますと、急激に気象の変化があり、住民の避難行動をいつどのようなタイミングで起こしていくか、非常に難しい判断があると報告されております。

本市といたしましては、やはり気象庁をはじめ、国・県など各関係機関と連携し、情報収集をし、適時適切に避難情報を配信し、住民の皆様の避難行動につなげていくことが重要だと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 部長の言うとおりでと思います。非常に判断は難しいと思います。でも、皆様方の英知を絞っていただきまして、進めるべき行動と案内、情報共有をしていただきたいと思います。

次に移ります。住宅が半壊並びに倒壊した折に、仮設住宅をどこに設置するかどうか、お考えでしょうか。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

弥富市地域防災計画では、市は応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておくこととしております。

特に、災害救助法が適用された場合、災害発生後20日以内に着工し、できるだけ早期の完成が求められることから、市内の公園等を応急仮設住宅建設候補地として台帳に整備しております。

なお、愛知県と連携し、年1回応急仮設住宅建設候補地台帳と現状を確認しております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市内におかれまして、この仮設住宅もこのような造ることは非常によろしくないわけではございますけど、改めて21か所あるわけではございますけど、そういう意味で対応を県としっかりと今後も進めていただきたいなあと思います。

続きまして、全避難所における備品の確保は整っておりますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、備蓄計画に基づき、食料品、乾パン、アルファ米、クラッカー、えいようかん、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶、簡易トイレ、紙おむつなどの消耗品を備蓄しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク、消毒液などの備蓄も始めました。そのほかには、電子温度計、長期滞在用にワンタッチパーティション、段ボールベッドも今後配備する予定でございます。

しかしながら、備蓄品には数に限りがございますので、住民の皆様には日頃から自助において感染症対策用にマスク、消毒液も備蓄していただき、併せて特に自分の必要なものなどはふだんから身近に置いていただき、避難時には必ず持参していただくようお願いいたします。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 今までの備品類はこれまでどおりだと思いますが、コロナ禍でございますので、プラスワンの消毒液、マスク、そして自分に対する体の状況の中での対応策、例えば歯磨き粉とか歯ブラシとか、そういうことも大事なあとだと思いますので、いま一度3日分、それぞれの御家庭、御家族、友達、お話をする機会、この防災の長月ですから、鑑みていただきたいなあとと思う次第でございますので、そのようにまた、市では何度も話が出ている話なんで、たくさん耳にしていきたいと思います。

続いて、全避難所におかれましても、この新しい備品類の一覧表並びに掲示指導等はしてありますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

全ての避難所に備蓄品を含めた避難所情報を明記した避難所カルテを随時更新し、掲示しております。

また、日頃から非常配備の避難所担当職員に備蓄品の場所を把握させております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市の職員の方も、コロナ対策におかれましても避難所の担当職員さん、研修もしておられるというお話も聞いておりますので、部長、また防災課長さん、一生懸命職員さんやっておられて、動いてみえて、お話も聞かせていただきました。どうぞこれまで同様に、市民に寄り添って歩いて続けていただきたいと、そう思う次第でございます。そのことが皆さんにとって、市民にとってうれしい笑顔と喜びと、住んでいただける防災の弥富市となるとと思いますので、よろしく願いをいたします。

引き続き、生命に欠かせないお薬に対し、医師会との連携はできていますでしょうか。また、提携してもらえるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会と、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、平成24年7月5日に協定を締結いたしました。

医薬品及び医薬材料等は、弥富班の医師会や薬剤師会の代表に相談の上、弥富市が準備し、医師会はその確保に協力していただけます。医師会が医療救護班の派遣を行う場合には、可

能な限り保有する医薬品等を携行し活動に当たります。

また、薬剤師会とは、緊急の場合は薬剤師会が携行するものを含め、薬剤師会が供給するものを使用することができることとなっております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） やはり僕の質問で生命ですね、欠かせないものだと思います。少子高齢化という言葉の中でその対策、そしてまた安心感を与えるには、この薬も大事じゃなかろうかと思います。若い人でもお薬に頼りながら生命を守っておられる方も多いので、どうかこれまでと同様に、強いパイプを持っていただいで進めていただきたいなあと思う次第でございます。

続きまして、コロナ禍と熱中症に対する防災対応の在り方と進め方、どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、3密はどうしても避けなければなりません。避難所だけが安全な場所ではありませんので、自分の住んでいる場所が避難の必要がある場所か確認していただき、安全を確保できる場合には自宅の2階への避難、これを垂直避難と申しますが、することや、災害の危険のない親戚や友人・知人の家などへの避難、これを縁故避難と申しますが、こういったことも検討をお願いしたいと思います。

また、暑い時期には同時に熱中症対策も必要となりますので、小まめに水分を取っていただくなど呼びかけをまいります。

今後も県と連携を取りながら対応してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 熱中症は1時間に2回ぐらい水分補給をしてくださいというわけでございますので、いま一度声かけよろしくお願ひし、やはり自らは自らで守るということの意識も大事じゃなかろうかなあと思いますので、お願ひをいたします。

続いて関連で、特に高齢者に対して新しい市の施策、考え方をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今月9月から、従来の弥富市安全防災メールが受信できない、主に高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の方を対象に、電話、ファクスで災害時に避難情報、これは避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等でございますが、これらを発信し、災害時の早期の避難行動の支援を行ってまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。



○9番（加藤克之君） この9月からですけど、新聞にも三、四か月前に掲載されまして、しっかりとその対応を、新しいこれが政策の状況だと思いますので進めていただきたいなあと思います。

人助け、人思い、その中でも災害にはまたいろんな種類があると思います。先ほどの熱中症の質問の中でも部長が言ってもらいましたが、やはりこれから高齢者の方も、今日みたいな秋の嵐だと出ておっても避難所に行けない、そういうこともあるかなあと思いますし、やはり時と場合により、そして災害の種類により、高齢者の方はいま一度自己意識の上で自ら自宅の2階へ避難をするということをお話をするべきかなあと思います。

これだけ秋の嵐ですと、やはりもう垂直避難という言葉これから使っていくかなあと思いますが、高齢者に対して、そしてプラスコロナ対策という避難の中で、もう自宅の2階で高齢者の方は避難を進めてお話もしていいんじゃないかなあ、市長、副市長、部長にお話を進めていきます。

また、そのような段階で努めなければならない状況は必ずやいつか起きてきます。でも、防災都市としての弥富市として一つ前を進む上では、こういう考え方も必要じゃないかなあと思いますので、要望をしておきます。

次に移ります。防災同報無線の活用と伝達、市民の周知方法の進め方をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市の防災同報無線は、主に防災行政用という趣旨にのっとり、防災・災害情報に係るものに限り放送をいたしております。

過去には熱中症対策の放送をしたこともございますが、毎日のように熱中症について新聞、テレビなどで報道され、定着したことから、現在は放送をしておりません。

今後も住民の皆様の生命を守るために、避難勧告等の災害緊急情報につきましては迅速に発信していくよう努めてまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 防災に対する同報無線ですから、基本的なことはそれだと思いますが、今年のような暑い対策のときに、これまでも熱中症のアラートが出たときに放送もしてみえる状況もお伺いいたしましたが、これも本来は今年の夏もやってもらってもいいかなあと思ったんですけど、あえて質問させていただいたんですけど、市民の方のお話があれば控えるべきところは控えないといけないのかなあと思います。

何せ同報無線についてはいろいろな御意見を部長も聞いておられると思いますので、ここは省かせていただきますので、今後もやはり同報無線としての役割、活用、しっかりと進めていただきたいと思います。

次に移ります。避難所での感染リスクを避ける運営の仕方をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、7月28日に総合社会教育センターにおいて、感染防止対策専門職の指導の下、避難所担当職員にコロナ禍やウイルス感染症対策の講義及び演習を受けさせました。今後の避難所運営の際には、避難所担当職員及び避難所運営委員会用にフェースシールドや手袋などを準備いたしました。

また、住民の皆様には、避難所に避難する際には必ずマスクをしていただくこと、検温をしていただくことなど健康状態の確認をお願いし、避難所内での感染拡大を防止するため、避難所を開設した際は、1点目、受付で体温の申告、2点目、うがい、手洗い、せきエチケットの徹底、3点目、避難者同士の間隔を空ける、4点目、定期的に検温、室内の換気、消毒を行ってまいります。

さらに、既存の避難所の避難スペースの見直しや、先ほど御答弁いたしましたワンタッチパーティションなどを配備してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 当然のごとく、感染リスクを避けるための方法としては、今できることはこの状態だと思います。当然、昨日からのテレビを見ておられたら、鹿児島から沖縄から宮崎から、本当に避難所の方たちは少人数、50人のところを25人ということもあるわけですし、これが新しい防災意識の感覚だと思いますよね。ですから、その中での対応策が何ができるか、必要なものは何か。先ほどの答弁何度もありましたけど、ワンタッチパーティション、当然のごとく段ボールでのベッドと、これは新しい設備はしっかりと早めに整えていただきたいと思います。そういう運びで進めさせていただきたいと強く思います。

次に、新しい防災意識の取組をマニュアル化して、市民への周知方法をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策は、7月及び今月9月の広報「やとみ」に特集として掲載をし、同様に市ホームページに掲載しております。今後も住民の皆様にご周知していただく予定でございます。

また、避難所担当職員や避難所運営委員会用に簡易的な対応マニュアルを作成し、実際に避難所運営ができるよう取組を強化してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 何せ周知方法は、今ある市のホームページ、また住民への周知、取組、そしてまた市の職員さん、そしてまた避難運営委員会、しっかりと研修もマニュアルもつく

っていただいていると思いますので、どうかよい状況の中で進めていただいて、しっかりと市民へのマニュアル化を進めていただきたいと思います。

やはり、市の職員もその自分の責務が皆さんに、市民に与えることがやはり職務としてうれしい姿だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

次に質問を移らせていただきます。県として活動拠点の取組にお伺いを中心にさせていただきます。

これより、愛知県と弥富市における活動拠点の質問でございますけど、まず分かりやすく1つ目をさせていただきます。取組の状況の内容をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

県は、広域圏単位の活動を図るために、円滑に国等からの区域的な応援を受けることができるよう、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結・集積に必要となるため、海南こどもの国を地域防災活動の拠点としております。

また、平成27年、ゼロメートル地帯において迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための防災活動拠点を県内4か所確保する方針を決定し、まず1か所目は愛西市の旧永和荘跡地に防災拠点を整備し、令和4年運用開始を目指しております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） まずは県内4か所という中で、もう早々令和4年に隣のまち愛西市のところに防災拠点が整備をされるわけでございます。当然、弥富市もやっていかなければなりませんので、このまま県とも寄り添って進めていただき、そして次の質問は、市としての活動拠点の方法をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

東日本大震災以前は、広域的活動拠点として、関係機関が空路、陸路で活動できるスペースとして、文化広場市民グラウンド、子宝グラウンド、上野グラウンドを指定しておりました。

平成24年以降は、津波浸水を考慮し、空路に重点を置き、標高の高い上野グラウンドと、現在県に整備を要望しております海南こどもの国を広域的活動拠点として位置づけをし、文化広場市民グラウンド、子宝グラウンドにつきましては、浸水していない場合、または水が引いた後に補完的に利用する広域的活動拠点という位置づけを考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 我がまちとしての取組は、文化広場市民グラウンド、子宝グラウンド、上野グラウンド、当然のごとく海南こどもの国というわけでございます。確認をしながらし

っかりと対応をしていただく。ただ24年以降浸水がありましたから、我らのまちの土地の状況を鑑みて、そういう対策をしていくというわけでございます。でも、どちらが来ても4つの地域はそういう対策の拠点として今後進めていくということによろしいですね。

次に、一年中の季節を通して住民が過ごす上では、活動拠点はその名目になってはいますが、その活動拠点の内容の事分けのお伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

基本的に災害時に関係機関が広域活動の支援を行うために使用する目的としておりますので、そうした認識をしていただくだけで通常時、住民の皆様の利用の制限、不都合があるものではございません。

防災活動拠点の活動内容は、大規模な災害が発生し、他市町村等からの広域的な応援を受ける場合に、まずは人命を第一に、救出活動の拠点としてヘリコプターの離発着場や救出・救助ボートの船着場など、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援隊等の展開及び宿営の拠点となります。

特に東日本大震災以降は、広い敷地面積の確保とともに、本市の場合は海拔ゼロメートル以下の地域ですので、浸水しないことが防災活動拠点の前提となっております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 先ほどのお話と同じですね、浸水ですね。異常気象、ゲリラ豪雨、その辺が一番の浸水状況にならないことが前提。そしてヘリコプター、いよいよヘリコプターというような状況になりました。救出・救助ボート、本当に伊勢湾台風を顧みる状況の経験でございます。やはりそういうときには、ボートが伊勢湾台風のときは活躍をしたわけでございます。昭和34年9月26日、我らは次の世代に言霊を伝えないといけない、そういう意味でこれから浸水しないための方法も考えていく、かさ上げをしていく。皆さん方分かっておられますので進めていただきたいと思います。

その中で、4つの地域が活動拠点で名前が上がっておりました。1つの拠点でお話を、お願い事をしていきたいと思っております。

現在、県の資料によりますと、候補検討地区の評価資料27地区に子宝グラウンドが活動拠点の看板が設置してありますが、その中にこの子宝グラウンドが入っていません。どのようなお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘のありました候補地検討の評価資料の27地区の拠点とは、基幹的広域防災拠点のことで、条件の一つに被災当初段階からヘリコプター等航空機の大量集中運用が必要とありま

して、子宝グラウンドの周辺は高圧鉄塔があり、発災当初の段階からヘリコプター等の運用に不向きであるとして、県の基幹的広域防災拠点の候補地から外れております。

本市といたしましては、海南こどもの国の整備後の補完的な役割として活用してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） ヘリコプターの場所、子宝グラウンド、難しいというわけでございます。その中でも違う対策で子宝グラウンドはしなければならないと思いますので、その旨について御質問をさせていただきます。

当市としても、子宝グラウンドを含みながら、さらに活動拠点を拡大していく必要があるかと思っております。県への要望として進め方をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市といたしましては、浸水時にも活用できるゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点として、木曾川下流域のもう一か所として海南こどもの国の選定を要望しており、選定後は、南海トラフ地震の津波等によって広範囲が浸水した状況において、周辺市町村の防災拠点として、ヘリコプターやボートによる救出活動の最前線拠点として、ヘリコプターの離発着場や救出・救助ボートの船着場、防災倉庫の整備を要望してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市としても、海南こどもの国はまずは第一優先に進めていくというわけでございます、活動拠点は。また、国のほうでも地域防災拠点の整備も事業費として入っております。そういう意味で、市長には大変御足労をかけて前へ進んでいただきたいので、国との連携を保つためにも、この地域防災拠点整備費、海南こどもの国はまず一番、次が十四山地区で子宝、また栄南地区、大藤地区、白鳥地区、弥生地区、それから日の出学区と、そのような形でやはり一つ一つできることからまた地域の土地の利用、進められるところからそういうような拡大も考えていくべきかなあと思っております。

土地の利用を大変な方もおられるかと思っております、今後は。そういう意味で新しい土地の使い道、そういうことも国からの補助を頂きながら整備をしていく、これも大事なかなあと思っております。

今年度はこちらの隣の県ですけど、三重県の鈴鹿市が防災拠点の整備費で事業費をもらっていき状況です。ほか3地区ももらっている都道府県があるわけでございますが、そういう意味で弥富市として産声を上げることが大事じゃないかなあと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

活動拠点として使用するのであれば、やはり模擬訓練、また市民の方へのPR、県主導の

下、実施していくべきでないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

県は、ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点の確保及び運用に関する検討会を開催し、これまでは木曾三川下流域の2か所、西三河南部地域、東三河南部地域で各1か所の合計4か所を確保することを目的に検討しておりましたが、今後は木曾三川下流域の愛西市の防災活動拠点の運用について、本格的に検討を進めてまいります。

また、地域ごとの運用マニュアルを県、関係市町村、関係機関と作成予定でございます。

今後、愛西市の広域防災活動拠点の整備後は、県と海部地区の市町村と連携し、模擬訓練等を行えるよう提案してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） やっぱり訓練をすることも大事でございます。毎年毎年、私らのまちも地域の方々、そしてまた市を挙げて訓練はしているわけでございますので、共に愛西市の方と、また県と海部津島関係の皆様方とお話を共有していただいて取り計らい、進めていただきたいと思っております。

現状、活動拠点として使用するのであれば、やはり一つのまちの中でこの質問は子宝グラウンドを指します。子宝グラウンドの中で電源と照明の確保、そしてトイレの清らかさを求めますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたが、浸水時にも活用できるゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点として海南こどもの国に、周辺市町村の防災拠点として、ヘリコプターやボートによる救出活動の最前線拠点として、ヘリコプターの離発着場や救出・救助ボートの船着場、防災倉庫、照明、トイレの整備等要望しております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 海南こどもの国はもうこれだけ整備をしてお願いをして、引き続いてすみません、子宝グラウンド、照明、トイレの整備、お願いしたいなあと思っておりますので、たくさん人が集まったときにトイレというのは非常に重要なポイントだと思います。それから停電があった場合、平素から電源、照明確保、大事だと思います。生活に密着したこの停電は、三、四年前ですか、又八地域、あちらのほうで停電で大変だったと思います。そういう意味で十四山の地域も停電があったときに一つの活動拠点という名目になっておるわけですから、そこの運びを考えて次の要望としてお願いをしておきます。

そして、一番これから避難所でお願いをする中でも大変なことだと思いますけど、小学校、

中学校の体育館への冷暖房の設置、これについてのお願い事は2年前もしました。あえて今日もします。小学校、中学校、避難所、体育館、冷暖房の設置促進、考え、動き、どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） 小・中学校の体育館が避難所に指定されていることは認識しております。

学校教育においては、長寿命化改良工事をはじめとする大型の工事計画が実行されております。まずは限られた予算の中で、将来への大きな事業を進めさせていただきたいと思しますので、現在体育館へのエアコンの設置計画はございません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 分かるお答えでございますので、非常に難しく部長もお答えをいただいたと思います。

一つ、やはりこの市役所も出来上がりまして、緊急防災・減災事業債制度が国には内閣府であります。ですから、ひとつこちらのほうも前向きにお話を市長は進めていただいて、少しでも地域の環境がほかのまちと弥富市は前へ進んでいるということを位置づけを考えた上では、国の内閣府から財源をお願いするのもすべだと思しますので、要望とお話をさせていただきます。

以上、このような新しい防災の取組の中で、最後にこの質問の市長の見解をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点の確保及び運用に関する検討会とは、平成26年に公表しました南海トラフ地震に係る愛知県独自の被害予測調査の結果、いわゆるゼロメートル地帯において浸水により既存の防災活動拠点が使用できなくなる可能性が出てきたことから、浸水時にも活用できる防災活動拠点を確保するために設置されたものでございます。

先ほどの答弁でもございましたが、県内に計4か所を確保することでゼロメートル地帯の防災活動拠点を確保し、災害時に迅速な対応ができるよう検討しております。

愛西市の防災活動拠点が昨年度、敷地構造、地盤改良工事を終え、本年度は盛土の養生を行うとともに、上屋の設計を進めていただいており、来年度供用開始に向けた防災活動拠点の運用について、県と海部地区の市町村と連携し、しっかりと進めてまいります。

また、年間50万人以上の利用者があります海南こどもの国が、木曾三川下流域もう一か所の防災活動拠点として選定されるよう、積極的に県へ要望してまいります。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市長の言うとおりでと思います。自分たちでやっていこうというまちづくりの中で、海南こどもの国をまず第一にということで、意思の疎通と意識を持った発言でありありがとうございます。このまま進めていただきたいと思いますので、要望としてお願いをする次第でございます。

引き続き、2番目の質問に移らせていただきます。

先進防災都市の公園、また並びに機能整備についての促進の質問でございます。

地域におかれましては、治安や防犯面からも考え、過ごす上でも、地域住民が一安心という身近で災害対応ができることが当市公園だと考えられます。市内には多くの公園や狭い公園と規模は様々でございます。でも、そこには自主防災倉庫が設置されたり、そしてだからこその地域の安心・安全の活動拠点となる場所の位置づけの公園であると鑑みます。

これからの公園は、緑地整備の事業はもとより、地域住民の生活に潤いやゆとりをつくり出すとともに、自然環境を維持しながら生活環境を改善する効果を考慮に進めていくことが必要でございます。また、災害時においては、避難場所や救出・救助活動拠点として、地域住民の安全・安心を確保していくことも重要です。

一般的に公園緑地の役割は、レクリエーション機能や景観形成機能として利用効果という4文字、そして都市環境保全機能や防災機能としての存在効果、この4文字があります。

我が国では、これまで度重なる大災害により様々な被害をもたらすごとに災害から得られた教訓を踏まえ、対策が強化されてまいりました。近年において、都市部や市街化の大きな被害をもたらす災害が起きており、公園が一時的な避難場所や復旧・復興のための活動拠点として大きな役割を果たすと思います。

政府では、平成26年6月、人命の保護、被害の最小化の迅速な復旧・復興に向けて、この心持の理念として国土強靱化基本計画を閣議決定しております。大規模自然災害等に対する防災・減災に取り組む上では、この国土交通省の公園緑地の防災・減災機能の向上について政策として取り上げ、防災地域の計画をもって位置づけとしているものでございます。

この国と地域との、弥富市との連携の中での方向性を見据えながら、質問をさせていただきます。

当市におかれましても、令和2年4月からは都市整備課一本化になりまして進めていただいております。都市整備課長も大変な状況だと思いますが、しっかりとした心持ちでこれからも歩んでいただきたく、質問をさせていただきます。

まず1つ目、市内公園を先進防災公園として毎年整備していく考え、動きはどうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 梅田都市整備課長。

○都市整備課長（梅田英明君） 御答弁申し上げます。



昨年9月議会においても同様の質問をいただきましたが、現在市が管理しております公園のうち、防災公園として有効に活用できる2ヘクタール以上の規模の公園がございません。したがって、既設の公園を先進防災公園としての整備は考えておりません。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 前回は質問させていただいて、改めて確認の質問でございました。

次に、防災機能を設置する公園をこれからの促進として進めていただく考えをお伺いいたします。お答え願います。

○議長（大原 功君） 都市整備課長。

○都市整備課長（梅田英明君） 御答弁申し上げます。

公園は応急仮設住宅の建設候補地となっていることから、議員の御提案の防災機能を備えた施設については設置も可能と思われますので、施設の更新時に計画してまいります。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） できるだけ防災機能、できることから、そして今あるその公園を美しく清らかに、そしてまた過ごしやすく潤いを与える、そんなような運びで、ソーラー照明灯とかかまどベンチとかやれること、地域の要望、自主防災の要望に取り組んでいただいて、いい運びを地域に還元していただきたいなあと思いますので進めていただきたい、そういうふうに思います。

この最後の質問ですけど、おみよし松周辺のテニスコート並びに防災機能型整備についての促進の考えをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 都市整備課長。

○都市整備課長（梅田英明君） 御答弁申し上げます。

おみよし松の北側にあります旧テニスコート地につきましては、現在、歴史民俗資料館の管理となっておりますが、使用しておりません。

こちらにつきましても、面積が狭小のため、防災公園には適さないと考えています。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 非常におみよし松のテニスコート、せっかくテニス大会もやっておられて、練習もあそこでやっておられる方もおられますし、そしてまた地域住民におかれましては、特に平島なんですけど、日の出小学校は防災拠点にきちとなっているんですけど、やはり人口密度が多い地域ですから、一つの方向性で考え方を持っていて、新たに新しいまちをつくっていく上では大事なことだと思います。

ですから、大変難しいかもしれないですけど、やはり昔は弥富中学校だったと。そしてまた、テニス部をやっておられた先輩の皆さん方がおられるわけでございますし、やはりそれを今残して新しい形に、新しい考え方にさぞ、してあげることは、もっと住民やテニスの大

会に来ていただいている皆様方が非常に喜ばしい地域だなあと思うと思うんですよね。

ですから、無理なことを前に進めることが、やはり行政という文字のごとく政が行くという事で、いい方向に行くことが地域は喜ぶと思うんですよ。そうすると、大人も子供もテニスはやっておられますし、その整備をどうかしていただく一つの提案として、ソーラー照明灯もつけていただく、そしてまたかまどベンチもつけていただいて、そしてまた防災のパーゴラもつけていただければ、休憩場所にもなり、散歩コースにもなり、また練習する方も座れて、監督さん、コーチさんも見るができる。やはり一つの頭に置いていただくまちの拠点としてつくり上げることも大事じゃないかなあと思います。

そうすることによって、弥富市が防災プラスアルファ健康、そういうような一つの目安のおみよし松がさらに地域の活性化になると思うんですよね。難しいことだけど、一度考えて進めていただく。これが新しい整備と新しい考えと意識を持っていただく。そういうことによって、内閣も政府もしっかりとした緊急時における、当然そこにはまた水も必要なんですよ。もう一つ忘れましたが、すみません。お手洗いはあそのテニスコートのところにはついていきますので、お手洗いは何とかいいと思うんですけど、水の確保がないと思いますんで、やはり公園といえはそういう生活水も必要でございます。その中でも、国のほうは緊急時の給水拠点確保事業費がございます。また、震災に強いまちづくり事業の推進の費用もあります。

どうかそういうようなことも含めながら、厳しい財源の中でというんじゃなくて、新しく生み出す財源方法も考えていけば、まちはよくなるかなあ、ということだと思しますので、一つだけの予算ではなくどちらからも、右からも左からも前から後ろからも、そのような円満なる財源がもらえたら、ぐるぐる財源は回るわけです。そうすることによって、まちが発展力をつけるわけだと思しますので、たくさんこのテニスコートについてお話ししましたが、何か進めるような話を考えていただきたいと思ひます。

最後になりますけど、防災都市公園の整備、機能型を進めながら、市長の見解をお伺ひいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 都市公園の効果には、先ほど議員からもお話がございましたが、一般的に存在効果と利用効果とに大別されます。存在効果には防災効果の側面もあり、大規模地震時の避難地の機能を備えております。

先ほども担当が答弁いたしました。市でも一時避難所として複数の都市公園を指定しておりますので、ソーラー照明灯の防災機能を持った施設の設置については、施設更新時には計画してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市長の言うとおりで、ソーラー照明灯できることからやっただいて、しっかりとこれから夏は暑い、まだまだ長月も暑い、下手したら皆さん10月の暑さも感じておられると思います。ですから、一番自然の万物を上手に使えることはソーラー照明灯かなあと確かに思いますので、地域に合わせた対策と要望と事の凶りの進め方をさせていただきたいとして、強く要望のお話を申し上げながら、私の一般質問を事納めさせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩して、再開は午後3時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時08分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

私からは、大きく分けて2題、障がい者グループホームと空き家対策についてお伺いいたします。

まずは、障がい者グループホームの進捗状況について伺います。

過去に炭竈前議員が何度か議会でも取り上げ、前市長も熱心に取り組んでくださいました障がい者グループホームの建設整備、その建物が中山地内に今年度建設されました。建物が出来上がったおかげか、私のほうにも問合せがよく来るようになりましたので、今回の一般質問で取り上げさせていただきます。

第5期障がい福祉計画において、グループホーム等の確保が施策として示されています。そこには障がいのある人の地域での自立生活に向けて、関係機関やサービス事業所と連携し、グループホーム等の暮らしの場の確保に努めます。特に、障がい者団体等のヒアリングでグループホームの不足を訴える意見が多いことから、社会福祉法人をはじめとした民間活力を支援することにより確保に努めます。また、平成32年度までに1事業所を新たに開所予定だと述べられております。

そこで、グループホーム等居住支援サービスの充実に向けたここまでの動きをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 本市の障がい者グループホーム等の支援経過でございますが、平成27年2月に心身障がい児者父母の会（ひまわり会）さんと懇談会を

開催しました。

その中で、親亡き後の我が子の将来を心配される親御さんからの強い要望を受け、平成27年度スタートの第4期障がい福祉計画にグループホームの確保に努めると明記をいたしました。

また、海部南部障害者自立支援協議会においても地域の重要課題として取り上げ、プロジェクトチームを立ち上げ、グループホームの必要性について検討しました。その後、社会福祉法人弥富福祉会が市内の実情を御理解いただき、グループホームを建設されることとなりました。

弥富福祉会は、特別養護老人ホーム輪中の郷を29年間にわたり運営され、長年培ってこられた信用と実績により、輪中の郷の隣に建設計画が進められ、本年1月に着工し、6月に障がい者グループホーム「わじゅうの家 結い」が完成したところでございます。

現在は利用者募集要項の整備や職員の確保など、開所に向けた準備を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 当事者からの要望、ヒアリングを受けて、第4期障がい福祉計画を経てプロジェクトチームを立ち上げ、第5期福祉計画で具体的に言及し、この施設整備に御尽力いただいた皆様に敬意と感謝を申し上げます。一つ一つ積み上げてきた結果だと思います。

しかし、建設が目的ではありません。暮らしの場の確保が求められていますので、これから開所に向けた動きがなければなりません。いつから入所することができるのか、皆さん気にされています。この中山地内に建設された障がい者グループホームは、いつ開所予定でしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） ここからは、輪中の郷さんのほうにお聞きした内容でお答えさせていただきます。

開所予定につきましては、職員の採用と研修を経て、今年度中の開所を予定しているとお聞きしております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） では、入所者の定員は何名でしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 入所者の定員につきましては、10名とのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 入所者の募集開始はいつからになるでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 入所者の募集開始日につきましては、現在検討中とのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 入所者の要件をこれからお伺いいたします。

障がい種別の枠はあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 現時点での募集要項案によりますと、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている市内在住の18歳以上の方で、伝染性疾患、たんの吸引、注射や点滴などの医療行為を常時必要としない方で、就労や就労継続支援等の日中活動の支援サービスを利用している方が対象となるとのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているということで、精神保健福祉手帳の交付を受けている、いわゆる精神障がい者はこの募集要項には入っていないということですね。

障がいに応じた医療体制は整っているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 病気の治療については、基本的にはかかりつけ医を受診していただくとのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 医療行為を常時必要としない方が先ほど伺った入所要件になっておりますので、かかりつけ医に見てもらおうということだと思います。

それでは、入所に関しての年齢制限はあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 18歳以上の方とのごとでございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 下限が18歳以上ということで、上限はないと認識しておきます。

入所に関して、男女の割合はあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 1人ずつの個室で、男性5名、女性5名の半々の割合とのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） グループホームをお探しの方は、弥富市内外にお見えになるとお聞きします。今回の募集地域に指定はあるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 原則として、弥富市内在住者に限るとのことです。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 施設を開所するに当たり、職員がそろっていなければ利用者さんを受け入れることができません。職員の確保状況は、どのようなめどになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 職員につきましては、現在ハローワーク津島で募集をかけてみえるとのことでした。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 第5期障がい福祉計画では今年度中の開所予定となっておりますので、今年度中に開所できるよう連携を取って取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、今年度中の開所ということでしたが、具体的にいつ開所か分かりませんが、開所前に利用を検討される方向けに見学の機会を設けるのが一般的だと思います。内覧会や見学会等は開催するのでしょうか。また、周知の方法をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 内覧会については、コロナ禍でございますので開催せず、見学のみ随時対応されるとのことでした。見学を希望される方は、弥富福祉会へ直接お問い合わせいただきたいと思います。

なお、入居の案内につきましては、今後弥富市のホームページ等に掲載させていただく予定でございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 団体等に所属されている方などは情報が入ってくると思いますが、それ以外で求めている方にも情報が抜けることなく届くようお願いいたします。

先ほど、定員は10名と御答弁いただきましたが、平成30年12月議会において、入所希望者の待機数は47名であると御答弁されております。すぐにでも必要性を感じている方、ある程度の将来を見据えて必要と感じている方、様々いるかと思いますが、このような方のニーズに応えるために、今後の方向性や第6期障がい福祉計画に向けてのお考えがございましたらお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 障がい者グループホームの充足率はまだまだ低い状況でありますので、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、関係機関やサービス事業所と協力し、引き続きグループホームなどの支援をして

いく必要があると考えます。

また、今年6月に実施しました第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定に向けたアンケート調査の結果や、福祉団体の方々とのヒアリングでの御意見を基に、障がい者計画策定委員会の中でその内容を計画に反映できるよう、具体的な数値目標を掲げてグループホームの確保に取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 障がい福祉計画に目標を示したり、アンケート、ヒアリングでの意見に耳を傾けていただいた結果、今回このように進んできたのだと思います。

今年度、第6期障がい福祉計画が作成されます。その中で、アンケート、ヒアリングを行っているかと思いますが、それらを有意義なものにしていくためにも、引き続きグループホームの確保をはじめ福祉の充実を進めていただくことに期待して、次に質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、空き家対策の現状と今後とは題して質問させていただきます。

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、翌年5月に施行となり、本格的な空き家等対策の法的枠組みが構築されました。そのような状況も受け、令和元年10月には、弥富市においても弥富市空家等対策計画を策定し、空き家対策の方向性が示されました。

そこでお伺いいたします。

市内の空き家、危険家屋の現状の件数はどのくらいになるのでしょうか。市街化区域と調整区域の区別がつけば、それぞれの件数もお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

市内の空き家の数について、平成28年度に実施した調査時点では、市街化区域で170棟、市街化調整区域では145棟で、合計315棟でございました。

そのうち、平成30年12月に特定空家等認定基準により、危険な状態にあるなどの特定空家等と認定したものは8棟、令和2年8月末現在で特定空家等は市街化区域では1棟、市街化調整区域では2棟の合計3棟となっております。

平成28年度弥富市空家等対策協議会設置後、特定空家等の認定をした8棟のうち5棟につきましては、所有者と連絡、アドバイス及び指導書の送付を継続した結果、更地となり、特定空家認定を解除しております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、平成28年10月には、特別措置法に基づく弥富市空家等対策協議会が設置されているかと思いますが。空家等対策協議会ではどのようなことが話し合わ

れ、対策計画が作成された後は、どのような対応をなされていくのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

協議会は毎年2回開催されており、協議事項としましては、空家等対策計画の作成及び変更に関する事項、空き家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項、空き家等及び特定空家等の調査に関する事項、空き家の利用に関する事項、その他空き家等に関する対策に必要な事項を協議することとなっております。

今後の対策としまして、市ホームページや広報紙等により、住宅の所有者等に対し、自らの財産を次世代へ適切に引き継いでいただけるよう啓発してまいります。

また、管理不全な空き家等への対応につきましては、所有者等に適切に管理する義務がありますので、速やかに所有者等を特定し、必要な措置を行うよう働きかけるとともに、適切な管理の必要性についても理解を得るよう努めてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 令和2年4月には、不良住宅とみなされた空き家の除却を行う場合での工事費の一部を補助する制度が設けられました。空家除却費補助金の対象となる不良住宅とはどのようなものなのでしょうか。また、地域住民が不良住宅ではないかと見た場合、相談することはできるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

不良住宅は、住宅地区改良法第2条第4項には、主として居住の用に供される建築物または建築物の部分でその構造または設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいうと規定されております。

また、不良住宅の判定につきましては、構造一般の程度、構造の腐朽または破損の程度、防火上または避難上の構造の程度、電気設備、給水設備、排水設備、台所、便所の判定区分が政令で定められており、これらを基に現地調査を行い、当該空き家が不良住宅に該当するか否かを判定いたします。

また、その空き家が不良住宅かどうかについては、市都市整備課へ御相談いただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、平成31年1月に弥富市は宅地建物取引業協会と弥富市空家等対策に関する協定を結んでおります。この宅建協会との協定締結により、どのような効果が期待されるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。



○建設部長（大野勝貴君） 宅地建物取引業協会と協定を締結することにより、空家総合相談窓口を開設しており、空き家の売買、解体費用、管理などの相談で、行政では対応できない部分についても相談窓口として対応していただいております。

また、売手・買手を結びつけるエキスパートである空家マイスターを活用することで、空き家流通の活性化を目指しております。令和2年1月には、協会の愛知県空き家・空き地バンクポータルサイトを活用し、空き家バンクを開設しております。協会との締結後、空き家所有者がマイスターに相談し、空き家撤去に至り、他の土地利用を検討されている実績もございます。

市が実施する空き家対策を市民へ周知することにより、空き家に対する関心を持ってもらい、空き家の流通活性化を期待しております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） より空き家が有効に活用されることを期待します。

続きまして、その家に住民が住んでいるのかどうか。これは、自治会でどのような付き合いをしているのかなどは、その地域に住む方々が一番よく分かっておられるのだと思います。空き家の状況把握に関して、自治会との連携はどのようになされているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 自治会との連携といたしましては、区長、区長補助員の御協力により、自治会内において日頃適切な管理がなされず、周辺に悪影響を及ぼしている空き家の情報をいただいております。

本年も7月から8月にかけて、空き家の情報提供を区長、区長補助員の御協力により実施いたしました。御協力していただき御提供いただいた情報を基に、市職員の現場確認後、特定空家候補の実態把握に活用してまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 弥富市空家等対策計画において、空家等対策の基本方針の中にも空家等対策の基本施策の中にも空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用の促進とあります。一方で、高齢社会に突入する中で、ますますの高齢者福祉事業の充実や、障がい福祉計画でも示されているように、障がい者の生活の場の確保などが必要になってくると考えられます。そのような福祉施設として空き家を利活用する考えはありませんでしょうか。

福祉施設は、比較的穏やかな環境、本市においては市街化調整区域のようなどころにあるほうが、利用者、事業者ともに望ましい環境になるかと思えます。また、障がい福祉計画のヒアリングの中でも述べられておりましたが、初期設備投資が参入の足かせとなる状況が考えられる中で、既存の建物が活用できるとなると大きなメリットになります。しかし、調整区域内の空き家など既存の建物を利活用して福祉施設とするには様々な要件を整える必要が

あり、実質的に不可能に近い状況です。

そのような状況を踏まえて、福祉施設としての空き家を利活用する考えをお答えください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

福祉施設として空き家の利活用は、福祉施設や障がい者施設の確保には大変有効だと考えております。

しかし、市街化調整区域内の空き家が利活用可能なのかについては、空き家の建築経緯や利活用を希望する人の要件など様々な条件により個々に判断することとなり、利活用するためには都市計画法の許可が必要な場合や利活用ができない場合もございます。

福祉施設や障がい者施設の場合は、申請の内容が自己の業務用であって、都市計画法許可基準に該当する必要があるとともに、設置及び運営が基準に適合している必要がございます。あわせて、社会福祉施設の許認可権限を有する社会福祉施設担当部局と十分な調整が取れていることが必要となりますので、都市整備課まで御相談いただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 法令や基準が複雑に入り交じっているようで、難しい問題だと思うのですが、私が住んでいるような調整区域には新設の福祉施設や保育施設が建設され、地域福祉の一翼を担っていただいております。一方で、調整区域の空き家を福祉施設として利用しようとしたところ、使用不可だった事例があると聞いております。

単純に調整区域内の空き家を調整区域に福祉施設の建物を新設できるように福祉施設として利用できないかと思ったわけですので、関係部署間での調整が必要であるのであればその相談に親身に乘っていただき、できる可能性を考えていただいたり、どこが障壁になっているのかを整理していただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩をいたします。再開は午後3時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時38分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、早川議員。

○12番（早川公二君） 12番 早川公二でございます。

今回は、市内の狭い道路について1件質問していきたいと思っております。

市内の道路状況を見ますと、大半の道路は整備が行き届いて、通行に支障のない道路ばか

りであります。一部で擦れ違いが困難な道路はまだ幾つかありますが、緊急時に緊急車両が通行できない道幅ではございません。しかし、市内の一部には、車が擦れ違うどころか普通乗用車では通行が困難な道がある地域があります。荷之上・五之三地区であります。

そんな中でも、郷中においては一部大変狭く、救急車、消防車等が通行困難な道路があり、社会生活等において大変不便かつ安全性に欠けていると思われま。

以上のことから、道路拡幅が必要ではないでしょうか。現在、地元住民の方からの要望はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

荷之上・五之三地区からの道路拡幅の要望については、現在のところ荷之上町中焼田・川田地内の市道荷之上32号線の1路線があります。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 1路線の要望は出ておるといことですが、あの辺の地区は狭い道路は1路線ではなかったと思います。今言われた路線以外は、過去に要望が出され、実施済みということでしょうか。過去の要望箇所の実施状況をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

この地区における整備実績につきましては、市道五明荷之上線、市道五之三71号線等の路線があり、直近では五之三焼田地内の市道五之三45号線、78号線が今年度完了予定であります。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 過去の要望箇所においては実施済み、完了予定ということですが、では、1問目の要望があった箇所の申請は、今回が初めての申請であったのか、また過去から申請があったのか。そしてまた、以前から申請が出されておったのであれば、なぜ要望に答えてこられなかったのか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

議員御質問の路線については、平成24年度、平成28年度、令和2年度に土木申請書の提出がありましたが、荷之上・五之三地区においては、合併後の平成18年度以降、8路線の拡幅整備を継続して実施しております。

このことから、幹線道路整備や他地区からの生活道路整備要望などを考慮しながら、次の整備路線を選定してきたためであります。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 2問目の答弁で、五之三78号線ほか1路線が今年度完了予定と聞きました。過去から出ておるものは今年度完了するというふうに聞いております。

では、いよいよ1問目の要望の箇所の工事の実施に入るといふことでいいのでしょうか。今後の拡幅の計画をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど担当から御答弁させていただきましたが、今後の整備計画としては、市全体の予算を考慮しながらではありますが、幹線道路の整備、他地区からの生活道路整備要望など様々な角度から検討し、整備路線を選定していきたいと考えております。

御質問の荷之上・五之三地区は、耕地整理以降、面整備が行われておらず、集落内にはまだまだ3尺水路、1間道などといった状態が残っております。整備につきましては、様々な角度からいま一度検討してまいりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） じゃあ、1問目で要望があった箇所は、今後整備しないということでもいいですか。改めてお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 今、御答弁申し上げましたとおり、整備につきましては、様々な角度からいま一度検討してまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 不平等じゃないですか。同じ市内に住んでおって、私の自宅の近所で緊急車両が通れない道はないですよ、はっきり言って。私が以前から気づいていたのが、今日質問させていただいた荷之上・五之三地区ですよ。緊急車両が通行困難なところに住んでいる人が困っているから、28年度、令和2年度と拡幅をしてくださいと要望書を提出しておる状況ですよ。その緊急車両が通行困難なところに住んでいる人の気持ちをもっともっと考えていただきたいです。

市長の地元じゃないんですか。やったらいいじゃないですか。近くの整備もできずに遠くの整備をするんですか。まずは市長の地元の整備をやってくださいよ。再度お伺いします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 早川議員のほうから市長の地元ではないかというようなお話があったわけですが、五之三・荷之上地区につきましては、本当に昔のままの状態が残っているわけですが、

そうした中で私たちは日々生活をしているわけですし、私の自宅の北側でも火災がありまして、お一人亡くなられたということがあります。それも消防自動車がすぐには入れなかつ

たというようなこともあるわけですが、順番でございます。なかなか今、住宅等も建っておりまして、なかなか整備が進まないわけですが、順番に整備をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 優先順位を上位に上げていただきますことを強く要望いたしまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（大原 功君） 議事整理のため、ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時53分 休憩

午後3時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐藤仁志議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） お時間をいただき発言をさせていただきます。

9月4日の本会議における一般質問の発言の中で、不適切な発言がありましたのでおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

なお、発言につきましては、発言取消しの申出を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時56分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 高橋 八重典

同 議員 鈴木 みどり

令和2年9月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 板倉克典  | 2番  | 那須英二  |
| 3番  | 小久保照枝 | 4番  | 堀岡敏喜  |
| 5番  | 加藤明由  | 6番  | 佐藤仁志  |
| 7番  | 横井克典  | 8番  | 江崎貴大  |
| 9番  | 加藤克之  | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二  |
| 13番 | 平野広行  | 14番 | 三浦義光  |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 12番 | 早川公二 | 13番 | 平野広行 |
|-----|------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                |        |                   |        |
|----------------|--------|-------------------|--------|
| 市 長            | 安藤正明   | 副市長               | 村瀬美樹   |
| 教 育 長          | 奥山 巧   | 総務部長              | 渡邊秀樹   |
| 市民生活部長         | 横山和久   | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 宇佐美 悟  |
| 建設部長           | 大野勝貴   | 教育部長              | 山下正己   |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 伊藤重行   | 総務部次長兼<br>企画政策課長  | 佐野智雄   |
| 総務部次長兼<br>防災課長 | 伊藤淳人   | 会計管理者兼<br>会計課長    | 伊藤 えい子 |
| 監査委員<br>局長     | 佐藤雅人   | 健康福祉部次長兼<br>福祉課長  | 大木弘己   |
| 建設部次長兼<br>農政課長 | 小笠原己喜雄 | 建設部次長兼<br>土木課長    | 伊藤仁史   |
| 財政課長           | 立石隆信   | 人事秘書課長            | 山森隆彦   |
| 税務課長           | 横江兼光   | 収納課長              | 細野英樹   |
| 市民課長           | 鈴木博貴   | 市民協働課長            | 安井幹雄   |
| 商工観光課長         | 浅野克教   | 十四山支所長            | 山田 淳   |
| 保険年金課長         | 服部利恵   | 健康推進課長            | 山守美代子  |

介護高齢課長兼  
総合福祉  
センター所長兼  
十四山総合福祉  
センター所長

藤井清和

児童課長

飯田宏基

都市整備課長

梅田英明

下水道課長

水谷繁樹

学校教育課長

渡邊一弘

生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長

中野修

歴史民俗資料館長

伊藤隆彦

#### 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

柴田寿文

書

記

佐藤文彦

書記

鷺尾里恵

#### 6. 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2 議案第49号

令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第3 議案第50号

令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第51号

令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第52号

令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 認定第1号

令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第2号

令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第3号

令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第4号

令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

日程第10 認定第5号

令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第6号

令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

日程第12 認定第7号

令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

（追加提案）

日程第13 議案第53号

令和2年度弥富市一般会計補正予算（第6号）



~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第49号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第3 議案第50号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第51号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第52号 令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 認定第1号 令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第2号 令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第3号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第4号 令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第5号 令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第6号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第7号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第49号から日程第12、認定第7号まで、以上11件を一括議題といたします。

本案11件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 以上、質疑を終わります。

議案11件はお手元に配付してあります議案配付表のとおり所管の委員会に付託をいたします。

本日、安藤市長より議案第53号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号を本日の日程に追加し、議題といたしますことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第53号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

○議長（大原 功君） この際、日程第13、議案第53号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第53号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましても、金魚養殖業支援事業費補助金等の関係費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第53号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ751万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を209億6,435万5,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、農林水産業費県補助金375万円、財政調整基金繰入金376万9,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、農林水産業費におきまして、金魚養殖業支援事業費補助金750万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより、議案第53号の質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 議案第53号について質疑をさせていただきます。

まず、今、新型コロナウイルスの影響によってお祭り等が開けなくなって、金魚漁業組合は本当に大変な状況だと思います。その対応としてこうした議案が出てきており、支援策を打ち出しているわけでございますけれども、この内容について少しお聞きさせていただきます。

まず1つ目、どこでどうやって配っていくんでしょうか。お願いいたします。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） まだ、県、それから金魚組合と細かい打合せをしておりますが、公共施設延べ6か所で金魚のセットと金魚をお配りいたします。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） まだ詳細は決めていないということで、6か所ということでございました。ぜひ分かりやすいところに置いていただければと思います。

また、この単価としてはどれぐらいのもので、そのセット数、配付数としてはどれぐらいの規模を考えているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 金魚を五、六匹、それから飼育セット、エアーポンプ付きの飼育セットですけれども、こちらは単価というか、2,000円を想定しております。

それで、セット数ですが、1か所200セットというふうで考えております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 200セットの6か所ということで1,200ぐらいということで、数としてはやはりまだ少ないのかなとは思いますが、できる限りこれをより多くの方に広めていただいて、PR効果も高めながら、金魚組合に支援していただければと思います。

また、議運でも説明が少しありましたけれども、SNS等で発信されることを期待しているということでございますけれども、条件としてはどのような方がもらえるのか、どういう扱いにするのかちょっと分かりませんが、例えば先着順なのか、イベントでそういった機会を開いて抽せんによって配付するのか、そんなようなことは分かりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 先ほど申しましたように、細かいところ、詳細はまだ決まっておりますが、基本的に先着順、券をお配りいたしまして、帰りに寄ってもらうようなことを考えております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） より多くの方々にPRできるように、例えばSNS等で発信していただける方というようなアンケート等も取りながらやっていただければと思いますので、ぜひ支援のほうを頑張っていただければと思います。以上です。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 会議を再開いたします。

本案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時09分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

令和2年9月23日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 板倉克典  | 2番  | 那須英二  |
| 3番  | 小久保照枝 | 4番  | 堀岡敏喜  |
| 5番  | 加藤明由  | 6番  | 佐藤仁志  |
| 7番  | 横井克典  | 8番  | 江崎貴大  |
| 9番  | 加藤克之  | 10番 | 高橋八重典 |
| 11番 | 鈴木みどり | 12番 | 早川公二  |
| 13番 | 平野広行  | 14番 | 三浦義光  |
| 15番 | 佐藤高 清 | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 14番 | 三浦義光 | 15番 | 佐藤高 清 |
|-----|------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                |        |                   |        |
|----------------|--------|-------------------|--------|
| 市 長            | 安藤正明   | 副 市 長             | 村瀬美樹   |
| 教 育 長          | 奥山 巧   | 総 務 部 長           | 渡邊秀樹   |
| 市民生活部長         | 横山和久   | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 宇佐美 悟  |
| 建設部長           | 大野勝貴   | 教 育 部 長           | 山下正巳   |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 伊藤重行   | 総務部次長兼<br>企画政策課長  | 佐野智雄   |
| 総務部次長兼<br>防災課長 | 伊藤淳人   | 会計管理者兼<br>会計課長    | 伊藤 えい子 |
| 監査委員<br>局長     | 佐藤雅人   | 健康福祉部次長兼<br>福祉課長  | 大木弘己   |
| 建設部次長兼<br>農政課長 | 小笠原己喜雄 | 建設部次長兼<br>土木課長    | 伊藤仁史   |
| 財政課長           | 立石隆信   | 人事秘書課長            | 山森隆彦   |
| 税務課長           | 横江兼光   | 収納課長              | 細野英樹   |
| 市民課長           | 鈴木博貴   | 市民協働課長            | 安井幹雄   |
| 商工観光課長         | 浅野克教   | 十四山支所長            | 山田 淳   |
| 保険年金課長         | 服部利恵   | 健康推進課長            | 山守美代子  |

|                                                 |      |                              |      |
|-------------------------------------------------|------|------------------------------|------|
| 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 藤井清和 | 児童課長                         | 飯田宏基 |
| 都市整備課長                                          | 梅田英明 | 下水道課長                        | 水谷繁樹 |
| 学校教育課長                                          | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 中野修  |
| 歴史民俗資料館長                                        | 伊藤隆彦 | 図書館長                         | 服部朋夫 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 柴田寿文 | 書記 | 佐藤文彦 |
| 書記     | 鷺尾里恵 |    |      |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発言の取消し申出について
- 日程第3 議案第49号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第50号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第51号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第52号 令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第53号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 認定第1号 令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- （追加提案）
- 日程第15 議案第54号 物品の買入れについて
- 日程第16 議案第55号 物品の買入れについて
- 日程第17 議案第56号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第18 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及

び拡充を求める意見書の提出について

日程第19 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第20 発議第7号 加藤明由議員に対する辞職勧告決議について

日程第21 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、三浦義光議員と佐藤高清議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 発言の取消し申出について**

○議長（大原 功君） 日程第 2、発言の取消しの申出がありました。議題といたします。

お諮りいたします。

佐藤仁志議員から 9 月 4 日の本会議において、一般質問の発言について、お手元に配付しました発言取消申出書のとおり取消しの趣旨の申出がありました。

この取消申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、佐藤仁志議員からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 49 号 令和 2 年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 4 議案第 50 号 令和 2 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第 51 号 令和 2 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 52 号 令和 2 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 53 号 令和 2 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 8 認定第 1 号 令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 2 号 令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 3 号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 4 号 令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 5 号 令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 6 号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 7 号 令和元年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について



○議長（大原 功君） この際、日程第3、議案第49号から日程第14、認定第7号まで、以上12件を一括議題といたします。

本案12件に関しては、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） 行財政委員会に付託されました案件は、議案第49号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）をはじめ12件です。

本委員会は、去る9月11日、14日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部、建設部の所管する付託事項の審査をいたしました。

まず、議案第49号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）の審査をいたしました。

最初に市側より説明があり、委員より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、国の1次、2次合わせて上限に達したと見ていいかとの質問に、市側より、この額の補正で1次、2次分の交付限度額に達する額での補正ですとの答弁がありました。

続けて、プレミアム商品券等で残った場合は、他のコロナ対策に流用することは可能かとの質問に、市側より、4億7,000万円ほどの事業を実施する予定であり、1次、2次の合計で限度額が3億6,000万円ほどであり、1億円ほど不足している状況です。下回って余れば他のものにも使うことは可能であるが、現状ではそういうことはないと考えているとの答弁がありました。

次に、総務部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、経常収支比率が91%となり、初めて90%を超えた。その要因は何か。来年度予算編成に向けての考えはあるかとの質問があり、市側より、特別会計への繰出金の増加であり、後期高齢者に対する療養給付費の増加や介護保険給付費繰出金が増加したことなどが大きな要因であります。来年度予算編成に向けては、真に必要な施策について限られた財源を可能な限り重点的かつ効率的に配分することを基本として取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、建設部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、道路維持、道路改良、道路等清掃について、市民からの要望に十分対応できたかとの質問があり、市側より、平成30年度、令和元年度要望の施工実績については、

現場確認の後施工していますが、主な道路改良・舗装修繕において56申請中27申請を施工しています。また、道路等清掃業務においても、市道の適正な維持管理に努めており、おおむね要望に対応できたものと考えているとの答弁がありました。

14日には、所管を入れ替え、市民生活部・健康福祉部・教育部の所管する付託事項の審査に入り、まず議案第49号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）から議案第53号弥富市一般会計補正予算（第6号）までの5件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員より、金魚の水槽セット数は、1か所200セットを6か所で開催するというので1,200セットですかとの質問に、市側より、現在のところそのとおり進めていく予定ですとの答弁がありました。

また、金魚の購入費が人件費を含んで510万円程度ということであるが、これは市内の金魚生産者へお金が回っていく効果を目的としているのか。組合への支援となるのかとの質問に、市側より、金魚は市内の生産者から購入して配付しますので、組合というよりは生産者に対して支援していく考えですとの答弁がありました。

次に、市民生活部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、結婚新生活支援補助金の実績は。今後の定住者を増やす対応はどの質問があり、市側より、令和元年度の交付実績は8件であり、8件のうち4件が夫婦両方も弥富市以外からの転入でした。定住者を増やし、人口減少社会に対応していくため、「弥富市に住んでみたい！住み続けたい！を考えるワークショップ」を開催し、そこで出されたアイデア等を参考にしていきたいとの答弁がありました。

次に、健康福祉部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、自立相談支援事業を市社会福祉協議会に委託しているが、就労その他の自立につながった事例や成果は確認しているかとの質問があり、市側より、令和元年度中に新規で受けた件数は47件であり、そのうち就労その他自立につながった件数は38件でありました。随時調整会議を行い、利用者についての報告を受け、支援内容の確認を行っていますとの答弁がありました。

次に、教育部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、学校給食調理業務委託料が、児童・生徒の人数が減っている中、前年度に比べて増額となっているが、その理由はどの質問があり、市側より、学校給食調理業務委託料は3年間の長期継続契約で、契約時に年度ごとの予定支払額を定めており、児童・生

徒の人数等により変動することはありません。増額となったのは、契約上の年度ごとの差額に加え、令和元年10月から始まった消費税の増税分ですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定については、子育て環境整備、公園、歩道、防災など整備すべきところにお金が回っておらず、大型公共施設投資に前向きな状況である。整備ができていないところに予算を割り当てて整備を行っていただきたい。

認定第3号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計からの繰入金が減って加入者の負担が大変な状況にある。加入者に対しての負担の軽減に努めていただきたい。

認定第4号令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、加入者の負担が大きくなってきている。基金等を活用して、負担軽減に努めるとともに、国・県にしっかり要望し、加入者に対しての負担を軽減するよう求めていただきたい。

認定第6号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、減価償却費が見えてこないが、多額に発生しており、今後の大きな負担となることが予測される。負担の少ない合併浄化槽等に切り替えていく必要があると考えるが、まだまだその方向にたどり着いていないとの反対討論があり、採決の結果、議案第49号から議案第53号までの5件については、全員賛成で原案を了承、認定第1号は賛成多数で原案を了承、認定第2号は全員賛成で原案を了承、認定第3号から認定第7号までの5件については、賛成多数で原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時14分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告に従いまして、まず反対討論を許します。

那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

日本共産党弥富市議団を代表して討論させていただきます。

まず、認定第1号、一般会計歳入歳出決算認定については、県内ほとんどの自治体で実施されている土曜日の午後の保育など、子育て環境に関してはまだまだ整備が遅れています。また、弥富市内の公園は少なく、道路や歩道は危険なところが多々あり、防災はまだ不十分などになっております。こうした必要な部分に予算が回らず、JR橋上化、自由通路化などの大型公共事業に前のめりの状況になっております。決算を踏まえ、必要な整備ができていないところにしっかりとした予算を割り当て、整備を行っていくべきものであると思います。

また、国民健康保険税の特別会計決算認定については、加入者は比較的弱者が多く、負担は限界に来ているにもかかわらず一般会計の繰入れが減っており、負担の軽減も少なくなっています。一方、全国知事会等で国に対し1兆円の負担を求めているにもかかわらず、県は実態を把握しつつも負担軽減のための繰入れを行わず、指示も出させない、このような状態を含め抜本的な見直しが必要と考えます。

介護や後期高齢者に関しても同様で、その負担は重くサービスも受けにくくなっています。基金等を活用し、負担軽減に努めるとともに、国・県に対してしっかりと要望し、市民の負担を軽減するよう、市長においては市民を守る立場で頑張りたいと思っています。

また、農業集落排水事業及び公共下水道事業については、弥富市の一番の財政を圧迫している理由になっています。その負担は毎年5億円ほどある上に、減価償却費が入っていないことにもっと強い危機感を持って対策をすべきと考えます。今年度においては、別会計に試算され約5億円の減価償却費が計上されておりました。それを踏まえると、5億プラス5億、10億規模の毎年の負担になっており、今後も財政を大きく圧迫するものになっていくものと思われる。今後の財政計画を示すとともに、しっかりとした対応策を考えていく必要があると思われる。

造ったら直す、補修する、更新する費用が増えるということなので、今でさえ限界に来ているこの負担をこれ以上増やさない方向へ、大胆に切り替えていくべきである。よって、国の補助があと5年で、できるところまで事業を進めると今市のほうが言っておりますけれども、その方針自体を改めていく必要があるのではと、決算を見てつくづく感じるようになります。

また、いまだ弥富市行政がその立場に立っていないのが問題だと思います。造るときは国の補助が得られても、直すときはほとんど出ません。市が一番財政を心配しなければならないのは、この下水道事業であるという認識をしっかりと真に見据え、対応すべきである。以上の

理由等により、この6件の認定に対し反対させていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

討論がないことを確認いたしましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号から議案第53号まで、以上5件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第53号まで、以上5件は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第1号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第2号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、認定第3号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、認定第4号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第5号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第6号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第7号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

本日、安藤市長から議案第54号から議案第56号まで、以上3件が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号まで、以上3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第54号 物品の買入れについて

日程第16 議案第55号 物品の買入れについて

日程第17 議案第56号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

○議長（大原 功君） この際、日程第15、議案第54号から日程第17、議案第56号まで、以上3件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第54号物品の買入れにつきましては、学校情報機器タブレット等を買入れるため必要があるものでございます。

次に、議案第55号物品の買入れにつきましては、学校情報機器タブレット用ソフトを買入れるため必要があるためでございます。

次に、議案第56号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行する場合を見据え、高齢者等のインフルエンザワクチン接種の自己負担額をなしとするための関係予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を教育部長に求めます。

なお、補正予算につきましては、総務部長に求めます。

まず、山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） 議案第54号物品の買入れについて御説明申し上げます。

1. 物件名、学校情報機器（タブレット等）。内訳といたしましては、1枚はねていただきまして、別紙の一覧のとおりでございます。2. 買入れ金額、1億8,480万円。3. 買入れ先、リコージャパン株式会社販売事業本部、中部MA事業部公共営業部でございます。4. 契約の方法、2名の一般競争入札です。

弥富市内小・中学校の学校情報機器（タブレット等）を買い入れるものでございます。

次に、議案第55号物品の買入れについて御説明申し上げます。

1. 物件名、学校情報機器、タブレット用ソフトでございます。内訳といたしましては、1枚はねていただきまして、別紙の一覧表のとおりでございます。2. 買入れ金額、5,830万円。3. 買入れ先、リコージャパン株式会社販売事業本部、中部MA事業部公共営業部。4. 契約の方法、2名の一般競争入札。

弥富市内小・中学校の学校情報機器（タブレット用ソフト）を買い入れるものでございます。

以上です。

○議長（大原 功君） 次に、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第56号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ973万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を209億7,409万円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、衛生費県補助金の新型コロナウイルス感染症対策、高齢者インフルエンザ予防接種費補助金973万5,000円を新たに計上するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、衛生費におきまして、個別予防接種等委託料973万5,000円を増額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大原 功君） これより、質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

質疑させていただきます。

議案第56号に関してでございます。

まず、提案理由としてございました新型コロナウイルスの流行が同時期になることを避け

たいということでございましたけれども、コロナで同時期の流行を避けたいというのであれば、学校や保育所でも同じと思いますけれども、その辺りの市の見解をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 那須議員のほうから小学校、中学校、また幼児のお子様にとというようなことですが、新型コロナウイルス、そしてまたインフルエンザに同時にかかってしまった場合のやっぱりリスクを考えますと、御高齢の方が一番重篤になる率が高いということで、愛知県のほうがこのような方々、65歳以上の方々に対して全額負担をしますということで、県のほうの事業として来ておりますものですから、それに対して市のほうが今回上程をさせていただいたということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この補正予算のほうを見ますと、全額県の補助ということでございます。ただ、やはり重篤化するのが高齢者の方が多いということで、その辺りに関しては一部理解することはできますけれども、やはり学校や保育所でもインフルエンザが流行したら、インフルエンザかコロナか初期症状では判断できないという状況になります。そうしますと、やはり病院のほうが大変な状況になってしまっている上に、さらに負担をかけてしまうということなので、それを避けるためにはやはりこうしたところにも補助が必要なのではないかなと思います。

大治町では、1,000円で中学生以下がこうしたインフルエンザ予防の注射を受けられるという補助をすることが、私どもの情報で耳に届いております。蟹江町自体はもともとコロナにかかわらず、中学生以下にはインフルエンザの補助があるということでございます。こうした市が独自に上乘せして行えば、こうした事態を少しでも軽減することができるかと思えますので、ぜひ市が独自で上乘せして、例えば18歳以下、あるいは中学卒業まで、同じように補助する考えはありますでしょうか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 全ての方々に対しましての補助というようにお話ではございますが、他市町の全ての児童・生徒、学生さんたちの補助ということでございますが、他市町の状況もきちんと検証しながら今後の課題として進めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今後の課題と言っている間に、今年度終わってしまうので、ぜひ早急な対応をできるように、市のほうでしっかりと決断していただけることを心から期待して、質問のほうは終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第56号まで、以上3件は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号まで、以上3件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしを確認いたしましたので、これより討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第54号から議案第56号まで、以上3件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号まで、以上3件は原案どおり可決決定いたしました。

早川議員から発議第5号及び発議第6号の提出がされました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号及び発議第6号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第19 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（大原 功君） この際、日程第18、発議第5号及び日程第19、発議第6号、以上2件を一括議題といたします。

提案は議員提案ですので、提出者の早川議員に提出の理由の説明を求めます。

早川議員。

○12番（早川公二君） それでは、発議第5号から発議第6号までの2件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第5号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、令和3年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されるため、そのようなことにならない令和3年度地方財政対策及び地方税制改正をされるよう国に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書2件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、これより討論を終結し、採決に入ります。

発議第5号及び発議第6号、以上2件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号及び発議第6号の以上2件は、原案どおり可決決定いたしましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出いたします。

佐藤高清議員ほか7名より、発議第7号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第20 発議第7号 加藤明由議員に対する辞職勧告決議について

○議長（大原 功君） この際、日程第20、発議第7号加藤明由議員に対する辞職勧告決議案について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、加藤明由議員の退場を求めます。

〔5番 加藤明由君 退場〕

○議長（大原 功君） 本案は議員提案ですので、提出者である佐藤高清議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 発議第7号加藤明由議員に対する辞職勧告決議について、決議案を述べさせていただきます。

加藤明由議員に対する辞職勧告決議（案）。

令和2年7月22日、名古屋地方裁判所にて、弥富市を被告として加藤明由さんほか2名が提起した損害賠償請求住民訴訟事件につき、訴えを却下する判決がなされ、原告が控訴を断念し、当該判決が確定しました。

弥富市は、当該訴訟の提起により新庁舎建設工事の着手が遅延し、工事費用の増加等により大幅な時間的、経済的な負担が発生をしております。もとより地方自治法に基づく監査請求、住民訴訟制度は、市民が政治に関心を持ち税金の無駄遣いを監視し、もって地方自治に資する制度ですので有用に利用されるべきものであります。

ところで、加藤明由さんは弥富市政を考える会として活動を行っており、市民オンブズマンを目指すとして選挙公報にも記載し、本年2月の弥富市議会議員選挙で当選されております。

本来オンブズマン活動は、行政の外部から行政を監視しこれを是正するものであります。地方議会は地方行政の一翼を担っている側面があり、地方議会の議員がオンブズマン活動を行うことは本来の趣旨に合致しない要素もあり、オンブズマン活動をゆがめてしまう可能性もあります。なお、「弥富市政を考える会」は、平成27年2月13日に解散をしているとのことであり、選挙公報にも疑義が生じております。

今回、加藤明由さんが住民訴訟を提起されたのは平成30年のことであり、一般市民としての行動ですので全く問題があるわけではありません。しかしながら、加藤明由さんが弥富市議会議員となられた以上、オンブズマン活動を行うのはいかがなものかと考えます。

議員が弥富市行政の不正をただすには、議員として活動に専念すれば足りることですし、一般市民からは議員なのに弥富市に大きな負担を負わせる結果となる住民訴訟を提起していたことが奇異に思われるところであり、この際、加藤明由さんがオンブズマン活動に専

念されるのであれば、ぜひとも議員を辞職していただきたく考えます。

今回、弥富市勝訴が確定した住民訴訟を提起した加藤明由議員に対しては、弥富市に多大な負担を強いる結果となった事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告するものであります。

以上、決議する。令和2年9月23日。弥富市議会。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 提出者に関して、この発議第7号に関して質疑させていただきます。

この辞職勧告決議の文の中には、オンブズマン活動ということできりに出てきておりますけれども、提出者及び賛成者が考えるオンブズマン活動とは、一体ここでいうと何なのでしょう、お答えください。

○議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

○15番（佐藤高次君） 先ほど私が提案を述べさせていただきました。まだ那須議員に提案の理由が納得されていないようですので、再度提案理由を全文述べさせていただきます。

提案理由。

いいですか、那須議員。

令和2年7月22日、名古屋地方裁判所において、弥富市を被告として加藤明由さんほか2名が提起した損害賠償請求住民訴訟事件につき、訴えを却下する判決がなされ、原告が控訴を断念し、当該判決が確定をいたしました。

弥富市は当該訴訟の提起により、新庁舎建設工事の着手が遅延し、工事費用の増加等により大幅な時間的、経済的な負担が発生しております。もとより地方自治法に基づく監査請求、住民訴訟制度は市民が政治に関心を持ち税金の無駄遣いを監視し、もって地方自治に資する制度ですので有用に利用されるべきものであります。

ところで、加藤明由さんは「弥富市政を考える会」として活動を行っており、市民オンブズマンを目指すとして選挙公報にも記載をし、本年2月の弥富市議会議員選挙で当選されております。

本来オンブズマンの活動は、行政の外部から行政を監視しこれを是正するものであります。地方議会は地方行政の一翼を担っている側面があり、地方議会の議員がオンブズマン活動を行うことは本来の趣旨に合致しない要素もあり、オンブズマン活動をゆがめてしまう可能性

もあります。なお、「弥富市政を考える会」は、平成27年2月13日に解散をしているとのことでもあります。選挙公報にも疑義が生じております。

今回、加藤明由さんが住民訴訟を提起されたのは平成30年のことであり一般市民としての行動ですので全く問題があるわけではありません。しかしながら、加藤明由さんが弥富市議会となられた以上、オンブズマン活動を行うのはいかなものかと考えます。

議員が弥富市行政の不正をただすには議員として活動に専念すれば足りることですし、一般市民から議員なのに弥富市に大きな負担を負わせる結果となる住民訴訟を提起していたことが奇異に思われるところでもあります。

この際、加藤明由さんがオンブズマン活動に専念されるのであればぜひとも議員を辞職していただきたく考えます。今回、弥富市勝訴が確定した住民訴訟を提起した加藤明由議員に対しては、弥富市に多大な負担を強いる結果となった事態の重大さを真摯に受け止めていただき、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告するものであります。

以上、決議する。令和2年9月23日。弥富市市議会。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私が申し上げたいのは、そういうところではなくて、この内容を省略して要約すると、議員がオンブズマン活動を行うのはいかなものかということだと思っておりますけれども、ここに書いてあるように、議員が弥富市行政の不正をただすには、議員として活動に専念すれば足りるということでもあります。要は、加藤議員がオンブズマン活動を現在行っているのかどうか。いや、そういうことじゃなくて、やはり私は別に議員として内部から疑義をただしているんじゃないかというふうに思うんですけれども、オンブズマン活動を行っているという根拠というか、そういった具体的な事例等を上げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高君） 那須議員、ただいま2回提案理由を述べさせていただきました。あなたの考えと提案した私の考えは大きく差があるわけでありまして、あなたの質問に答える必要はありません。私の提案した理由に賛同いただければ、賛成をしていただきたい。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 考えが違うといきなり言われましても、私の考えというよりは質問をさせていただいたわけですし、その内容がどういう活動を指しているのかが捉えられないものですから、質問をさせていただいたわけですが、考えが乖離しているということではなかったですか、提案者の方。そのように私としては処理させていただいて、今後の採決等に加わりたいと思いますけど。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） もう一回読み上げてもよろしいですよ。

提案理由が理解できなかったら。もう一回行きますか。

あなたと提案した私とは、大分考えが違います。これだけの文字にして提案した以上、これで了解していただきたい。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そのような対応でありますので、質疑のほうは終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 先に討論させていただきます。

この発議第7号に関して、日本共産党弥富市議団を代表して討論させていただきます。

まず、この辞職勧告決議の文面に関していえば、住民訴訟の件が多く含まれております。これは単に加藤明由議員の責任云々よりも、市民の権利を牽制して圧力をかけることになるかどうかの問題に発展しかねないと思います。わざわざこうした住民訴訟の件を持ち出すということは、やはりその危惧が拭えないものになります。

また、先日の全員協議会においても、行政自身が、住民訴訟は地方自治法第242条に書かれている権利であり、それ以上追求しないとしていたものをぶり返し議会が決議することではないと私は考えます。そのことを皆さんにぜひ御了承いただきまして、そのことを念頭に置いて採決に加わっていただければと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番の堀岡でございます。

反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも議会の自浄能力として決議をしますのは、違約があれば不信任案決議、辞職勧告決議、問責決議というのがございますが、これを決議する場合というのは、あくまでも現職において議員として、規則また条例、また議会倫理に明らかに反則していると、それを議会の中で明らかな事実としてある場合のみだと思えます。今回、当該議員さんのあくまでも議員になる前の案件でありまして、この件に関して、どういう議員としての辞職を求めるのか、また問責を求めるのか、また不信任を求めるのか、その辺りというのが明らかになっていない。私としては、不信任や辞職勧告に当たらないと判断いたしますので、反対討論とさせていただきます。あくまでも議会の自浄能力として行うのが今回の決議だということであれば、理由としては不十分だと思えます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論ないことを確認いたしましたので、これより討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第7号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立7人でありますので、ただいま報告いたしましたとおり可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について、議長は賛成いたしますので、裁決をいたします。賛成です。

加藤明由議員の入場を求めます。

〔5番 加藤明由君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、これをもって、令和2年第3回弥富市議会定例議会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時02分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 佐 藤 高 清